

被災者に寄り添う人間本位の復興をもとめて

～東日本大震災津波から 10年の活動記録～



2021年10月

東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議

写真で振り返る活動記録

2011



いわて労連に共同対策本部を設置 (2011.3.13)



県立高田病院屋上にて職員会議 (2011.3.12 朝5時45分)

被災直後



県立高田病院の朝ミーティング (2011.3.16 被災6日目)



人命救助・被災者支援など県に申し入れ (2011.3.16)



支援物資を積み込んで被災地に向かう
医労連・いわて労連 (2011.3.18)



新聞各社も大きく報道



全国から寄せられた激布や支援物資（2011.4）



大船渡市三陸町崎浜で小学生たちが震災の復旧を願って作成しました



長引く避難生活のため栄養バランスに配慮したお弁当を届けました（いわて生協）



大船渡市三陸町越喜来の民宿あづま荘にボランティアセンターを立ち上げ、全国から支援をいただきました（2011.6.2）



被災した県立高田・大槌・山田病院の再建と釜石・大東病院の復旧を県に要請（2011.6.10）



県医労 鈴木県知事候補との協定書締結（2011.7）



復興県民会議として宮舘副知事に要請（2011.7.15）



地域医療を守る全県交流会へ～復興の願い集めて～遠野市にて（2011.9.24）

2012



いわて生協の移動店舗「にこちゃん号」が仮設住宅を回って買い物支援（2012～）



マッサージ会（生建会と医療生協 2012.7.4）



県立大東病院の復旧を求めて開催した地域医療を考える学習会 in 一関（2012.2.12）

野田村の仮設住宅団地集会所でお茶っこ会を2016年まで毎年開催（2013.4.21）



2013



被災者本位の復興を求めるいわて復興一揆大行進（2013.11.3）



被災者の声を聴け12.13国会総行動（2013.12.13）

2014



被災者生活再建支援制度の拡充を求めて署名推進協議会を結成 (2014.9.11)



JR山田線・大船渡線の鉄路復旧を求めて太田国交大臣に要請 (2014.6.18)

2015



全国から集まった56万2,551筆の署名を提出 (2015.2.12)

2016



山田お茶っ会 23名参加 (生建会 2016.6.28)

2018



災害対策全国交流集会2018 in いわて 大槌町 三陸花ホテルはまぎく (2018.11.11)

継続活動



仮設団地や災害公営住宅の集会所でいわて生協ふれあいサロンやお茶っ会を継続して開催し喜ばれました



被災者を支援する「福祉灯油」の県議会請願を11年間続けてきました



ボランティアバスは9年間で191回取り組まれました (花壇づくり作業)

はじめに

2011年3月11日の東日本大震災・大津波から10年が経過しました。

岩手県は「被災者一人ひとりに寄り添う人間本位の復興の実現」という理念のもと復旧・復興に取り組み、各被災自治体も一日も早く住民に本来の生活をとり戻させるべく全力を挙げて復旧・復興事業に取り組んできました。その結果、土地地区画整理、防災集団移転、災害公営住宅等のハード面の整備は一部地域を除いて終わりつつあります。高速道路も整備され、被害が比較的少なかった地域では住宅や店舗が立ち並び、震災は過去のこととなったかのようにも見えます。しかし、海岸線には高さ十数メートルもの巨大な防潮堤が三陸の美しい海を拒絶するかのようにつながっています。かさ上げ等に膨大な時間を要し、住宅や店舗建設の見通しも立っていない被災地も存在しています。事業者の3割以上が再建できず、人口も大槌町で27.6%、山田町で20.7%、陸前高田市で20.5%と大きく減少しています。震災関連死も469人、仮設住宅や災害公営住宅での孤独死も91人に達し、子どもや高齢者の「心のケア」の受診件数も増加しています。

私たちは、2011年7月9日に復興県民会議を結成して以降、多くの方々の支援や協力を得て活動を続けてきました。そして、私たちの活動は、ハード面の整備がほぼ終了した今こそ真の「人間本位の復興」を実現するためのスタートにしていかなければならないと考えています。

こうした思いから、震災から10年を経過した現時点において、これまでの取り組みを振り返り、今後の活動のありかたについて検討や見直しを行なうため、本報告書を取りまとめることにしました。また、本報告書で取りまとめた活動の成果や反省は今後の災害復旧・復興活動への取組への教訓となるのではないかと考えています。

なお、本報告書は、存在する記録等の資料に基づいて取りまとめたものであり、抜け落ちていたり、不正確であったりする可能性があります。また、復旧・復興のあり方やその到達点、活動の評価等は、あくまでも座談会や編集に携わった者の主観に依拠しています。したがって、活動の記録としてもまた評価としてもより正確で正しいものにしていくために、皆さまから是非意見や批判をお寄せいただきたいと考えています。いわば、本報告書は活動の記録としてもその評価としても第1次稿のようなものであり、今後皆さんのご意見を受けて完成させていきたい、そう願っています。

【目次】

はじめに

第1 復興県民会議の結成

- 1 震災の発生 3
- 2 東日本大震災岩手県共同対策本部の立ち上げ 3
- 3 4.14中央行動、5.25中央行動への参加 4
- 4 対策本部から復興県民会議へ 5

第2 復興県民会議の10年間の活動

- 1 2011年 9
- 2 2012年12
- 3 2013年15
- 4 2014年21
- 5 2015年24
- 6 2016年28
- 7 2017年32
- 8 2018年35
- 9 2019年38
- 10 2020年40

第3 復旧・復興への活動に取り組んで

- 1 「被災者のいのちと健康を守る取り組み－医療費窓口負担免除を求める取り組みについて」
(岩手県保険医協会 事務局長 畠山恒平)45
- 2 「被災者生活再建支援制度」拡充運動を例に－日本は下方比較で我慢ばかりしていたら、
世界はどんどん進んでいた…」
(岩手県生活協同組合連合会 専務理事 吉田敏恵)49
- 3 「公共交通復旧への取り組み」
(東日本大震災岩手県共同対策本部本部長、
東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議 初代事務局長 鈴木露通)53

4 「3・11 被害と被災した県立病院再建の記録」 （岩手県医療局労働組合 中央執行委員長 中野るみ子）	58
5 「被災者と共に10年」 （岩手県生活と健康を守る会連合会 事務局長 川口義治）	63
6 「避難所、仮設からの生の声を集約する活動に徹して－被災者の取り組み」 （東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議 代表世話人 前川慧一）	66
7 「東日本大震災・津波から10年、地域とともに 仲間とともに」 （岩手県商工団体連合会 事務局長 坂下 豊）	75
8 「岩手民医連・盛岡医療生協と復興支援」 （岩手県民主医療機関連合会 事務局長 遠藤洋史）	77
第4 座談会 （復興県民会議の果たしてきた役割と課題）	83

おわりに

復興県民会議の結成

1 震災の発生

2011年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とするM9.0の大地震とそれに伴う巨大津波が発生した。

沿岸部では、地震発生から数十分後に黒い波の壁となって大津波が押し寄せ、建物を破壊し、田畑も人も車も一気に押し流し、まちは一瞬のうちにがれきの廃墟と化した。陸前高田市では高田松原の7万本の松の木が根こそぎ引き抜かれ、市役所も体育館も県立病院も全壊となった。大槌町では役場も県立病院も全壊し、町長が死亡するなど役場も機能不全となった。点検のため赤浜の造船所に入っていた釜石の観光船「はまゆり」は民家の屋上に打ち上げられた。山田町では、町の中心部から火災が発生するも断水のため消火活動ができず、5年前に新築した県立山田病院も被災し、使用不能となった。

沿岸12自治体で多くの死者・行方不明者が発生するとともに家屋も倒壊し（2021年2月28日現在において、岩手県内の死者は5,144名（関連死470名を含む）、行方不明者は1,111名、家屋倒壊2万6,079棟に達している）、明治29年、昭和8年の三陸地震津波や昭和35年のチリ地震津波を凌ぐ未曾有の大惨事となった。自治体職員も、陸前高田市の68名、大槌町34名、釜石市7名、山田町2名、大船渡市1名のほか臨時職員等も含めると150名以上が死亡または行方不明となり、県立高田病院では8名の職員も亡くなっている。

また、内陸部でも停電やそれに伴う断水に加えて、ガソリン不足、生活物資の供給停止、高速道路の通行規制、新幹線の不通など被災地の状況把握や支援がままならない状態が続いた。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島県のみならず、東北・関東など広範囲に放射能汚染が拡大し、福島では飯舘村の全村移転をはじめ、多くの住民が避難を余儀なくされ、岩手でも肉牛の出荷停止命令が出されるなど多くの被害が発生し、制御不能な原子力の危険性を改めて世界に知らしめることになった。

2 東日本大震災岩手県共同対策本部の立ち上げ

震災直後から、いわて労連及びその加盟組合、民主団体、日本共産党などは、被災地の状況を確認しながら、必要な支援活動に取り組んできた。そうした取り組みの中で、それぞれの組織の活動とともに、各組織が連携して活動することの重要性が認識され、3月13日、いわて労連内に東日本大震災岩手県共同対策本部（以下、共同対策本部という）を立ち上げ、鈴木露通いわて労連議長が本部長に就任した。

共同対策本部では、安否確認、全国からの救援物資の受け入れと被災地への搬送、災害ボランティアの受け入れなどに取り組んだ。

救援物資の一時保管先としては、いわて中央農協紫波東部支所の低温貯蔵庫を借用し、全日本民医連や全労連、全国災対連、農民連などからの支援物資を受け入れ、被災地への搬送を行った。全国から極めて大量の支援物資が届けられたが、積み下ろし作業や搬送作業にはいわて労連事務局のほか、岩手自治労連、医労連（県医労）、農協労組、盛岡市職労、県国公、紫波町職労、民医連、民青同盟などから多くの組合員が駆けつけた。

また、災害ボランティアに関しては、4月6日から大船渡市三陸町越喜来の民宿「あづま荘」に大船渡災害ボランティアセンターを立ち上げ、三陸支所の片付けと移設、越喜来診療所の清掃、大船渡社協の災害ボランティア活動などに取り組んできた。現地では、鈴木本部長をはじめ、いわて労連事務局、OB、いわて労連幹事及び各単産・単組の役員が交替で全国から参集したボランティアの世話を当たった。

共同対策本部（及び後述する復興県民会議）で取り扱った救援物資は5月20日までで20トン以上、災害ボランティアは6月20日までで延べ1,000人以上に達した。

3 4.14 中央行動、5.25 中央行動への参加

(1) 4月14日、東京で全労連、国民春闘共闘などの主催により、大震災の復興支援を訴える緊急霞ヶ関行動が取り組まれた。交通機関がまだ十分に回復しない中であつたが、被災地からもそれぞれの代表が参加し、岩手からは鈴木本部長（いわて労連議長）らが参加した。この行動では、国会請願デモ、院内集会、震災対策本部、原発対策本部、東京電力、民主党などへの申し入れが行われた。厚労省前の集会では、鈴木本部長が被災地を代表して押し寄せた津波の高さなど、震災の被害の深刻さをリアルに語り、全国の支援を受けながら大船渡市でボランティア活動を行っていることなどを紹介するとともに引き続きの支援を訴えた。また日本医労連の行動として岩手医労連鈴木哲夫書記長が厚労省交渉に参加した。交渉では被災者の医療費負担について、支払猶予延長とあわせ減免措置を行うべきであることやラジオ・テレビ等を使用した減免措置の周知徹底を要望した。

(2) 5月25日には、東京において、全労連などの主催による「被災者本位の震災復興の実現、雇用と暮らしを守れ、最低賃金改善 諸要求実現5.25 中央行動」が開催され、岩手から17人が参加した。午前中には省庁前4ヶ所で霞ヶ関要求行動が行われ、「国の責任による被災地復興・原発問題補償を求める財務省前要求行動」では鈴木本部長が宣伝カーの上から、被災から2ヶ月以上経過しても家族を捜し求める被災者がいることなど被災地の状況を訴えると同時に国の責任で復興を実現させようと決意表明を行った。続いて岩手からの参加者は厚労省前に移動し、「全国一律最賃制確立、最低賃金改善を求める厚生労働省前要求行動」に参加した。ここでは、いわて労連金野耕治事務局長が宣伝カーの上から、瓦礫撤去の仕事で支払われている

低い時給を紹介し、生活再建のためにも最低賃金を上げようと訴えた。午後1時過ぎからは日比谷野外音楽堂で「被災地の早期復旧・復興、最低賃金改善、公務・公共サービス拡充を！ 5.25中央総決起集会」が行われ、被災3県から、鈴木本部長と宮城県労連鎌内事務局長、福島県労連齋藤議長が決意表明を行った。集会後はデモ行進と国会請願行動が行われ、岩手の横断幕を掲げ行進した。また、全労連東北ブロックでは、最賃1,000円以上への引き上げ、全国一律最賃制を求めて、独自に厚労省労働基準局や中小企業庁への要請と記者会見、国会議員要請行動に取り組んだ。

4 対策本部から復興県民会議へ

岩手県の復興基本計画づくりが進む中、これからの地域づくり・まちづくりなどについて、国や県、被災自治体等に対して被災地・被災者の立場に立った政策提言を行うとともにその実現に向けた取組を行っていくために、研究者や専門家をも交えた幅広い県民組織を立ち上げる必要があるとの声が出され、いわて労連、岩商連、自治労連、医労連、民医連、自由法曹団、日本共産党の7団体で構成する準備委員会でその準備作業を担うことになった。

準備委員会は5回開催され、名称を「東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議」とすること、結成のよびかけ人には東幹夫氏、加藤善正氏、中里長門氏、箱石勝見氏、前川慧一氏、渡辺喜代子氏の6氏とすること、結成総会に提案する内容などが確認された。そして、6月16日、呼びかけ人が記者会見を行い、「東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議」結成に向けたよびかけ文を公表し、7月9日に結成総会を開催することを発表した。

7月9日(土)盛岡市勤労福祉会館大ホールにおいて、「東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議」(以下、「復興県民会議」という)の結成総会が開催された。参加者は、全国からの参加者を含め200名を超えた。結成総会では、佐藤隆雄氏(安全・安心な社会創造研究所代表・大船渡市出身)が「東日本大震災の応急対応から復旧・復興を考える」と題して記念講演を行い、その後、12名の方々から被災の状況や支援活動の状況についての報告がなされた。そして、復興県民会議の「申し合わせ」、役員、結成アピールなどが提案され、拍手で採択された。また、代表世話人として東幹夫氏(日本科学者会議岩手支部代表幹事)、加藤善正氏(岩手県生協連会長理事)、佐々木良博氏(自由法曹団岩手支部事務局長)、中里長門氏(前陸前高田市市長、なお、8月16日に逝去)、新沼治氏(大船渡市漁協理事、大船渡民商会長)、箱石勝見氏(岩手県保険医協会会長)、前川慧一氏(東日本大震災被災者の生活再建めざす釜石・大槌の会代表、釜石地域革新懇事務局長)、渡辺喜代子氏(岩手県母親大会連絡会会長)が選出された。また、事務局長には鈴木露通いわて労連議長が就任した。なお、結成総会までに30人近い団体・個人から加入届けがあり、当日には個人会員6名が加入した。結成にあたって、77,321円の募金が寄せられた。

復興県民会議の 10年間の活動

(1) 救援物資・ボランティアの受け入れ

復興県民会議では、それまで共同対策本部が担っていた救援物資の受け入れと被災地への搬送及び災害ボランティアの受け入れ等に取り組んできた。

(2) 復興基本計画に関する要請活動

7月15日には、岩手県の復興基本計画に関する要請活動を行うことになり、宮舘壽喜副知事に面談の上、下記の事項を要請した。

- ① 被災住民の生活と生業（なりわい）の早期基盤回復のために、国庫補助負担率の大幅引き上げと補助対象の拡大をはかるよう国に強く働きかけること。同時に、県としても災害救助法第23条1項7号「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を適用して支援を強めること。
- ② 半壊並びに一部損壊家屋、地盤に被害を受けた家屋に居住していた世帯も支援の対象となるよう被災者生活再建支援法を改正して支援対象を拡大するとともに、支給上限額を500万円に引き上げるよう国に強く働きかけること。
- ③ 被災住民が安全・安心に暮らせるまちづくりが復興計画の基本であるべきであり、高田・大槌・山田の3県立病院の再建を復興基本計画に盛り込むべきであること。また、あわせて被災した学校・福祉施設などの早期復旧・整備をはかること。
- ④ 生産適期に間に合うよう海中のがれきの撤去・清掃に全力を上げること及び漁業収入が得られまでの雇用確保対策の継続・強化をすること。

⑤ 緊急対応にとどまらず、これまでにない大災害からの復興を促進するためには国の補正予算が必要でありその実現を国に要望するとともに、復興の財源については被災住民のくらしを破壊する新たな増税に反対すること。併せて、大企業への2兆円減税や米軍への3千億円の思いやり予算などを見直し、244兆円に及ぶ大企業の内部留保の活用を求めること。

⑥ 福島第一原発事故の早期収束、原子力発電依存からのすみやかな撤退及び自然エネルギーへの転換等政策の切り替えを国に強く求めること。県民の放射能汚染に対する不安を解消するために調査箇所を増やし、その数値の公表など中長期にわたり調査活動を行うこと。原発事故による県内の被害についても東電および国に対しすみやかな賠償を求めること。

(3) 集会への参加

復興県民会議に参加する各団体は、それぞれ震災復興や原発等の問題に取り組み、報告・研究・交流等を目的とした集会や活動を行ってきたが、復興県民会議もこうした集会や活動に積極的に参加してきた。

ア 9月24日、遠野市の「あえりあ遠野」の中ホールで開催された「第2回地域医療を守る全県交流集会」に被災地も含めて114人が参加した。

イ また、10月8、9日の両日、宮城県鳴子温泉「農民の家」で開催された全国災対連「全国交流集会2011 in みやぎ」に、岩手県内から世話人・事務局員6人を含む合計25名が参加した。）

ウ 農業農協問題研究所東北支部の研究例会が9月23日に盛岡市アイーナで開催され、「震災復興をめぐる課題と協同の役割」をテーマに各団体から51名が参加して意見交流を行った。

エ そのほか、岩手県消費者大会（10/28）、岩手県革新懇主催・講演とつどい（11/3）、岩手県母親大会実行委員会の県要請（11/29）、岩手農民大学シンポジウム（12/3）などにも参加した。

(4) 各単産・単組、地域労連等の取り組み

復興県民会議を構成する各単産・単組、地域労連等の組織はそれぞれがその特性を生かした支援活動を行ってきており、復興県民会議では、そうした活動を通じて把握することができた問題点等を出し合い議論することによって明らかとなった課題についても取組んできた。

ここでは、2011年度における、各単産・単組、地域労連等の活動について紹介しておきたい。

自治労連では、「大震災対策」を当面する緊急かつ重大課題として位置づけ、自治労連本部も現地対策本部を岩手自治労連に設置し、救援物資の搬送、単組・組合員の激励や自治体当局への激励に取り組み、全国から寄せられた見舞金総額1,800万円を被災自治体や単組などに対して届けることができ、亡くなった組合員に対しては、県内の仲間から寄せられたカンパ等をもとに一人10万円総額560万円を届けることができた。また、着の身着のまま不眠不休の対応に追われている自治体職員・組合員に作業服や下着などを届ける活動も行った。あわせて、陸前高田、大槌、山田、釜石などでは組合の再建や書記局の再建に取り組んだ。陸前高田市矢作町の鈴木旅館に「陸前高田現地支援センター」を設置し、救援ボランティア活動、行政支援

（広報りくぜんたかた臨時号の行政区長配布）活動に取り組み、全国から5,500名を超えるボランティアが支援活動に参加した。県内では県北支部が野田村職への支援を、盛岡支部が山田町職、大槌町職、釜石市職労への支援を、胆江・両磐支部が大船渡市職・陸前高田市職労への支援活動を行った。

県立病院では患者のいのちを守るために必死の救援活動が行われたが、それを担ったのが県医労の組合員であった。山田病院では、1階の天井まで津波が押し寄せ、屋上に患者を避難させ、停電と火災、爆発音におびえながら患者の安全を守った。大槌病院では、2階まで津波が押し寄せ、屋上の塔屋に患者を避難させて凍える寒さの中で一夜を過ごし、翌日3階に患者を移動し、その後千葉県や大阪府からのDMATや救急隊の援助で避難所や内陸に患者を搬送した。高田病院では、4階まで津波が押し寄せ、ずぶ濡れになりながら患者を屋上に避難させたものの、人工呼吸器の患者など12名が亡くなった。釜石病院では、地震によって旧館の病棟が使用不能となり、内陸の病院への転院を余儀なくされた。職員の被災者も多く、病院で寝泊まりする生活を一ヶ月も続けざるを得なかった被災職員もいた。内陸部にある大東病院も病棟が使用不能となり、入院患者を千厩病院に転院させた。こうした状況の下で県医療局は、県医労や全国の医労連加盟単組が抗議する中、被災前に作成した人事異動を強行し、着任は現場任せという無責任な対応に終始した。なお、県医労では、弔慰見舞規定による見舞金のほかに、積立金1億円を取り崩し特別見舞金として弔慰見舞金相当額と自家用車を被災した組合員に送った。

医労連では、日本医労連や全国から寄せられた義援金を被災した組合員に見舞金として届け

るとともに、医療職場・組合員への救援物資の搬送に取り組んだ。また、書記長は、自家用車を使って被災地への支援を毎週取り組み、支援の届かない小集落へも支援物資を届けた。

農協労組では、新岩手支部が被災した仲間の職場を訪問し、生活用品の支援に取り組んだ。また、青年部は大船渡でのボランティア活動に参加した。女性部は自治労連と協力し、鈴木旅館での炊き出し支援を行った。県本部は、全農協労連、東北地本、県共同対策本部と共同し、新岩手農協（宮古・久慈管内）、花巻農協（大槌・釜石管内）をはじめ、大船渡農協（労組）の職場を訪問し、全国から寄せられた物資を届け、支援活動を行った。

いわて生協労組は、生協対策本部に参加し、沿岸地域の事業所ごとに生活相談会を合計14回開催し、公的補助制度の説明や相談に当たった。また、労組と理事会が資金を出し合い自家用車を流出した職員に各10万円を支給した。また、6月8日からは生協バスボランティアに取り組み、一般参加者とともに7月までに合計11回、延べ400人が参加した。宮古店舗では「復興支援ギフト」として海産物や菓子の詰め合わせを販売し、労組として全国に発信し好評を得た。いわて食・農ネットといわて生協が取り組んだ大槌・高田でのお弁当支援は、合計21回、5,918食に上った。ほかにも新婦人、母親連絡会、農民連などと共同で炊き出しにも取り組んできた。

二戸労連では、5月1日、復興支援メーデーとして野田村への支援物資搬送を行った。九戸、一戸、二戸、軽米と組合員の方々から寄せられた物資をトラック2台に積み込み、12名が野田村に向かった。途中で軽米町の自転車屋から、飛び入りで自転車数台の提供もあった。支援物資は野田村役場に渡された。

盛岡労連では、4月16日に、宮古市へ震災復

旧支援の一日ボランティア活動を行い6名が参加した。宮古では磯鶉にある旅館「日昇館」で地下の掃除と物品の洗浄の作業を行った。宮古市在住の中村国雄元いわて労連副議長もボランティアに参加した。同旅館は70歳を超えた夫婦が経営しているが、奥さんは津波に巻き込まれて骨折し、一週間前に退院したばかりであり、連日入れ替わりでボランティアが入り作業を継続した。

(5) その他

復興県民会議だよりを3号発行した。

(1) 「東日本大震災津波1年県民集会」

3月4日、水産会館（盛岡市）において、250名を超える参加を得て「東日本大震災津波1年県民集会」を開催した。集会では、「未来につながる真の復興を目指して」と題する室崎益輝氏（関西学院大学教授・日本復興学会会長）の講演に続き、被災地から4名が被害の状況や復旧・復興に向けた取り組みの現状を報告した。

(2) 「救援・復興岩手県民会議第2回総会記念フォーラム」・「第2回総会」

8月18日、約90名の参加を得て、盛岡市勤労福祉会館で「救援・復興岩手県民会議第2回総会記念フォーラム」を開催した。フォーラムでは「被災者が主人公の復興へ！～3・11から1年半」をテーマに、パネリストに藤倉泰治陸前高田市議、木村明宮古民商事務局長、小林昭榮田老町漁協組合長を招き、斉藤信県議会議員がコーディネーターを務めた。

フォーラム終了後、第2回総会が行われた。後述する「復興一揆プロジェクト」の立ち上げ、要請行動への取り組み、各団体の取組との連携（NPO法人岩手地域総合研究所の「いのち・くらし復興塾」、「医療・福祉・介護のつどい in 山田」（10月28日山田町、主催：山田町の地域医療を守る会、岩手県地域医療を守る住民組織連絡会、地域医療の充実・県民の命を守る会）、「東日本大震災津波2年岩手県民集会」の開催、「全国災対連・全国交流集会2012 in みやぎ」（10月7～8日）への参加、「脱原発・再生可能エネルギーへの転換学習講演会とシンポジウム」への参加などの活動方針と役員体制を確立した。

(3) 「復興一揆プロジェクト」の立ち上げ

東日本大震災津波から1年以上が経過し、被災地では人間らしい生活の再建と生業の再生を求める切実な声が上がっていた。ところが19兆円もの復興予算の「流用問題」が発覚するなど被災者本位の復興とは程遠い予算の執行が行われていたことが明らかになった。被災者が主人公の復興、被災者本位の復興を実現するためには、被災者自らが要求を掲げ、その実現のために行動を起こすことが重要であると考えられた。そのため、第2回総会では、「復興一揆プロジェクト」の設置が決定された。「復興一揆プロジェクト」では、被災地の住民とともに地域・自治体ぐるみによる国、県に対する要請行動に取り組むことを呼びかけることにし、まず、住宅再建、まちづくり・生業の再生、鉄道の堅持など持続可能な地域社会を掲げた要求づくりのためにアンケート活動を行うことになった。そして、その結果を集約して国や県、自治体に対する政策要求を取りまとめ、「小〇」の旗を掲げた「小〇行進」を取り入れながら、上記要求への被災地住民の賛同を広げていく活動に取り組んでいくこととなった。

(4) 要請活動

ア 鉄道復旧の要望書（県議会議長宛）

三陸沿岸自治体はJR東日本に対して鉄道復旧の要望を行ってきているにもかかわらず、JR東日本は大船渡線、山田線、岩泉線の鉄道復旧を明言していなかった。そのため、3月1日、佐々木県議会議長宛に鉄道の堅持と早期復旧を求める要望書を提出した。しかし、JR東日本は、その後も、岩泉線の復旧断念

及びバス高速輸送（BRT）による復旧を提案し、鉄道の復旧について一切言及しないという態度をとり続けた。

イ「復興予算の流用を中止し、被災地・被災者支援を抜本的に強化することの申入れ」

11月16日、復興庁岩手復興局に対し、「復興予算の流用を中止し、被災地・被災者支援を抜本的に強化することの申入れ」を行った。

この申し入れにおいては、①国の復興予算の「流用問題」は許すことができず、直ちに中止するとともにその実態を解明すべきこと、②医療・介護の保険料、医療費、利用料の免除措置を再開・実施すること、③住宅再建のために生活再建支援法の現行300万円を500万円に引き上げること、④個人版私的ガイドラインなど被災者救済策の周知徹底・普及をすること、⑤グループ補助金は希望するすべての事業者を対象に抜本的に拡充するとともに地元の復興が終わるまで継続すること、⑥JR大船渡線・山田線の鉄道による早期復旧を実現するとともにJR大船渡線の陸前矢作駅までの速やかな復旧をJR東日本に働きかけること並びに地元負担とならない支援策を早期に講ずることを要求した。

(5) 「全国災対連・全国交流集会2012 in みやぎ」

2012年10月7～8日、「全国災対連・全国交流集会2012 in みやぎ」が蔵王町遠刈田温泉で開催され、16都道府県から255人（岩手から24人）が参加した。

集会では、岡田知弘京都大学大学院教授が『東日本大震災復興をめぐる二つの道』～『惨事便乗型』復興から『人間の復興へ』と題して記念講演を行い、東日本大震災は被災3県に限定された問題ではなく東日本を含めた広範囲における問題であること、「構造改革」路線から

被災地被災者一人ひとりに添った取り組み（「人間の復興」）が重要であること等が指摘された。分科会では、生活再建や農業再生、教育の復興、集団移転、核被害、原発損害賠償、雇用・地域経済、社会保障、二重ローンなど9つのテーマに分かれて学習や意見交換を行った。

(6) その他

ア 1月17日に神戸市勤労福祉会館で開催された「阪神・淡路大震災17年メモリアル集会」に鈴木事務局長が参加した。

イ「大船渡の産業・医療・生活再建を考えるシンポジウム」（1月21日・大船渡市、主催NPO岩手地域総合研究所）、「NPO岩手地域総合研究所2012年度定期総会記念シンポジウム」（6月24日・盛岡市総合福祉センター）及び「原発をなくす岩手県連絡会結成記念講演会」（7月19日・県民会館）に協賛団体として参加した。

ウ 1月24日、被災3県・全国災対連役員による厚労省要請が行われ鈴木事務局長が参加した。

エ 7月19日に「原発をなくす岩手県連絡会」が結成され、協賛団体として加わることになった。また、同日結成記念講演が県民会館で開催され（記念講演・斎藤富春氏（ふくしま復興支援センター代表））参加した。

オ 8月24～26日に仙台市で開催された「建築とまちづくりセミナー in 仙台」の第2講座「岩手三陸沿岸都市の復興状況と課題」において代表世話人である斉藤信県議が講師を務めた。

カ 8月25～26日に新潟市で開催された「第58回日本母親大会」の第24分科会「住民本位の復興、災害に強いまちづくりを、意思決定の場に女性の参加を」のコーディネーターとし

て鈴木事務局長が参加した。

キ 9月19日、アイーナホールで開催された「脱原発・再生可能エネルギーに関する講演会」(主催・ドイツの脱原発・再生可能エネルギーから学ぶ講演会・シンポジウムを成功させる実行委員会)において鈴木事務局長が開会挨拶を行った。

ク 10月13日に開催された「さよなら原発 岩手県集会」(主催 集会実行委員会)の実行委員会に復興県民会議として参加し鈴木事務局長が出席した。

ケ その他、「原発依存の大転換のとき・県民世論を広げる二大学習講演会(内橋克人講演会)」(1月25日・サンビル)、「原発依存の大転換のとき・県民世論を広げる二大学習講演会(安齋育郎講演会)」(2月27日・サンビル)、「めざせ原発ゼロ緊急市民講演会」(4月21日・岩手大学・北桐ホール)にも会員が参加している。

コ なお、代表世話人人会議を2月に1回のペースで開催してきたほか、ホームページを立ち上げ、復興県民会議だよりも第9号まで発行した。

(1) 「東日本大震災津波2年のつどい in 大船渡」

3月3日、復興県民会議とけせん実行委員会の主催により、大船渡市のカメラホールにおいて、「東日本大震災津波2年のつどい in 大船渡」が開催され、県内外から300人が参加した。つどいでは、立命館大学の塩崎賢明教授が「東日本大震災 住まい・まちづくり・明日へ」と題して記念講演を行い、「自力再建の支援こそが重要であり、こうした支援を大きく拡大していくことが今求められている」ことなどについて指摘がなされた。講演に続くフォーラムでは、ろくろいし轆轤石地域公民館長と陸前高田市議から現状と課題が報告され、会場からは4名の方から公営住宅の早期建設や街づくり等についての発言があった。

また、この集いにおいて、復興県民会議から、「いわて復興一揆2013」の取組について、その目的や活動について具体的な提起が行われた。

(2) 「お茶っこ会」

避難生活を送っている被災者の声を直接聞きその声を活動に生かしていくために、復興県民会議はいわて労連とともに「お茶っこ会」に取り組んできた。

2月17日には、大船渡市の上平仮設団地と猪川小学校仮設団地で、4月22日には、野田村の野田中学校校庭仮設団地と泉沢地区仮設団地で「お茶っこ会」を開催し、合計63名の被災者が参加した。被災者からは、応急仮設住宅が狭く、お風呂も手すりがないなど高齢者には不便であること、ガス風呂やエアコンなど光熱水費の負担が重いこと、市街地から遠い仮設団地では、交通の便が悪く、通院や買い物のタクシー代が

高いこと、また、県や市町村が建設する災害公営住宅について説明が不十分で不安を感じていることなどが語られた。

(3) 「全国交流集会2013 in いわて」(10月13日～14日 花巻温泉・ホテル花巻)

10月13日～14日、「全国交流集会2013 in いわて『被災者本位の復旧・復興をめざして』」(全国災対連や被災3県復興組織などで構成する実行委員会主催)が花巻市の花巻温泉で開催され、全国から過去最高の参加者となる281人、県内からは日帰りも含めて126人が参加した。記念講演を戸羽太・陸前高田市長が行い、岩手における復興の取組報告を金野耕治代表世話人(いわて労連議長)が行った。その後、9つの分科会に分かれて熱心な討論が行われた。また、またオプション企画として被災地視察バスツアー(釜石市内のホテルに宿泊)、三上満さんを招いての事前講演と宮沢賢治をめぐる市内ツアーにも取り組んだ。

(4) 「被災地本位の復興応援サマーツアー2013」(8月10～11日)

(株)コープトラベルいわてとの提携企画として、「被災地本位の復興応援サマーツアー2013」を8月10～11日に実施した。遠野の道の駅風の丘を経由して釜石市へ。シープラザ釜石、サンフィッシュ釜石で買物した後、鶴住居の復興の鐘を見学し、三陸町の「あづま荘」に宿泊。翌日は、復旧した三陸鉄道南リアス線で吉浜駅から盛駅へ、そこからバスで陸前高田市に向かい、奇跡の一本松を見学、狹鼻溪で舟下りを楽しみ一関駅で解散した。

(5) 要請活動等

ア 被災者の意見・要望に基づく要請（復興庁岩手復興局長宛）

3月6日、復興庁岩手復興局長宛に、被災者の意見・要望について対応を求める要請を行った。

この要請においては、①応急仮設住宅の設備等の改善、交通機関の整備、②災害公営住宅の入居方法や進捗状況等の説明、高齢者の自立を支援する体制の整備、③地盤沈下対策、浸水地の買い取り、④消費税の減免等、被災者から寄せられた切実な意見・要望に基づいて、速やかな対応を求めた。

イ 「被災者の医療費・介護保険利用料などの免除措置の継続を求める請願」

10月7日、岩手県社会保障推進協議会とともに、岩手県議会に対し「被災者の医療費・介護保険利用料などの免除措置の継続を求める請願」を行った。

この請願では、まず東日本大震災津波から2年半が経過をした現在、沿岸12市町村における特定健診データにおいて有所見者の割合の増加が認められること、応急仮設住宅での生活の長期化により運動不足や食生活の偏り、飲酒等による生活習慣病の発症や症状の悪化が懸念されるだけでなく、今後は公営住宅等への転居などによる生活環境変化にともなう新たな健康課題が生じることも懸念されること、県保険医協会が行ったアンケート調査結果によると免除措置がなくなれば通院回数を減らすなどの声が寄せられていることを指摘した上で、①被災者の医療費、介護保険料等の免除措置について国の責任で実施するよう意見書を提出すること、②県としても、市町村と協力をして、現在行っている被災者の国保、後期高齢者医療の医療費の窓口負担、介

護保険利用料と障がい者福祉サービスの一部負担の免除措置を来年1月1日以降も継続することを求めた。

その後、9月議会において達増知事は免除措置を来年1月以降も継続することを表明し、提出した請願書は、10月11日、県保険医協会が同様の趣旨で提出した請願書と合わせて、全会一致で採択された。また国に対して意見書も送付された。

(6) 「第3回総会」

8月17日、宮古市陸中ビルで「3.11から3度目の夏 『いわて復興一揆へ』」と銘打った第3回総会を開催し、120名が参加した。第1部の「講演とリレートーク」では、佐藤日出海宮古市産業振興部長が「災害復興と地域産業―復旧・復興から発展・成長をめざして」と題して講演を行い、次いで葛裕史宮古市社協事務局長、小林昭榮田老町漁協組合長、館洞實鍬ヶ崎児童遊園仮設住宅会長、林本卓男グリーンピア田老平自治会長の4氏が復旧・復興の現状と課題について報告した。第2部の総会議事では、復興県民会議として掲げた「医＝医療・福祉、職＝仕事・生業、住＝住まい、学＝教育・子育て、通＝公共交通」を基本に、県民運動の柱となる要求づくりを進めてきたことを報告し、今後の運動として「いわて復興一揆2013」の取り組みについて、要請署名とそれに基づく要請活動、沿岸部での「一揆行進」、秋の県民集会を第1次の県内署名の集約点として位置付け、11月から12月にかけて国等への要請行動を行っていくことについて提案がなされ、承認された。

なお、開催地となった宮古市ではこの総会の取組の中で、宮古・下閉伊地域復興住民会議準備会を立ち上げることになり、総会終了後に結成交流会が開かれた。

(7) 「いわて復興一揆2013」

ア 前述したように3月3日に「東日本大震災津波2年のつどい in 大船渡」が開催され、県民復興会議から「いわて復興一揆2013」の取組について次のような提起がなされた。

「被災者本位の復興を実現するためには、被災者が求める声を国に届ける運動が不可欠であり、またすべての県民が被災地域住民と一体となって運動を進めていくことが重要である。そしてこれまで寄せられた被災者からの要求は、①被災者生活再建支援制度（現行最大300万円）を500万円に引き上げるとともに、半壊まで適用を広げるなど拡充をはかること、②「個人版私的整理ガイドライン」の周知徹底、債務の減免などの住宅再建支援を強化すること、③2013年4月以降も継続された医療費・介護保険利用料などの減免措置については、すべての被災者（協会けんぽ・国保加入などの区別なく）の負担をなくすよう国の全額負担措置を復活すること、④事業規模にかかわらずすべての企業や事業者の生業の再建を支援するためにグループ補助金制度の延長と増額を行うとともに、個人自営業者等への支援を行うこと、⑤生活保護基準の引き下げをやめ、就学援助制度を拡充すること、学校の統廃合については地域住民の合意を尊重すること、⑥JR大船渡線・JR山田線は鉄道による早期復旧を国の責任で行うこと、と集約することができる。

そして、こうした要求を実現するための活動として、①上記要望・要求をもとにした合意・賛同書を作成し、諸団体・諸組織からの合意・賛同署名を集めるとともに、被災者との懇談の場を可能な限り追求し要望／要求をくみ上げ、仮設住宅団地自治会長（公民館長）等からの合意・賛同署名を集める、②こうし

た活動と結合して、岩手復興局や岩手県との懇談・要請の機会をつくり、国に対する働きかけを求めていく、③合意・賛同運動を通して自治体ぐるみの運動を展望していくとともに、世論づくりのためにも県内行進等に向けた準備を検討していく、④上記の取り組みを被災地地域で進めるための組織の結成を呼びかけることとし、県段階では県民復興会議がその取り組みを担っていく。」

イ 具体的には、国（県）に対する要求・賛同署名を作成して、10万筆を目標に取り組み、あわせて、県民世論に大きく訴え、署名目標の達成に結びつける取り組みとして被災地の沿岸地域を対象とする「一揆行進」を行う。そして、こうした運動の到達点と県民世論を背景に、県や復興局（復興庁の出先機関）への要請、年内中には「いわて復興一揆」代表団を派遣して政府要請を行い、その後も、県や復興局、国への要請を情勢に即して進めていく。

被災者本位の復興を目指す要求項目としては、①安心して暮らすことができる住宅（持ち家・公営住宅）を早期に確保できるようにすること、被災者生活支援金は500万円に増額し、支給対象を大幅拡充すること、②被災者のいのちと健康をまもるために、保健師等による見回り・健康相談等をいっそう強化すること、窓口負担の軽減のための免除措置は継続すること、そのための財政支援を行うこと、③すべての企業や事業者の生業の再建を支援すること、④JR大船渡線・JR山田線は鉄道による早期復旧をはかること、の4項目とする。

今後の進め方としては、①8月末までにワーキンググループ（WG）を設置し、②10月末までに「いわて復興一揆2013」闘争体制の確

立、チラシの配布と10万筆を目標とする合意・賛同運動へ取り組み、被災地域における組織づくりとその支援を行い、③11月中旬に沿岸地域で「一揆行進」を行うとともに対県、対復興局要請を実施し、④12月に代表団による国、復興庁要請を行う。

ウ 11月2日から4日にかけて、被災者本位の震災復興の実現めざす「いわて復興一揆大行進2013」が行われた。南部三閉伊一揆にちなんだ「小〇」の旗を掲げ、北コースは11月2日に洋野町役場を、南コースは11月3日に陸前高田市・竹駒マイヤ前をそれぞれ出発して、11月4日に釜石市で合流し、中妻体育館で「釜石集結集会」を開催した。延べ参加者は500人を超えた。各地域で小〇の旗を掲げた「一揆行進」や、仮設団地での県民署名配布行動などが行われた。「一揆行進」には、水上洋野町長、石原田野畑村長が参加者を直接激励する挨拶を、小田野田村長、柂屋普代村長、碓川大植町長がメッセージを寄せた。

釜石市での集結集会には230人が参加した。全国災対連代表世話人の大黒作治全労連議長がかけつけ激励の挨拶を行った。終了後、釜石市内を「生活再建支援金500万円への増額を」「国による医療負担免除復活を」「グループ補助拡充」「JR線路復旧を」などの要求を掲げて「一揆行進」を行った。

また、6項目の県民要求を「被災者本位の日も早い復興を求める岩手県民署名」にまとめ10万筆をめざして署名運動に取り組むとともに、自治体首長と懇談して署名への賛同を求めたり、県・国などへの要請にも取り組んできた。

なお、久慈市ではこの取組を進めるために実行委員会を立ち上げ、首長や議会議長の賛同署名を集める取り組みを行い、釜石地域で

は市内での取組を成功させるための準備会を立ち上げて準備に当たってきた。

また、11月10日、盛岡において「みんなの要求実現集会」が400名の参加で開催されたが、集会后、「いわて復興一揆2013」の「盛岡行進」との位置づけのもと、市内の行進が行われた。

この復興一揆の取り組みが、後述する被災3県組織や全国災対連による「"被災者の声を聴け" 12・13国会総行動」に結びつくことになった。なお、この取り組みは、自由法曹団岩手支部や県医労から復興支援として寄せられたカンパをはじめ、全国から寄せられたカンパで支えられた。

(8) 「"被災者の声を聴け" 12・13国会総行動」

12月13日、全国災対連の後援のもと復興県民会議ほか被災3県の復興組織が共同で主催する「"被災者の声を聴け" 12・13国会総行動」が行われ、衆議院第2議員会館前での集会には480人が参加した。岩手県の代表団は106人、うち県内沿岸地域からは被災者を含め50人が参加した。衆議院第1議員会館内で行われた院内集会には280人が参加し、金野耕治代表世話人が主催者挨拶を行い、紙智子日本共産党参議院議員が激励の挨拶を行った。復興県民会議は独自に、県内選出の国会議員に復興県民10万署名への賛同を求めて要請を行った。午後からは、議員会館内で関係省庁（内閣府・厚生省・経産省）の担当者呼び、①生活再建支援金を500万円に増額せよ、②政府は医療・介護の一部負担免除を復活せよ、③原発事故の被害・損害はすべて保障せよとの3項目の要請を行った。要請後の議員会館内での集会には、高橋千鶴子衆院議員、穀田恵二衆院議員、田村智子参院議員、辰巳孝太郎参院議員、紙智子参院議員をはじめ平野達

男参院議員秘書が参加し、東幹夫代表世話人から安倍首相宛の復興県民署名10,989筆分（第一次）を高橋千鶴子議員などに手渡した。

(9) 国際人権活動日本委員会への報告書の提出

国際人権活動日本委員会より、国連・社会権規約第3回日本審査に向けて岩手県の復興状況についての報告を求められ、鈴木露通事務局長が作成した報告書を提出した。この報告書の中で、鈴木露通事務局長は、12月31日現在震災関連死は352人となっており、その原因の37.7%が「避難所等における生活の肉体的・精神的疲労」、30.5%が「病院の機能停止により十分な医療を受けられなかったことによる」とされていること、震災関連の自殺は22人、仮設住宅での孤独死は10人に上っていること、劣悪な仮設住宅での生活により沿岸市町村の新規要介護認定は前年比687人増と20.9%も増加しており、介護基盤の再建整備や介護施設の職員不足の解消も切実な課題となっていること、義援金等の収入を理由に生活保護が廃止された世帯は222件、辞退14件、停止9件（11年3月～12年8月分）という人権侵害が起きていること、医療費などの4月以降の免除措置の継続はまさに死活問題となっており、県や市町村は国に対して全額負担の復活を要求していること、等について報告した。また、「住宅と県・自治体の独自補助」に関しては、①県の復興基本方針は、民間持ち家住宅（約5割）、災害公営住宅（約3割）、民間賃貸住宅等（約2割）となっているが、釜石市が行った被災者アンケートでは1,641戸（38.63%）が災害公営住宅を希望し、建設計画を大幅に上回っており、こうしたことから、災害公営住宅の建設戸数は5,639戸（12月25日現在）と見直しが求められていること、同時に木造戸建てに対する住民の希望は強いものの土地の確保

などの問題を抱え遅れていること、②被災者生活再建支援制度の申請件数は、基礎支援金が22,991件、加算支援金が5,676件（申請率24.7%。建設・購入2,348件、補修2,774件、賃借554件、12月末現在）という状況になっていること、③県と市町村は自宅の新築・購入に100万円を補助しているが、12月末現在の申請は1,483件（新築後申請）となっており、補助については県がバリアフリー化（40～90万円）、県産材使用（20～40万円）で合計130万円の補助を実施し、被災市町村も独自の支援事業として、陸前高田市が市独自に最大715万円補助するなどの支援を行っていること、④住宅の再建にとって二重ローンの解消は切実な課題となっており、個人版私的整理ガイドラインの相談件数は全体で3,543件（1月11日現在）、登録専門家を紹介し申し出準備中が500件、債務整理開始の申し出件数460件（岩手分122件）、債務整理成立件数がわずか196件（岩手分45件）となっており、制度の周知徹底をはかるとともに相談・活用を積極的に進める必要があること、⑤陸前高田市の職員113人（正規68人、臨時45人）、大槌町は34人が犠牲となり、まちづくり事業を担う自治体職員の労働実態は深刻な状況に置かれており、被災自治体の仕事量が増える中で、職員の労働条件の改善と心のケアの取り組みが特に重要な課題となっていること、等について報告を行った。

(10) その他

ア 1月26日に東京で開催された「全国災対連第14回定期総会」に鈴木露通事務局長が参加した。

イ 「2014年度県政運営にかかる県民要求書」による県への要請

11月15日、国民大運動岩手県実行委員会と

復興県民会議の連名で、県知事に対し、憲法と平和、原発、教育、社会保障、雇用、商工業・農林水産業についての要望とともに、生活再建支援金の500万円への増額、災害公営住宅の建設を促進、医療費の一部負担金、介護保険利用料の減免、グループ補助金等拡充・継続、JR東日本の責任で大船渡線及び山田線の鉄路による復旧の早期実現、国の復興予算の流用をやめ被災自治体が自由に使える財源を確保等について国に要求することなど震災復興への取り組みについて要請書を提出し、千葉副知事等が対応した。

ウ 復興県民会議だよりNo.13～16号を発行した。

(1) 「被災者本位の一日も早い復興を求める岩手県民署名」運動

復興県民会議では、「被災者生活再建支援金を500万円に」、「災害公営住宅の早期建設」、「医療・介護利用料負担免除の継続」、「グループ補助金の拡充」、「JR山田線・大船渡線鉄道復旧」、「復興予算流用許すな」など、国への6項目の要求をかかげた「被災者本位の一日も早い復興を求める岩手県民署名」を呼びかけ、復興県民会議の各構成組織では全力を挙げて署名活動に取り組んできた。沿岸地域ではハガキ付きチラシを配布することも行われた。2013年12月と2014年6月の中央要請行動では、合計27,815筆の署名を提出した。いわて労連では3月から6月にかけて、中央要請行動に向けて街頭宣伝を行って取り組みを強化したり、民主団体にも呼びかけて、生協店舗前でのいっせい署名行動も行われた。

(2) 「東日本大震災津波3年のつどい in おおつち」

3月2日、大槌町中央公民館を会場に、約250人の参加を得て「東日本大震災津波3年のつどい in おおつち」を開催した。県立大槌高校吹奏楽部の演奏、東京から参加したマザーコーラス有志によるオープニングに続き、金野耕治代表世話人が主催者を代表して開会挨拶を行った。続いて、小田川義和全国災対連代表世話人代行（全労連事務局長）が来賓として挨拶し、「震災を風化させることなく皆さんと一緒に取り組みを続ける」との決意を表明した。記念講演では、碓川豊大槌町長が「3.11から3年、本格的復興の年に」と題して、「住民主体、住民参加でまちづくりの計画を作ってきた。人間の復興

にシフトし、生活と暮らしの再生に頑張り、次世代につなげたい」と述べるなど、勇気と活力を与えてくれた。リレートークでは、町内の三浦勝男まさない仮設住宅団地自治会長、大槌高校生、深澤寿人NPO映画ネット事務局員の3人が報告を行った。

なお、午前中にはJMIU高見澤電機争議団などの支援物資を扱う「ユニオンセンター」による被災者支援行動として、大槌町内の仮設団地60世帯に物資を配布し、集会室で交流も行われた。

(3) 住民懇談会「お茶っこ会」

3月8日、復興県民会議といわて労連、けせん労連との共催により、大船渡市の2カ所の仮設団地で「お茶っこ会」を開催した。上平仮設団地では15人、猪川小学校仮設団地では12人が参加した。県医労高田支部の看護師による血圧測定が行われ、金野耕治代表世話人が復興県民会議の活動について報告した後懇談がなされ、参加者からは「仮設住宅は結露が大変」、「災害公営住宅の建設はやっと始まったばかり」、「公園の整備よりも困っている人の救済にお金を使って欲しい」、「自主再建のつもりだったが、資金が足りず災害公営住宅に変えざるを得なかった」、「物価が上がる中で、年金が下がって困っている。ガス代も高くて大変だ」などの声が寄せられた。

4月6日には、復興県民会議、いわて労連、いわて復興一揆久慈地域実行委員会の共催により、野田村の2カ所の仮設住宅で「お茶っこ会」を開催し、泉沢地区仮設住宅では23人が、野田中学校仮設住宅では30人が参加した。被災者と

の懇談では、「高台移転の目途が立たない」、「自主再建のつもりだったが災害公営住宅に切り替えた」などの声が出され、復興の遅れと経済格差が被災者の生活再建に影を落としている状況が浮き彫りになった。

(4) 第4回総会

8月9日、新築された大船渡市魚市場において、第4回総会を開催し、約140人が参加した。総会に先立って、講演とシンポジウムも行われた。

岩手県生活協同組合連合会会長理事であり復興県民会議の代表世話人である加藤善正氏が「復興は住宅の再建から、被災者生活再建支援制度拡充めざし」と題して講演し、その後、「『3.11』から3年4か月余、被災住民・被災地の現状と課題の交流」をテーマにシンポジウムが行われ、代表世話人である斉藤信県会議員がコーディネーターを務め、自治体職員（陸前高田市要請）、社協職員、仮設住宅自治会長（大船渡市内平林仮設団地）の3名がシンポジストとして発言した。

(5) JR山田線及びJR大船渡線の復旧に関する請願

JR東日本はJR山田線について復旧後は運行事業管理を三陸鉄道に移管するよう要求するなど、1月末及び2月初めに、JR山田線とJR大船渡線について唐突に新たな提案を行ってきたため、沿線自治体は早急な対応に迫られることになった。復興県民会議は、前年2月に鉄道による早期復旧を求める県議会要請を行った経緯などから、岩手県議会2月定例会に「JR山田線と大船渡線の早期鉄道復旧のためにJR東日本に対する国の指導・助言を求める」請願書を提出した。上記請願は全会一致で採択され

国の関係機関に提出された。

(6) 6.18要請行動

復興県民会議は、県議会請願が全会一致で採択されたことを受けて、JR東日本本社および国交省への要請を計画し、穀田議員の尽力もあり、6月18日に太田昭宏国土交通大臣に直接会って要請することになった。復興県民会議ではこれを「6.18中央行動」と位置づけ、沿線自治体の住民代表による中央行動への参加をよびかけた。当日は、午前中にJR東日本本社への申し入れ、昼には全労連、全国災対連の支援も得ながらJR新宿駅南口で街頭宣伝行動を行い、リレートークにより復興の状況を訴えながらチラシと三陸ワカメを配布し、復興県民署名を訴えた。そして午後2時から国交省内において太田国交相に対しJR山田線・大船渡線の鉄道による復旧を要請するとともに「復興・岩手県民署名」（第2次分）16,828筆分を手渡した。これらの行動には27名が参加し、同行取材をした岩手めんこいテレビはその日の夕方のニュースのトップで報道をした。

また、6月26日、県選出（ブロック選出も含め）の超党派国会議員13名が署名した「JR山田線・大船渡線・気仙沼線の早期復旧」の指導を国に求める太田昭宏国土交通大臣宛の要請書を、高木毅国土交通副大臣に手渡した。

(7) 住宅再建のための被災者生活再建支援金を現行の300万円から500万円に引き上げることを求める100万筆署名

東北6県の生協連を中心として全国規模で「住宅再建のための被災者生活再建支援金を現行の300万円から500万円に引き上げることを求める100万筆署名」に取り組むことが提起され、岩手では9月11日に「被災者生活再建支援制度

の拡充を求める署名推進協議会いわて」を発足させた。その後、県生協連、地域婦人団体協議会など20の団体の参加を得て署名運動に取り組んできた。

(8) 災害対策全国交流集会2014 in ふくしま

11月15日～16日、災害対策全国交流集会2014 in ふくしまが、福島市土湯温泉「山水荘」で開催され、全国19都道府県から209人、岩手からは17人が参加した。馬場有（たもつ）浪江町長が「震災から3年8ヵ月 浪江町の現状と課題」と題して全体集会の記念講演を行った。

(9) 医療費・介護保険利用料などの免除措置の継続を求める請願

復興県民会議と県社保協の連名で、免除措置の継続を求めて県議会に請願を提出し、県保険医協会が同様の趣旨で提出した請願書と合わせて全会一致で採択された。そして採択後、国に意見書が提出された。

(10) その他

ア 2014年8月に広島市北部をおそった豪雨災害は、土石流によって死者74人、重軽傷者44人、全壊133棟・半壊122棟・一部損壊175棟・床上浸水1,301棟・床下浸水2,828棟という過去30年間で最大の土石流災害（国土交通省発表）となった。この災害への支援のために、9月11日に盛岡市内で街頭募金活動を行った。また9月14日から15日まで、広島災対連結成総会並びに広島土石流災害実態視察団のとりくみに中村健事務局次長（いわて労連事務局長）が出席した。

10月19日に新潟県長岡市内で開催された「中越大地震から10年 震災の教訓を学び生かすメモリアル集会」に現地からの参加要請

を受けて東代表世話人と鈴木露通事務局長が参加した。

イ 12月2日公示、14日投票で行われた総選挙に向けて、「被災地・被災者に寄り添う国政実現を」と題する「県民向けアピール」を発表し、記者会見とアピール文書（3万枚作成）を地元紙への折り込みにより被災地域にも届けた。

ウ 復興県民会議だよりNo.20から22号を発行した。

(1) 被災者生活再建支援金を現行の300万円から500万円に引き上げることを求める100万筆署名

前述したように、2014年9月11日に復興県民会議も参加して「被災者生活再建支援制度の拡充を求める署名推進協議会いわて」を発足させ（なお、共同代表に東幹夫代表世話人が選出された）、県生協連等20団体を中心に署名運動に取り組んできたが、わずか半年間の取り組みにもかかわらず、岩手で14万6000筆、全国で56万筆が集約され、2月12日、東北選出の衆参22人の国会議員に提出した。

(2) 国会請願署名（6項目）への取組

安倍首相宛の6項目要請署名を新たな国会請願署名（6項目）へと改訂し、引き続き署名活動を進めてきたが、累計で36,524筆（目標10万筆）が集まり、集約された最終分として6月26日の国会総行動において国へ提出した。

(3) 被災地での署名行動、「被災者の声を県・国に届ける」取り組み、いわて生協ふれあいサロンへの参加

復興県民会議では、被災地での6項目署名活動を推進するとともに、「50の応急仮設団地訪問活動で、被災者の声を県・国に届ける」取り組みも進めてきた。この6項目署名の推進と被災者の声を聞き取るため、1月19日から28日まで、いわて生協移動販売車「にこちゃん号」の運行にあわせて被災地での署名行動といわて生協ふれあいサロンへの参加に取り組んできた。この取り組みでは、仮設住宅に配布した署名が続々寄せられ、懇談では、仮設住宅の老朽化などの問題が浮き彫りとなった。

(4) 「被災者の声を聴け2.13国会総行動」

2月13日、東京で「被災者の声を聴け2.13国会総行動」が行われ、岩手の50人を含む被災3県と全国災対連から約400人が参加した。議員会館前での集会ののち、院内集会と内閣府、復興庁、厚生労働省、経済産業省などに要請を行った。

(5) 「東日本大震災津波4年のつどい in りくぜんたかた」

3月1日、高田総合営農指導センター研修室を会場に「東日本大震災津波4年のつどい in りくぜんたかた」が開催され、会場いっぱいの250人が参加した。参加者全員で犠牲者への黙祷を献げたあと、元米崎小学校の生徒による重倉太鼓のオープニングに続き、日本共産党小池晃参議院議員、全国災対連小田川義和代表世話人（全労連議長）が来賓として挨拶を行った。記念講演では戸羽太陸前高田市市長が「陸前高田市の復興状況と課題、そして希望ある未来へ」と題して講演をし、リレートークでは、伊藤孝さん（陸前高田商工業復興ビジョン推進委員会委員長）、菅野利尚さん（陸前高田市民生部長・被災者支援室長）など4氏がそれぞれ報告を行った。

この集会において、復興県民会議の鈴木露通事務局長から、①被災者生活再建支援制度の拡充を求め署名活動及び要請行動を進めること、②応急仮設団地訪問・懇談活動を継続すること、③応急仮設団地、災害公営住宅における絆やコミュニティ確立を求めた要請を行うこと、④医療費・介護保険利用料の免除措置の継続、生業再建のための支援、JR大船渡線の早期鉄路復旧、復興予算の確保など6項目の県民要求

実現のために、被災3県や全国災対連などの共同・連帯を強めながら、被災者本位の復興をめざす「いわて復興一揆」を計画・実施していくこと、について行動提起がされた。

(6) 「お茶っこ会」

4月5日、いわて労連と復興県民会議の共催により野田村野田中学校仮設団地で「お茶っこ会」を開催し、復興一揆久慈地域実行委員会や地元議員など23人が参加した。被災者との懇談では消費税の増税や建築単価の高騰などで自力再建をあきらめたという声が出され、また生活支援金の改善などの要望が出された。

(7) 「国の責任で震災復興を行え！6.26国会行動」

6月26日、被災3県と全国災対連の共催により「国の責任で震災復興を行え！6.26国会行動」が取り組まれ、議員会館前での集会と関係省庁への要請が行われた。岩手県からは15名が参加し、前述したように、国会請願署名36,524筆を国へ提出した。

(8) 被災者の医療費・介護保険利用料等の一部負担金の免除措置の継続を求める請願

復興県民会議と県社保協は、県議会6月定例会に被災者の医療費・介護保険利用料等の一部負担金の免除措置の継続を求める請願を提出し（なお、保険医協会も同様の請願を提出した）、全会一致で採択された。達増知事は、県議会の質疑の中で、今年12月末までとなっている免除措置について、「継続も視野に市町村の意向を確認しながら判断していく」と前向きな答弁を行い、9月議会においては来年1月からも継続することを表明した。

(9) JR気仙沼線及び大船渡線の鉄道による早期

復旧の要請

JR東日本は、山田線について鉄道復旧工事を行うとともに30億円の支援を行ない、完工後は三陸鉄道に移管譲渡するとの提案を行った。県と関係自治体はこの提案を受け入れ協定書を調印した。大船渡線に関しては、JR東日本は鉄道復旧ではなく現行のBRT対応を提案した。関係自治体は、この提案を今年いっぱい住民などとの懇談をした上で態度を決めることを明らかにした。

なお、復興県民会議は、昨年6月18日の太田国土交通大臣への直接要請、今年6月26日の国交省要請などにおいて、JR山田線、大船渡線の鉄道による早期復旧を繰り返し要請してきた。また、宮古・釜石間のバス運行に関わり、利用者の声を踏まえた改善の要望も行ってきた。

(10) 復興庁・岩手復興局長への要請（2月6日）

2月6日、復興庁・岩手復興局長に対し、「東日本大震災津波被災者支援のための要請・懇談」の申し入れを行った。

この申し入れにおいては、東日本大震災津波から3年10ヶ月が経過をし、応急仮設住宅での生活を強られる被災者からは「もう、がまんも限界だ」という悲痛な声が出されており、被災地における復興をすすめる上で、国が果たすべき責任はいつそう重くなっていることを指摘した上で、①被災者生活再建支援制度を支援金対象者も含め抜本的に見直し、現行300万円の支援金を500万円に増額し、支給対象は半壊世帯も含めるなど拡充を図ること、また支援金の申請期限（平成30年4月10日）について延長すること、②希望者全員が災害公営住宅に早期に入居できるよう、国は可能な支援強化・拡充を行い、入居基準については、入居希望者が入居できるよう緩和措置も行うこと、③特別養護老

人ホームへの入居希望者にも対応すべきこと、④応急仮設住宅の住環境の改修・改善の要望に応えるとともに、エアコンなど付帯設備のメンテナンスの個人負担への援助を行うべきこと、⑤被災者の医療費・介護保険利用料などの窓口負担の免除措置が継続できるよう、協会けんぽ加入者も含め国は財政支援を行うこと、⑥被災した県立高田病院、大槌病院、山田病院の早期再建整備を促進すること、また医師、看護師の確保に取り組むこと、⑦仮設団地への支援員配置を継続すること、災害公営住宅における支援員の配置などコミュニティと絆の確立に特別の対策を講じること、孤独死を防止するための見守りが必要な世帯に対する訪問・支援体制を強化すること、⑧被災地への教員の加配措置を継続し、スクールカウンセラーの配置を強化し、児童生徒の心のケアの取り組みを強化すること、⑨防災集団移転事業による自治体への土地買い上げが所得とみなされ、住民税、国保税、介護保険料が大幅に引き上げとなり、居住費・食料代の補給給付の軽減措置が受けられなくなるなどの事態が生じており、国は所得とみなさない特例措置をはかること、⑩生業の再建を希望する企業や事業者に対するグループ補助等の支援策を継続し、また、仮設等の営業継続への支援と事業者の本設への支援策を講じるなど個人事業者も含めた支援など拡充すること、⑪J R山田線の早期鉄道復旧を指導・助言を行うとともに、三陸鉄道移管にともなう運賃格差など自治体の独自措置への財政支援を行うこと、J R大船渡線について、J R東日本の理不尽な山側ルート案について撤回を求め、鉄道による早期復旧の指導・助言などを行うこと、⑫東電福島第一原発事故による放射能汚染について、東電と国の責任で徹底した測定と除染を行うとともに、全面賠償をすること、⑬2016年度以降の復興財源を

地元負担なしで確保するとともに、地方自治体が自由に使える財源とすること、について要請し、併せて上記事項に関して懇談の申し入れを行った。

(11) 「6.12復興庁緊急要請行動」

6月12日、「6.12復興庁緊急要請行動」が行われ、長島復興庁副大臣に対して、①2016年度以降の復興事業について、一部自治体負担を求める方針を撤回し、これまで通り全額国費負担をすること、②被災自治体の現状を直視し、被災者との直接対話の場を設けるなど、真摯な対応を行うことの2点について要請を行った。

(12) 第5回総会

10月18日、山田町保健センターにおいて第5回総会を開催し80人が参加した。甲斐谷義昭山田町副町長の来賓挨拶の後、シンポジウムと総会を行った。シンポジウムでは、代表世話人である斉藤信県議会議員がコーディネーターをつとめ、山田町復興推進課計画係長の佐々木義之氏、山田町社会福祉協議会生活相談支援員の伊藤美子氏、被災者から鳥居久子氏、被災事業者から巖岩政子氏がパネラーとして、復興の現状と課題について意見を述べた。なお、この総会において、事務局長を鈴木露通氏から金野耕治氏（いわて労連議長）に交代し、事務所もいわて労連内に移設した。

この総会において、今後1年間の活動方針として、次の事項が提起された。

①安倍政権の暴走にストップをかける国民的な運動とも連帯しながら、東日本大震災津波から5年目（国の集中復興期間終了とその後）の取り組みを強化して行く。また、「復興県民10万署名」で掲げた6項目について、被災地・被災者の声を踏まえながら復興県民会議として新署名づくりなどを検討していく。同時に、新

たな恒久住宅への移行に当たって、全ての被災者が落ちこぼれることがないような行政の役割や、意向確認のための相談員確保のための予算措置などを要求していく。住宅再建支援制度の拡充という全国的課題を前進させるための取り組み（新署名等）を全国災対連、住宅再建推進協いわてなどにおける今後の取り組みと結合しながら進めていく。災害公営住宅における孤独死が発生するなど、一人暮らしの高齢者の見守りや新たなコミュニティづくり、通院や買い物などの足の確保ための支援施策を求めていく。

②上記を基本的な構えとし、これに基づいて、以下を活動の柱として取り組んでいく。

ア 50団地・500人以上の被災者訪問・懇談をめざし、応急仮設団地や災害公営住宅に居住する被災者への訪問・懇談を行う。

イ「医療費・介護保険利用料等の一部負担の免除措置」について、被災者の命と健康を守るために国の予算復活など要請行動を継続していく。被災地の公共交通確保のために、JR山田線の鉄路による早期復旧、またJR大船渡線について鉄路復旧を求めるとともに自治体・住民の声に基づく判断を尊重してJR東日本、国交省へ要請していく。被災者に寄り添う復興をめざすために、要求については岩手復興局、省庁要請など全国災対連、宮城、福島などの県組織と連携を強めながら、実現のために取り組んでいく。

ウ 被災者生活再建支援制度の拡充を求めするために、全国災対連や住宅再建推進協いわてが進める新署名の取り組みを進める。

エ 全労連・いわて労連が行う県内行動や、いわて労連や民主団体が構成する国民大運動県実行委員会の自治体キャラバン（翌年5月予定）にあたっては、当該団体との協

議をふまえて参加していく。

オ 「東日本大震災津波5年のつどい」開催は、国が集中復興期間が終了するなど一つの区切りをつけてくることが明らかになるもとの、岩手における取り組みを今後どのようにすすめるかなどを考慮した内容で検討する。開催する被災地域の組織とは事前に相談等を行い成功をめざす。

(13) 「災害対策全国交流集会2015 in みやぎ」

11月20日と21日の両日、災害対策全国交流集会が宮城県松島町「ホテル松島大観荘」で開催され全国から200人、岩手からは15人が参加した。塩崎賢明立命館大学教授の記念講演と岩手・宮城・福島のほか、茨城県常総市、広島市からも被災状況の報告がなされた。

分科会は、「被災者のいのちとくらしを守る」、「生業を守る地域の産業と経済の再生をめざす」、「災害からの復興と市民運動」、「被災地の原発・放射能問題」の4つのテーマで行われ、県内の各団体からもそれぞれの取り組みの報告を行った。また、集会成功のために賛同広告にも取り組んだ。

(14) その他

ア 1月17日に20年を迎えた阪神淡路大震災のメモリアル集会にメッセージを送付した。

イ 復興県民会議として「オリジナル手ぬぐい」（100本）をつくり、神奈川県川崎市内の合唱団「いちばん星」やその関係者から頂いた寄付金に対し、お礼として贈呈した。

ウ 金野耕治事務局長は県医労のメンバーとともに、12月16日に県立山田病院建設現場を視察し、21日には県立大槌病院建設現場を視察した。

エ 復興県民会議ニュースNo.25（12月8日）、26号（12月28日）を発行した。

(1) 「東日本大震災津波5年のつどい in 宮古」

3月12日、宮古市民文化会館中ホールにおいて「東日本大震災津波5年のつどい in 宮古」を開催し、約200人が参加した。県立宮古水産高校太鼓部の「宮水太鼓」のオープニングに始まり、来賓として、達増知事（代読）、全国災対連の住江憲勇代表幹事、穀田恵二衆議院議員（日本共産党国対委員長）が挨拶を行った。そのほか、民主・社民・生活の各党と県内14市町村長からメッセージが寄せられた。続いて、岩手県復興委員会・総合企画専門委員会委員長の齋藤徳美岩手大学名誉教授が、大震災から5年経過した現状と課題について記念講演を行った。齋藤名誉教授はなりわいの再生と安全の確保に力を入れてきたこと等について述べるとともに、「なぜ6,000人もの犠牲者が出たのか検証する必要がある」と指摘した。シンポジウムでは、宮古観光文化交流協会事務局長の山口惣一氏、釜石市平田復興プロジェクト代表の中川淳氏、陸前高田市議の大坪涼子氏が復興から5年の歩みと課題について報告し、高台移転や地域コミュニティ形成の現状や課題について討議が行われた。会場からも4名の参加者から、防潮堤建設や漁民の課題等に発言がなされた。

(2) 5.11国会行動

5月11日、「5.11国会行動」が被災3県と全国災対連の主催で開催され、岩手からは21人が参加した。なお、当初、東日本大震災の被災3県のほか、茨城県常総市などこの間の災害に対する国への要請を計画していたが、4月14日に熊本地震が発生し、国の支援体制があまりに不十分であったことから「熊本地震の被災者救援、

被災者切り捨てを許すな！国の責任で復興を5.11国会行動」と名称を変更して行われることになったものである。この行動には、岩手・宮城・福島の被災3県のほか広島、熊本、茨城の被災者も参加し、国民大運動実行委員会の支援もあって、国会前集会には約400人が参加し、衆議院第一議員会館での政府・各省庁要請には約150人が参加した。国会前集会では、岩手の代表として新婦人釜石支部事務局長の三浦日出子さんが、「5年は長かった。復興公営住宅に入るにも照明器具やカーテンなど新たな出費となる。新たな近所付き合いなど高齢者に不安が広がっている。孤独死を出さないためにもグループホームや利用料の安い老人ホームが必要だ。物価高騰で住宅再建も苦勞している。支援金を増額してほしい。被災した茨城、熊本、大分の皆さん一緒に手を携えましょう」と訴えた。

なお、午前中には、岩手独自の取り組みとして、JR東日本本社に対し「JR山田線の早期復旧」の要請を行った。要請団が工事の進捗状況の説明を求めたところ、JRの担当者は、「宮古、釜石間の工事は2015年10月に鉄道復旧工事局を設置し、市街地再生事業と日程を合わせながら2018年度内に完成する予定である」と回答した。また、盛岡、宮古間の土砂災害の復旧工事については「クラック（割れ目）の状態を調査している。水を抜くためにパイプを設置する。工法については検討中である。安全第一に作業しなければならない」と回答した。

(3) 「医療費・介護保険等の自己負担免除継続の請願」

復興県民会議と県社保協は、被災者の国保、

後期高齢者医療制度、介護保険等の自己負担の免除制度を来年1月以降も継続するよう求めて、6月29日、6月県議会に請願書を提出した。岩手県保険医協会が提出した請願（社保も含めた医療費の免除制度）も一括して審議され、賛成多数で採択され、7月6日、国への意見書が提出された。

(4) 被災者生活再建支援法拡充の取組

住宅の再建は最優先課題であるにもかかわらず、国の被災者生活再建支援法による支援金は最大で300万円にとどまり、消費税増税や資材の高騰などで建築費用がかさんでいることもあって、住宅の再建を諦めざるを得ない被災者が多数存在している。そのため、復興県民会議は全国災対連とともに国会請願署名や議員要請、自治体議会請願などを積み重ねてきた。その結果、野党4党は通常国会に支援金を500万円に引き上げる改正案を共同提出した。局地的な豪雨災害や熊本地震など、毎年のように深刻な自然災害が日本全国各地で発生しており、「住まい」は大事な国民の権利であることを訴え続け、支援金の引き上げや半壊も対象にするなど支援制度の拡充に向けて国会内外での運動を強める必要がある。

(5) 第6回総会

8月27日、釜石市鈴子町・シープラザ遊において第6回総会を開催し約100人が参加した。なお、達増拓也岩手県知事、黄川田徹衆議院議員、小沢一郎衆議院議員、木戸口英司参議院議員、岩淵友参議院議員、全国災対連から総会へのメッセージが寄せられた。

総会に先立って記念講演とシンポジウムが行われ、野田武則・釜石市長が復興の現状と課題について講演し、「撓（たわ）まず、屈せず、沿岸市町村と連携して復興をすすめたい」と決意を述

べた。シンポジウムでは、小野寺栄悦・岩手自治労連委員長がコーディネーターを務め、黒田至・野田団地自治会長、菊池了・釜石市社会福祉協議会地域福祉課長、斉藤信県議会議員の3人がパネラーとして発言を行った。黒田氏は災害公営住宅が建設された自治会として被災住民の孤立化を防ぐため、町内会が積極的に住民に働きかけて顔の見えるコミュニティづくりをめざしていることについて報告した。菊池氏は被災者の見守り・支えあいを積極的にすすめ、個人情報について社協と行政が協定を結んで取り組んでいることを報告し、住民との信頼関係が大切であることを強調した。斉藤氏は、市町村間、被災者間で格差の広がりがあり、医療・介護負担免除や住宅再建支援拡充が不可欠であると指摘し、被災者の心のケアもますます重要になっていることを強調した。最後に、コーディネーターの小野寺栄悦岩手自治労連委員長は「被災者に寄り添った復興をすすめよう」と呼びかけ、シンポジウムを終了した。

その後、第6回総会が行われ、新年度の方針と役員体制が確認された。

(6) お茶っこ会

3月15日、県民復興会議といわて労連、岩手復興一揆久慈地域実行委員会の共催により、野田中学校仮設住宅集会所でお茶っこ会を開催した。血圧測定の後、お茶を飲みながら懇談し、仮設での生活の状況や困っていること等について率直な話を聞くことができた。4月からいよいよ災害公営住宅への入居が始まることになっており、多くの被災者が入居を待ち望んでいる一方で引越し代の負担が大変であるとの声がだされた。また、自力再建を決断した被災者からも、建設費の坪単価が大きく値上がりし100万円を超えていることなどからローンの支払への不安や悩みが寄

せられた。

(7) 台風10号被害に対する取り組み

8月30日、台風10号が岩手県に上陸し、岩泉町、久慈市、宮古市などに甚大な被害をもたらした。北海道を含めて死者23名、行方不明者4名、住宅の全壊513棟、半壊2,280棟、一部破損1,170棟、床上浸水278棟、床下浸水1,784棟に達し、県内の被害も、福祉施設での9人の犠牲をはじめ21人が亡くなり、2人が行方不明となった。また、住宅や商店街なども大きな被害を受けた。政府は、9月15日に激甚災害指定を決定し、県は被災者生活再建支援法の適用を発表した。

9月3日、いわて労連は被災した組合員を激励するため、宮古市と岩泉町を訪れた。被災者からは「震災で被災して修繕したばかりなのにまた被災してしまった」と落胆の声が聞かれた。岩泉町では、小本地域の下流域や被災した福祉施設付近を視察し、その後岩泉町役場を訪問しお見舞いと激励を行った。

復興県民会議の加盟組織は、それぞれ救援活動・ボランティア活動に取り組んだ。岩手自治労連は着替えもできないまま住民の救援に奮闘する職員に下着などの物資を届ける取り組みを行い、いわてローカルユニオンは盛岡市のバスボランティアに参加し、いわて生協労組は理事会と共同でバスボランティアを組織し、民医連も会員の安否確認や泥だしなどのボランティアに取り組み、農民連も会員を訪問し激励した。

復興県民会議では、各50万円の義援金を届けるために、10月11日に久慈市、岩泉町、宮古市の2市1町を訪問した。久慈市では、中居正剛副市長が「住家の被害は大震災の3倍に及んだ。水道料金の減免や市税の減免をしたい。商工関係は、県がつくる補助制度に市も加わることを検討している。市の財政が厳しいので国に支援を求

めたい」と述べ、宮古市では、滝澤肇総務部長が「5年で2回も大災害を受けた。市役所ができることは限られているが市民を支えたい。議会にも快く同意をいただいた」と述べた。なお、宮古市では独自に住宅再建200万円の補助など大震災並みの支援をいち早く決定している。岩泉町では、町長が国への要請に出張中であつたことから、保健福祉課に義援金を届けたが、この日「災害対策本部」を解散し、「復興対策本部」に改組したとのことであつた。

全国から寄せられた義援金・救援カンパは総額3,119,001円に達した。12月21日に軽米町、洋野町、普代村、田野畑村、遠野市に各10万円を届け、4月16日には岩泉町に2回目の義援金として残金全額(111万9,001円)を届けた。

復興県民会議は9月7日に代表世話人会を開催し、各組織の救援活動を情報交換し、全国災対連と共に政府要請を行うことにした。9月26日には、全国災対連から、笹渡義夫代表世話人(全国農民連会長)、川村好伸事務局長(全労連幹事)らが被害の調査のため岩泉、久慈地域を訪れた。その後、10月7日には全国災対連として政府要請を行った。

(8) 「災害対策全国交流集会2016 in ふくしま」

11月4～5日、福島県いわき新舞子ハイツにおいて「災害対策全国交流集会2016 in ふくしま」が開催され、全国から190人(岩手から28人)が参加した。初日は、大型バスに分乗して富岡町、双葉町、大熊町などを視察した。富岡町の第二中学校では体育館が当時の卒業式のままの状態に残されていた。帰還困難区域は原発事故当時のまま手つかずであり原発事故の深刻さを目の当たりにすることになった。

記念講演では伊東達也・原発事故いわき訴訟原告団長が「原発事故から5年7ヶ月の福島」

と題して講演し、安倍政権が被災者の賠償打ち切りをすすめるようとしていることを批判した。分科会は、「大規模災害での被災者救援の現状と課題」、「東日本大震災被災地の現状と被災者本位の復興」、「大規模自然災害に対する防災、減災、法整備のあり方」、「福島原発事故の現状と課題」の4つのテーマで行われ、岩手の参加者は台風10号被害も含めてそれぞれの分科会で報告し、宮城、福島だけでなく、熊本、新潟、広島など全国の災害被災地からの参加者と意見交換を行った。

(9) その他

ア 4月15日深夜に熊本や大分で大地震が発生し甚大な被害をもたらされたことから、復興県民会議といわて労連は、4月18日、盛岡市内で熊本・大分大地震救援カンパを訴える街頭署名宣伝を行った。

イ 2月12日、全国災対連第17回総会が開催され、その前段として復興庁から2016年度予算説明を受け、被災地の実態を示してとりくみの強化を要請した。全国災対連からは救援・復興岩手県民会議、宮城県災対連、ふくしま復興共同センターの代表をはじめ、みやぎ県民センター、各団体など20人が参加し、復興庁は前田省三企画官など6人が対応した。

ウ 住宅再建支援制度の抜本的改善を求める国会請願署名の取り組み

全国災対連の提起を受け、通年の取り組みで集約し、春と秋の国会毎に署名を提出してきた。

エ 3月11日、盛岡広域首長懇談会主催により「3.11東日本大震災・津波から5年・祈りの灯火」が開催され、いわて労連として「竹灯籠」を灯し参加した。

オ 復興県民会議ニュースをNo.27号（2月15日）からNo.34（12月9日）まで発行した。

(1) 「東日本大震災津波6年のつどい」

3月25日、陸前高田市コミュニティホールを会場に「東日本大震災津波6年のつどい」を開催し180人が参加した。来賓として川村好伸・全国災対連事務局長と斉藤信・日本共産党県会議員が挨拶を行った。記念講演では、井上博夫岩手大学名誉教授が「復興の現状～その成果と課題」と題して講演を行った。講演後、シンポジウムをに入り、陸前高田商工会長の伊東孝さん、陸前高田社会福祉協議会生活支援部門主任の安田留美さん、NPOきらりんきっず代表の伊藤昌子さんがパネラーとなって現状と課題について意見を述べた。行動提起では「被災者生活再建支援金制度拡充署名」を集めて5月10日の国会要請行動に参加しようとの呼びかけがなされた。

(2) 「5.10国会行動」

5月10日、全国災対連と被災3県などの実行委員会の主催により「被災者切り捨て許すな！国の責任で復興を5.10国会行動」が行われ、全国から約200人、岩手からは26人が参加した。院内集会の後、各省庁との交渉を行い、その後、民進党、共産党、自由党の国会議員に署名(27,000筆)を提出した。

また、午前中は、岩手の独自行動として、県選出国會議員全員に対し、「被災者生活再建支援法による支援金500万円への引き上げ」など被災者支援制度の抜本改善を要請した。

(3) 「医療費・介護保険等の自己負担免除継続の請願」

被災者の国保・後期高齢者医療・介護保険利用料の自己負担免除制度は、2017年12月までと

なっており、復興県民会議と県社保協は、上記自己負担の免除制度を来年1月以降も継続するよう求めて、6月30日、6月県議会に請願書を提出した。岩手県保険医協会が提出した請願(社保も含めた医療費の免除制度)も一括して審議され、賛成多数で採択され、意見書が国に提出された。なお、達増知事は、県議会9月定例会において、県議会6月定例会での請願採択と市町村の意向を踏まえて、2018年1月以降も免除制度を継続すると表明した。

(4) 「第7回総会」

9月17日、岩泉町民会館において第7回総会を開催し、約90人が参加した。岩泉町役場の應家義政総務課長が台風10号災害の被害状況と復旧に向けた現状について特別報告を行った。その内容は、台風10号による被害は大震災の7.4倍にあたる328億円に達すること、現在10カ所の応急仮設住宅に337人が入居していること、国の被災者生活再建支援法に加え町単独で住宅建設に200万円、補修に100万円の補助を行っていること、生活橋73カ所の再建が必要であるにもかかわらず私有財産扱いのため国の援助が受けられず町が仮設橋を設置していること、本設については全国に寄附を呼びかけていること等深刻な状況であった。

総会では、引き続き、被災者本位の復興を求めて取り組んで行くことを確認した。

(5) 「お茶っこ会」

3月26日、復興県民会議、いわて労連、いわて復興一揆久慈地域実行委員会の共催により野田村の新町地区コミュニティセンターにおいて、被災者懇談会(お茶っこ会)を開催し、約30人

が参加した。2016年4月に災害公営住宅に移住し約1年が経過しており、「やっと手足を伸ばして眠れる」、「仮設のときよりもさみしい」、「ベンチを設置してほしい」、「支援員にもっと訪問してほしい」などの声が寄せられた。また、病院や買い物の利便性や災害公営住宅の将来の買い取りなどについて質問や要望が出された。

(6) 「災害対策全国交流集会2017 in 東京」

11月10日～11日、東京都北区で被災3県と全国災対連の主催による「災害対策全国交流集会2017 in 東京」が開催され、全国から200人（岩手からは12人）が参加した。

初日は、岩手、宮城、福島のほか、広島、茨城、熊本、福岡などの被災地から復興の現状と課題が報告された。その後、5つの分科会にわかれ、①被災者本位の復興と支援、②災害のための法整備の課題、③福島原発事故と原発再稼働、④地震に備える、⑤異常気象と風水害の5つのテーマについて、それぞれ討論が行われた。2日目の全体会では、東京大学地震研究所の平田直地震予知研究センター長が「首都直下・南海トラフなど巨大地震災害に備える」と題して講演を行った。集会後、王子駅前で「なくせ原発イレブンアクション」行動が行われた。

(7) そのほかの取り組み

ア ユニオンセンターの被災地支援

4月15、16日の両日、労働組合の争議支援を行っている神奈川県「ユニオンセンター」が被災地支援行動のため来県した。18人が参加し、初日は宮古市田老の仮設団地で、翌日は台風10号災害で避難している岩泉町の仮設団地でハーモニカコンサートを行った。歌と演奏を通じて被災者と交流し、支援物資も届けられた。岩泉町の仮設団地では「いろいろな催しが

あるが、こんなに人が集まったのは初めてではないか。元気が出る」などの声が寄せられた。

イ 原発の再稼働反対、即時ゼロを求める取り組み

11月27日、原発問題住民運動全国連絡センターと全国交流集会岩手県実行委員会の主催により、「原発再稼働STOP! どうする核のごみ! 全国交流集会 in 岩手」が盛岡市サンビル7階大ホールで開催され、12都道府県、272人が参加した。伊東達也・原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表委員が基調報告を行い、鹿児島、福井、新潟から特別報告があった。記念講演は「高レベル放射性廃棄物最終処分をめぐる日本学術会議の『回答』と『提言』について」と題して今田高俊・東京工業大学名誉教授が講演を行った。その後、フロア発言で全国各地の取り組みを交流した。伊東代表委員が討論のまとめを行い、福島全国署名を100万筆集めようと呼びかけ、「岩手からのアピール」を採択した。集会後、サンビル前から盛岡駅前付近まで、脱原発サウンドデモが行われた。前日の26日には、葛巻町で再生可能エネルギーの視察も行われ、中村哲雄元町長が講演した。

2月25日には、「さようなら原発岩手県集会2017」（45団体参加の実行委員会主催）がサンビル7階大ホールで開催され、約450人が参加した。福島生業訴訟弁護団事務局長の馬奈木巖太郎弁護士が基調講演を行い、集会後、盛岡市内をパレードして「原発いらない」と訴えた。

また、毎月11日を中心に、原発即時ゼロを求めるイレブンアクション宣伝・署名行動を取り組んできた。

毎月第1第3金曜夕方に取り組みされている「脱原発盛岡昼デモ」や盛岡でもデモし隊☆の

「脱原発盛岡金曜デモ」も163回を数え、盛岡市以外でも、奥州市や宮古市において原発反対のデモが取り組まれてきた。

ウ 早期復興祈願・元気応援復興の春よ来い第7回年末懇親会（山田町）

岩手県消団連やいわて食農ネットは、毎年クリスマスに山田町の関谷担い手仮設住宅団地集会場で開かれる懇親会に参加し、支援物資の贈呈、餅つき、懇談等を行ってきているが、12月24日に開催された第7回年末懇親会に復興県民会議も参加した。

エ 3月11日、盛岡広域首長懇談会主催により「3.11東日本大震災・津波から6年・祈りの灯火」が開催され、いわて労連として「竹灯籠」を灯し参加した。

オ 復興県民会議ニュース35号、36号を発行した。

(1) 「東日本大震災津波7年のつどい」

3月17日、野田村総合センターを会場に、「東日本大震災津波7年のつどい」を開催し、約130人が参加した。つどいは、「なもみ太鼓」のオープニングに始まり、小田祐二野田村長が「東日本大震災・津波からの軌跡－野田村のあゆみ」と題して記念講演を行った。講演後、岩手大学三陸復興地域創生推進機構地域コミュニティ再生支援班特任研究員の船戸義和さんをコーディネーターとしてシンポジウムが行われ、城内地区地域づくり協議会の元会長（外館四郎氏）、新設された新町町内会の会長（中野大六氏）、野田村保育所の主任保育士と保育士（茂石阿子氏、澤里彩氏）がシンポジストとしてそれぞれの取り組みを報告した。

(2) 「国は被災者の生活と生業の再建に責任をもて 5.9国会行動」

5月9日、「国は被災者の生活と生業の再建に責任をもて5.9国会行動」が全国災対連と被災3県の実行委員会主催で行われ、全国から約150人（岩手から16人）が参加した。岩手県代表団は、午前中の独自行動として、中小企業庁に対する仮設店舗の解体費用補助期限延長を求める要請を行い、前向きな回答を引き出すことができた。また、県選出国會議員を訪問し、被災者生活再建支援金の500万円への増額などを求める国会請願署名の紹介議員要請を行った。政府交渉では、内閣府、復興庁、厚労省、国交省に対して支援金の増額、家賃減免、医療費免除などを要請した。国会議員懇談では、階議員（国民民主党）、木戸口議員（自由党）、紙議員（共産党）、福島議員（社民党）など野党各党の議員が参加

し激励と連帯の挨拶が行われた。

(3) 「医療費・介護保険等の自己負担免除継続の請願」

復興県民会議では、6月28日、県社保協と連名で被災者の国保・後期高齢者医療制度・介護保険の自己負担免除制度の継続を求めて6月県議会に請願を行った（なお、保険医協会も被災者へのアンケート調査を元に、医療費免除制度の継続と社保の免除復活を求めて請願を行った）。6月議会では、自民クラブなどの反対があったものの、7月5日の本会議において請願は採択され、国に意見書も提出された。

(4) 「仮施設有効活用等助成事業の助成期間の延長を求める請願」

東日本大震災・津波から7年を経過したものの、未だ332の事業者が仮設店舗での営業を続けており、特に被害の大きい陸前高田市や釜石市では100以上の事業者が仮設店舗を使用している。しかし、仮施設有効活用等助成事業の助成期間が平成30年度末とされていることから、当該市町村から退去を迫られ、このままでは廃業に追い込まれる事業者が続出しかねない状況にある。そのため、6月28日、県議会に対し、「仮施設有効活用等助成事業の助成期間を平成30年度末で終了とせず、期間を延長すること」を求める意見書を関係機関に提出することを求める請願を行った。7月5日の本会議において請願は採択され関係機関に意見書も提出された。

(5) 3県立病院の再建

県立高田病院が3月に新築移転となり、復興

県民会議の要求どおり被災した3つの県立病院はすべて再建された。地震被害で被災した大東病院も含めて4つの県立病院全てで入院機能を維持させたことは大きな成果であるが、医師不足を理由に夜間・休日の救急体制を取らず、看護師不足もあって12時間勤務の昼夜二交代制導入が進められているなど、課題も残ることになった。

(6) 第8回総会

8月18日、盛岡市水産会館で第8回総会を開催し、約60人が参加した。記念講演では、「創造的復興から人間復興へー宮城の取り組みから見えてきたもの」と題して綱島不二雄氏（東日本大震災復旧・復興みやぎ県民センター代表世話人、元山形大学教授）が講演を行った。綱島氏は「漁業特区構想」反対で漁協と懇談してきたこと、被災者医療費免除制度の復活を求めて仮設住宅の自治会長から署名を集めて要請してきたこと、指定廃棄物最終処分場建設に反対し自治体当局ぐるみで反対集会を開催してきたことなど、村井県政による被災者無視・大企業優先の「創造的復興」と闘ってきた経験を具体的に述べ、宮城と岩手の復興の姿勢の違いを浮き彫りにするとともに人間復興の重要性を強調した。

続いて、野田村の宇部武典村議、宮古市の木村明宮古民商事務局長、山田町の木村洋子町議、陸前高田市の伊勢市議などから復興の現状や課題について、岩泉町職員組合から台風10号災害の復興状況について、いわて生協労組の高橋基委員長からバスボランティアについての報告がなされた。

その後の総会では、1年間の取り組みの振り返りと11月に大槌町で開催される全国交流集会の成功に向けて取り組むことなど1年間の方針を確認した。

(7) 「災害対策全国交流集会2018 inいわて」

11月11日～12日、大槌町・三陸花ホテルはまぎくにおいて、被災3県と全国災対連などの主催により「災害対策全国交流集会2018 inいわて」が開催され、全国から約170人が参加し、岩手からは60人が参加した。はじめに、岡山、広島、北海道など豪雨や地震災害の被災地から報告が行われた。記念講演では、「東日本大震災から8年目の今を考える」と題して、岩手大学名誉教授の齋藤徳美氏が講演し、憲法と地方自治の本旨に立脚した岩手の復興方針についての説明と8年経過した現在の復興の状況についての報告がなされた。その後、被災者・被災地の声を生かした復興」と題してシンポジウムが行われ、代表世話人の齊藤信岩手県議、小川静治みやぎ県民センター事務局長、宮本しづえ福島県議がパネリストとしてそれぞれの地域の復興の状況や課題等について報告がなされた。2日目は復興支援、原発事故、住宅再建やまちづくり、防災などのテーマで分科会が開催され、その後全体会でまとめを行い、「被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める国会請願署名を多くの国民・市民に働きかけ、大きな世論をつくろう」、「地方自治体や地方議会に働きかけ、被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める意見書採択を勝ちとろう」、「地元選出の国会議員に働きかけ、被災者生活再建支援法改正への支持と理解をひろげよう」とのアピールを採択して終了した。

夜の交流会では、エル・システムジャパン「大槌子どもオーケストラ」の感動的な演奏で始まり、県内の酒造会社の協賛による地酒が振る舞われた。また、2日目の被災地バスツアーでは、陸前高田の復興状況を見学した。

なお、岩手の参加者は、盛岡駅の誘導案内、会場での受付、会場づくり、送迎バス、集会運営、ツアーガイドなど集会成功のためにスタッフ

としても重要な任務を果たし、全国災対連から感謝された。

(8) その他

ア 3月8日に開催された全国災対連第19回総会に金野耕治事務局長が参加した。

イ 3月11日、盛岡広域首長懇談会主催により「3.11 東日本大震災・津波から7年・祈りの灯火」が開催され、いわて労連として「竹灯籠」を灯し参加した。

ウ 復興県民会議ニュース37号、38号を発行した。

(1) 「東日本大震災津波 8年のつどい」

3月24日、大船渡市シーパル大船渡を会場に、「東日本大震災津波 8年のつどい」を開催し、約100人が参加した。野党統一の木戸口英司参議院議員が来賓として挨拶し、高橋千鶴子衆議院議員が国会報告を行った。シンポジウムでは、代表世話人である斉藤信典議がコーディネーターを務め、新沼治大船渡市漁協理事からは養殖漁業の状況について、村上誠需災害公営住宅県営みどり町アパート自治会副会長からは自治会として取り組んでいる活動について、伊藤勉大船渡市社会福祉協議会係長からは支援員の見守り活動について、森るり子椿の里・大船渡ガイドの会副会長からは震災ガイドの活動について、それぞれ活動の状況と課題について報告がなされ、生業の再生と後継者問題、被災地の孤立化対策や地域コミュニティづくりへの支援強化、震災の教訓をどう活かしていくかなどの課題が浮き彫りとなった。

(2) 「三陸鉄道全線開通ツアー」

津波で被災した山田線の鉄路復旧と三陸鉄道への経営移管が3月23日に行われ、震災以来8年ぶりに全線が復旧した。これにより、三陸鉄道は久慈駅から大船渡・盛駅まで全長163キロメートルの日本最長の第三センター鉄道となった。この全線開通を記念してコープトラベルいわてとの共同企画として、3月30日、40人の参加を得て「三陸鉄道全線開通ツアー」を実施した。ツアーではまずラグビーワールドカップが開催される鶴住居の復興スタジアムを見学し、その後釜石駅から宮古駅まで三陸鉄道に乗車して車窓を通して沿線市町村のまちづくりの状況を確認した。終着

駅の宮古ではリニューアルされた魚菜市場で買物をし、帰途に就いた。

(3) 「5.29国会行動」

5月29日、「被災者切り捨て許すな！国の責任で復興を5.29国会行動」が行われ、全国から160人が参加し、岩手からは16人が参加した。

午前中は全国災対連の第20回総会が開催され、運動方針と役員体制などが承認された。昼時間には国会前で国民大運動実行委員会、安保破棄中央実行委員会、中央社保協の昼休み国会行動に参加し、原発事故の完全賠償、被災者支援制度の拡充を求め、アピールを行った。

院内集会には、木戸口英司参議院議員、田村貴昭衆議院議員、紙智子、仁比聡平、武田良介、山添拓、岩渕友の各参議院議員がかけつけ、参加者を激励した。その後の政府交渉では、内閣府、復興庁、厚労省、国交省に対して支援金の増額、家賃減免、医療費免除などを要求した。また、前川慧一代表世話人など各県の代表者から上記議員らに署名が提出された。

(4) 「医療費・介護保険等の自己負担免除継続の請願」

復興県民会議では、6月26日、県社保協と連名で被災者の国保・後期高齢者医療制度・介護保険の自己負担免除制度の継続を求めて6月県議会に請願を行った（なお、保険医協会も被災者へのアンケート調査を元に、医療費免除制度の継続と社保の免除復活を求めて請願を行った）。

6月議会では、自民クラブと無所属（元自民ク）の反対があったものの、7月3日の本会議において請願は採択され、国に意見書も提出された。

(5) 「被災者生活再建支援制度の拡充を求める請願」

復興県民会議は、被災者支援制度の500万円への引き上げや半壊、小規模の災害なども含めた支援対象の拡大を求める請願を県議会に提出し、3月25日の本会議で採択された後、国に意見書が提出された。なお、全国知事会では、半壊世帯に対する支援制度の拡充を国に提言するとともに、ワーキンググループを設置して制度設計や積算を進めており、引き続き、全国災対連からも働きかけを強め、制度改善での協力関係を構築していく必要がある。

(6) 「第9回総会」

8～9月の知事選、県議選、沿岸市町村議選のため、第9回総会は、盛岡市勤労福祉会館において、いつもより1カ月遅れの9月14日に開催した。岩手大学教育学部の麥倉哲教授が、「自助、共助、公助の中で、なぜ公助が弱いのかー災害自己責任論、コミュニティ責任論を超えて」と題して、避難所や仮設住宅の問題点を明らかにするとともに人権を尊重した災害救助や支援・復興のあり方の重要性を強調する記念講演を行った。総会では、活動方針や役員体制が参加者の拍手で承認された。

(7) 「全国交流集会2019 in 神戸」

11月24～25日、神戸市で災害対策全国交流集会が開催された。全国から220人、岩手からは11人が参加し、阪神淡路大震災から25年の取組から多くの教訓を学ぶとともに、震災復興のあり方について創造的復興の欺瞞と「被災者本位の復興」の大切さを確認した。

(8) 台風19号被害への取組

10月に発生した台風19号により久慈市や普代

村、宮古市、山田町などで、全壊46世帯、大規模を含む半壊833世帯、一部損壊1,113世帯という大きな被害が発生した。いわて労連、復興県民会議では、現地視察を行い被害等の情報を発信してきた。また、全国災対連が主催した政府要請にも参加し、支援を求めた。復興県民会議を構成する単産、単組もそれぞれの特性を生かして支援に取り組んだ。なお、県は国の制度が適用されない世帯に対しても県独自の支援金制度を創設して住宅再建、生活再建、三陸鉄道の復旧の支援を行い、三陸鉄道は、20年3月20日に復旧工事が完了し、全線再開通することができた。自然災害が大規模化している背景には気候変動や温暖化など環境問題があると指摘されており、また、高齢者や障害者など災害弱者の安全な避難やトイレ・ベッド・キッチンなど避難所の質の改善、新型コロナなど避難所の感染症対策等、災害列島の日本には取り組むべき課題が山積していることを痛感した。

(9) その他

ア 復興県民会議ニュース39号～41号を発行した。

イ 3月11日、盛岡広域首長懇談会主催により「3.11東日本大震災・津波から8年・祈りの灯火」が開催され、いわて労連として「竹灯籠」を灯し参加した。

(1) 「大震災から9年のつどい」

3月に予定していた「大震災から9年のつどい」は、新型コロナの影響で日程を延期し、7月25日に久慈市で開催した。

つどいでは遠藤譲一・久慈市長が「東日本大震災及び台風災害そして新型コロナウイルスからの復興とこれからの久慈市～子どもたちに誇れる・笑顔日本一のまち久慈」と題して記念講演を行い、大震災とその後の2度の台風災害（2011年の東日本大震災津波、2016年の台風10号、2019年の台風19号）を乗り越えて再建に努力していることについて報告した。その後のパネルディスカッションでは、久慈市観光物産協会、災害ボランティアセンター、民主商工会、水産加工会社の4氏からそれぞれ活動の教訓や課題について報告がなされた。

(2) 「5月の国会行動」

例年取り組まれて来た5月の国会行動（署名提出、省庁交渉、国会議員要請行動）は、新型コロナにより延期となり、次の国会開会時に持ち越された。

(3) 脱原発、再稼働反対、自然エネルギー転換推進の取組

東京電力福島第一原発事故はまだ収束していない。東京電力は毎日大量に増え続けている汚染水を海洋放出することが「現実的」という報告書を国に提出し、県民や漁民から「反対」と「怒り」の声が上がっている。また、東北電力女川原発再稼働については、多くの住民から反対の声が挙げられているにもかかわらず、原子力規制委員会は2月に審査合格とし2022年度以降の再

稼働が狙われている。他方、大規模災害の頻発などもあって地球環境への関心が高まっており、化石燃料や原子力から自然エネルギーへの転換がますます求められている。こうした状況を踏まえ、復興県民会議及びその構成団体は、次のような取り組みを行ってきた。

ア イレブンアクション、脱原発デモの取り組み

毎月11日のイレブンアクションを継続し、盛岡での脱原発昼デモにも参加してきた。ただし、新型コロナ感染拡大以降は休止せざるを得ない状況となっている。

イ 反原発集会

8月6日、岩手県消団連・県生協連の主催により40人の参加を得て「女川原発学習会・意見交換会」が開催された。なお、3月に復興県民会議も参加した実行委員会主催の「さようなら原発岩手県集会2020」を予定していたが、コロナ感染拡大防止のために中止せざるを得なかった。

(4) 「医療費・介護保険等の自己負担免除継続の請願」

復興県民会議では、県社保協と連名で被災者の国保・後期高齢者医療制度・介護保険の自己負担免除制度の継続を求めて6月県議会に請願を行った（なお、保険医協会も被災者へのアンケート調査を元に、医療費免除制度の継続と社保の免除復活を求めて請願を行った）。7月6日の本会議において希望いわて、県民クラブ、新政会、共産党、社民党、無所属議員の賛成多数で請願は採択され、国に意見書も提出された。

なお、医療費・介護保険等の自己負担免除制度は、2021年3月に丸10年を迎え、4月以降は

市町村民税の非課税世帯に限って免除されることになったが、岩手において被災者の医療費等免除制度を10年間継続させたことは、全国の被災地・被災者を大きく励ますことになった。

(5) 被災者生活再建支援制度の拡充

復興県民会議は、全国災対連などとともに、支援金の500万円への引き上げや半壊、小規模の災害なども含めた支援対象の拡大を行うことを要求してきたが、2020年12月4日、これまでの「全壊」、「大規模半壊」に加え「中規模半壊」についても支援金を給付する法改正が実現した。支援金の500万円への引き上げは実現していないものの、被災者生活再建支援法改正の一步として重要な成果ということできる。

(6) その他

ア 「3.11 祈りの灯火2020」

3.11 祈りの灯火2020は、新型コロナウイルスの感染防止対策のため、点灯式のみとなったが、いわて労連は竹灯籠で参加した。

イ 復興県民会議ニュース42号～44号を発行した。

復旧・復興への 活動に取り組んで

1 被災者のいのちと健康を守る取り組み－医療費窓口負担免除を求める取り組みについて

(岩手県保険医協会 事務局長 畠山恒平)

(1) 東日本大震災から10年が経った。国民健康保険（以下国保）と後期高齢者医療制度に加入している被災者への医療費窓口負担免除措置も、2020年11月16日に2021年3月末で住民税課税世帯については免除を打ち切り、非課税世帯のみ12月まで延長し、その後は打ち切る方針が示された。当協会では、10年にわたって毎年、通院している被災者を対象にアンケート調査を実施した。調査後は、毎回記者発表を行うとともに、達増県知事との懇談や県保健福祉部への要請、県議会議長への要請、県議会議員との懇談などを重ね免除を訴え続けた。

(2) 当会では、2011年8月から厚労省への被災者の医療費窓口負担免除を求める要請に参加してきたが、2012年2月で社保の免除が打ち切られることとなった。そこで、震災後に、自治体等を通じて避難所や仮設住宅における健康パンフレットを作成して配布した経験を活かし、被災者の声を届け、社保の免除を復活させるべく、ハガキでの第1回被災者アンケート調査を開始したことが、その後10回に渡るアンケート調査の始まりである。

(3) 医療費窓口負担免除制度は当初、国が全額負担していたが2012年10月から原則、国が8割、県と市町村が1割ずつ拠出することになった。ただし、国が8割拠出する場合は免除額が窓口負担の所要額の3%（後期高齢者医療は1%）を超える沿岸市町村が対象であり、その基準に満たない内陸部等の市町村には国の補助が得られない分、県が9割負担することになった。なお、国の8割補助は保険者が要請しなければ拠出されない仕組みになっているため、社保の免除は打ち切られたままとなった。県は市町村国保と後期高齢者医療について免除を続け、2012～2019年度に国、県、市町村が負担した一部負担金の総額は約265億円に上る（※1）。これにより多くの被災者の健康に寄与できたのではないかと考える。

（※1）朝日新聞（2021年3月9日付）23面「被災地はどこへ（上）」参照

(4) しかし2020年になると、沿岸13市町村のうち普代村、野田村を除く11市町村が免除継続に反対したため、免除が打ち切られる情勢となった。当協会は13市町村すべての首長、すべての自治体議会議員へ免除継続の要請書を送り、県知事、県保健福祉部へ要請を行ったが、残念ながら、上記のとおり、2021年3月末で国保と後期高齢者医療の住民税課税世帯については免除を打ち切り、非課税世帯は同年12月で打ち切る方針が示されている。

ちなみに、免除証明書が交付され、窓口負担が免除された方は、国民健康保険15,141人、後期高齢者医療12,195人（2020年3月末現在）、その他を合わせ合計31,901人である。なお、免除が延長された住民税非課税世帯の人数は国保は7,120人（42.2%）、後期高齢者医療は9,209人（76.0%）で計

16,329人（56.3%）（2018年3月末時点）となっている。

- (5) アンケートでは、毎回2,000通以上の返信とハガキの小さな記入欄にたくさんの意見が記入しており、被災者の悲痛な声と負担免除への感謝の言葉などが多く寄せられた。

10回目までのアンケートをみると、免除がすでに打ち切られた人（社保）と免除を受けている国保及び後期高齢者医療の方の回答は、社保で「通院できなくなった」と、打ち切られた場合の国保及び後期高齢者医療で「通院できない」との回答の割合がほぼ一致している。また、社保で「通院回数を減らした」と、打ち切られた場合の国保及び後期高齢者医療で「通院回数を減らす」との回答の割合が一致してきており、国保と後期高齢者医療の免除が打ち切られれば社保と同じ事態になると言える。

また、被災者の意見をみると、食費を減らして通院の交通費に回したり、定期的なかかりつけ医による診療が孤立した被災者の精神的な不安を減らしている可能性が感じられた。

県土が広い本県では被災地の医療資源も乏しく通院するための交通費が少なからず必要で、窓口負担が生じると経済的事情で受診を控える人が増えてしまう。また、被災者の孤独死や心のケアが課題となる中、窓口負担の免除は、病気の早期発見、早期治療だけでなく、高齢者の外出の機会や人とのふれあいなど、心身ともに健康な生活を送るための一定の役割を果たしてきたのではないだろうか。

(6) おわりに

岩手県の三陸沿岸はこれまでに1896年6月15日の明治三陸地震、その37年後の1933年3月3日の昭和三陸地震、その27年後の1960年5月24日のチリ地震津波、その51年後の今回2011年3月11日の東日本大震災と、度々大きな津波の襲来を受けている。地震大国である我が国においては誰もが大災害の被災者となり得る。

また、「天災は忘れたころにやってくる」で有名な寺田寅彦は、次の災害の時には忘れてしまっていることが、「自然の時間軸への意識の欠如」であるとも述べているように、震災における取り組みは、後世の人々に伝え忘れないようにすべきである。

この医療費免除の運動により、10年間に渡り約32,000人の方が、総額約265億円の医療費自己負担を免除されたことになった。日本国憲法第25条に「国はすべての生活部面において、社会福祉、社会保障、及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とあるように、被災者を含む広範な人々が手を取り合い、被災者の権利を保障し、災害時には被災者が経済的事情に関わらず受診できる環境や仕組みを作る取り組みが重要であることが、この10年間のアンケート調査結果と医療運動から得られた教訓であり、また、今後、不幸にも災害が起こった際に、この運動が忘れられることなく、被災者のいのちと健康を守る取り組みの参考となればと思う。

<参考>

【免除者数及び免除に要した県負担額】

年度	医療費窓口負担		介護保険 利用料 (人)	障害福祉 サービス 利用料 (人)	合 計 (人)	免除に要した 県の負担額 (円)
	市 町 村 国 保 (人)	後期高齢者 医 療 (人)				
2012	26,385	12,343	3,903	40	42,671	9,375万(※)
2013	23,841	12,703	4,129	45	40,718	5億1,579万
2014	21,296	12,855	4,152	69	38,372	4億1,512万
2015	19,061	11,791	4,256	79	35,187	3億7,574万
2016	17,776	11,934	4,274	82	34,066	3億2,665万
2017	16,856	12,125	4,596	56	33,633	3億4,358万
2018	15,927	12,248	4,623	82	32,880	3億4,306万
2019	15,141	12,195	4,479	86	31,901	3億1,518万

(県負担額…県は免除に要する費用について、沿岸部の市町村には1割、内陸部の市町村は9割を支援している)

※2012年度の県負担額は、2012年9月まで国が全額負担していたため他の年度より少ない

【アンケート結果の推移】

1、実施期間及び回答数

1回目…2012年5月10日～6月30日	3,020通
2回目…2012年12月10日～2013年1月31日	2,654通
3回目…2013年8月12日～9月30日	2,402通
4回目…2014年8月1日～9月30日	2,331通
5回目…2015年6月1日～7月31日	2,616通
6回目…2016年6月1日～7月31日	2,403通
7回目…2017年4月1日～6月30日	2,262通
8回目…2018年4月1日～6月10日	2,210通
9回目…2019年4月1日～6月10日	2,216通
10回目…2020年4月1日～6月10日	2,156通

2、免除を受けている方へ。負担発生後の通院について（上段の数字はアンケートの回数〈何回目のアンケートか〉を示す）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
A	70.2%	50.3%	48.7%	42.8%	36.5%	38.0%	34.8%	32.0%	30.7%	30.7%
B	20.7%	32.8%	34.0%	35.8%	39.0%	37.4%	40.0%	39.3%	39.5%	37.6%
C	4.4%	10.8%	11.8%	14.9%	17.5%	17.3%	18.0%	18.2%	19.3%	21.8%
D	4.2%	6.1%	5.5%	6.5%	7.0%	7.3%	7.2%	10.5%	10.5%	9.9%
E	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0	0.0%	0.0%	0.0%

A；これまで通り通院する

B；通院する回数を減らす

C；通院できない

D；分からない

E；無回答

3、免除が打ち切られた方へ。負担発生後について

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
A	—	51.7%	53.2%	40.4%	43.1%	42.3%	44.1%	39.5%	34.2%	40.3%
B	—	36.4%	33.2%	40.6%	37.6%	38.7%	32.7%	37.6%	41.2%	36.4%
C	—	10.0%	10.4%	16.6%	17.2%	16.7%	17.3%	19.2%	17.0%	18.9%
D	—	1.9%	3.2%	2.4%	2.1%	2.3%	5.9%	3.7%	7.6%	4.4%

A；これまで通り通院した

B；通院する回数を減らした

C；通院できなくなかった

D；その他

※1回目調査の時点で社保は免除されていたので、国保や後期高齢者医療と分けずに質問した。1回目の社保は上記2の1回目を含む。

2 「被災者生活再建支援制度」 拡充運動を例に— 日本は下方比較で我慢ばかりしていたら、世界は どんどん進んでいた…」

(岩手県生活協同組合連合会 専務理事 吉田敏恵)

(1) 2020年11月、被災者生活再建支援制度（以降、略称：支援法）が一部拡充されました。

今まで、災害による「全壊」か「大規模半壊」しか対象にならなかった支援法の対象に、「中規模半壊」も加わりました。しかも、法律が施行される前の20年7月の九州豪雨災害に遡って対象になるという「制度の拡充」のみならず「遡っての施行」。支援法拡充の運動をしてきた私にとってはこの2つがセットで、東日本大震災の被災者に適用されるのが大きな望みでした。拡充自体は喜ばしいことです。1ミリも動かなかった岩が13年ぶりに少し動いたのはうれしいのですが、「拡充はこれだけ？ またしばらく、この制度は動かなくなるだろうな」という諦めや、悔しさも込みあげてきます。日本は一旦制度が決まると、それが何年も維持されてしまいます。せめて何年後には見直すという付帯をつけなければ、拡充はストップ状態が続いてしまうのではないのでしょうか。

(2) もともと「支援法」は、1995年の阪神大震災を受けて1998年に成立。その後改正を重ねていくはずでした。

自宅を失った人に、たった100万円の支援金でスタートした支援法。それでも災害被害による個人財産形成のために税金の投入はできないと頑として動かなかった政府の厚い壁に、小さな風穴をあけた画期的な法律でした。95年から98年の間に、兵庫を起点に全国的な大運動が起き成立しました。その後も多くの災害があり、そのたびに被災者の声が制度を使いやすく拡充させていき、2007年に最大300万円の支援金になりました。でもまだ不十分なため2007年の改正時に4年後の2011年にはさらに拡充させることを付帯していました。ところが2011年に東日本大震災が起き、拡充の議論はストップしてしまったのです。

(3) 2011年3月11日の東日本大震災では、岩手は2万6千戸（全国30万戸）の住宅が全壊・半壊の被害を受けました。

体育館などで雑魚寝する避難所を出て、やっと5月から応急仮設に入り始めたものの、プレハブの応急仮設は狭いうえに断熱など全く考慮されていません。私の知り合いは、応急仮設で寝ていて天井から結露した雫がポタポタと掛け布団の上に落ちてくるのが一番堪えられなかったと話してくれました。

そこで、東北6県の生協連会長名で、震災から半年後の9月には、日本生協連に支援法拡充について要請を出しました。日本生協連は、前段での支援法成立の大運動の一翼を担った最大の消費者組織です。今回も全国生協の組織力を発揮させ、制度を動かすために先頭を切ってくれと要望したのです。しかし、日本生協連からは前向きな返事は得られません。そこで東北6県の生協連で協議を重ね、当

面被災地の生協が事務局やこの運動の先頭に立つことになりました。

(4) 2014年6月。東北から「支援法」の拡充を求める運動がスタート！

すでに3回目の冬を越していました。被災者からは、「足を伸ばしてゆっくり休みたい」「仮設では死ねない」「家を再建したいのに資金が足りない」という悲痛な声が届きます。住宅再建に向け県内では独自の支援もありますが、やはり足りないし、支援法という全国共通の制度が底上げされる必要があります。

これだけの甚大な災害を経験した被災地東北の声を「支援法」に活かさなければ、いつ拡充できるのか。今やらなければと、東北6県の生協中心に13年から学習会を徐々に始め、資料を作り、14年6月からは全国の生協への署名協力の依頼などを本格的にすすめました。支援法の拡充要求は多々考えられましたが、まずは「上限300万円を500万円に拡大」を求めました。

(5) 岩手県内では9月から諸団体と運動をスタートさせました。

14年9月に「被災者生活再建支援制度の拡充を求める署名運動推進協議会いわて」（略称：住宅再建推進協いわて）を20団体で立ち上げ、代表世話人を、東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議（略称：復興県民会議）の東幹夫代表世話人他、婦人団体、JA中央会、消団連、生協連の5団体が務めました（事務局は生協連）。結成前から、復興県民会議とは生協連は連携し、共催で学習会も開きました。

11文字もいかつい漢字が並ぶ支援法は、難しいと思われがちでした。それを優しく伝えるために、いわて生協では紙芝居も作るなど工夫しました。

署名目標は、100万筆（東北で60万筆、うち岩手は20万筆）、15年2月の通常国会への提出を目指して、署名運動がスタートしました。

(6) 全国からの約60万筆の請願署名を、15年2月に国会へ届けましたが…。

署名目標は100万でしたが、岩手で14.6万、東北もあわせると34.3万筆。全国と合わせると59.5万筆という結果でした。全国の署名が25万筆と期待したほど伸びなかった理由はおそらく、東日本大震災のみならずこれからの災害も見越しての拡充要求でしたが、そこまで全国には危機感は広がらなかったのではないのでしょうか。しかし、東北や全国の300以上の生協や諸団体が協力してくれました。

請願署名は、国会議員22人が紹介議員となり（岩手は9人のうち5人のみ）、衆参両議長へ提出。その後、「災害対策特別委員会」に付託されました。

座して待っているわけにはいかず、この委員会の理事に対し東北の生協や岩手の協議会として働きかけを行いました。しかし…。

(7) 国会議員とはだれのために、何のために動く人なのか…。

国会には様々な委員会があります。東日本大震災を機に「東日本大震災復興特別委員会」が作られ、宮城の自民党議員を委員長に、東北の議員が多数参加しています。しかし、今回の請願署名は支援法

の拡充なので、従来からあった「災害対策特別委員会」の方に付託されました。この委員会の理事に、東北のメンバーは居ません。

東北の国会議員が居なくても、議員とは日本の将来を考える皆さんなのだから、出身はどこでもいいのです。私たちはこの理事の皆さんに、15年中に必死に制度拡充の必要性を説明して回りましたが、最終的に15年通常国会では「審議未了」となってしまいました。

実際に理事にお会いしてみると落胆するばかりでした。国の将来や被災地を心配する話は社交辞令に過ぎず、本音は自分の選挙区さえ良ければいいという態度がありあり。中でも長野県選出のM議員は、「長野県民は過去に大きな災害があったが自助努力で復興してきた。東北も甘えていないで自分たちで再建しなさいよ。だいたい拡充のための財源は、どこから持ってくるつもりなの？」と、私たちを責めたてました。このM議員は、のちに長靴議員として被災地の響を買います。

(8) この運動で最大のブレーキは、財源があるのか？でしたが、あるはずです。

14年末時点でこの支援法を利用して基礎支援金を受けとったのが19万世帯、加算支援金が11万世帯、併せて総額3000億円が支払われましたが、復興財源25兆円のわずか1.2%にすぎません。これを、500万円に増額した場合8,000億円が必要と当初言われていました。確かに大きな額です。しかし、25兆円（最終的には32兆円）もの復興予算があれば、生活再建のための8,000億円は出せない額ではないはず。8,000億円の支援で個人が住宅を再建したほうが、復興公営住宅より経費も安くすみ、街づくりも進むはずだと主張しました。大体、1兆6,000億円もアメリカから兵器を買える国が何を言うかという思いです。「財源が足りない！」は、国民を黙らせるための常とう句にすぎません。

(9) 被災しても人間らしく生きる権利、快適な住まいを求める権利を世界では進展させている。

上を見たらきりがなく、下の人よりましと日本人は我慢に慣れてしまっています。これを下方比較と呼ぶそうです。災害にあっても、避難所の冷たい床に雑魚寝でも命があるだけまし、冷たい食事でも食べられるだけまし…。私は、100年前の避難所の写真と、今の写真がそっくりであることに衝撃を受けました。

しかし世界では災害時でもすぐに日常を取り戻すような仕組みを作っていました。国際基準の「スフィア基準」は、1人のスペースは最低3.5平方メートル（畳2畳）確保、清潔なベッドに寝て、家族のプライバシーが保たれ、温かい食事が食べられ、トイレも20人に1つという基準です。2009年のイタリア地震で6万人が家を失ったとき、48時間以内に「スフィア基準」によるテントや、テントがない人は近くのホテルなどが用意されたそうです。災害直後でも、こうして人間を大事にするなら、その後の復興支援も生活再建を重視した政策がとられていることでしょう。日本では被災者は我慢ばかりしてきましたが、世界ではどんどん発展しているのです。いつの間には日本は取り残されていたのです。

(10) 被災者生活再建支援制度の拡充運動のこれから

冒頭に書いたように、確かに支援法は2020年に少し拡充しました。これは、県内では「復興県民会

議」が、「全国災対連」などの全国組織と連携してあきらめずに要求をし続けた運動の成果です。

野党も一致して500万円への値上げを国会へ共同提出しています。

東日本大震災の後も、熊本や北海道など次々と災害が起こっているのですから、見直しは当然です。災害便乗型と言われるような、巨大な施設に何兆円も財源を使わせるのではなく、人々の生活再建にお金を使わせること、住まい再建のために支援法拡充は絶対必要です。支援金の上限300万円を500万円に拡充せよ！は最低限の要求であって、対象者を広げるなど本来はもっともときめ細かな見直しも必要です。

「財源がない！」という決まり文句にたじろがずに、「使うべきは生活再建のための財源だ！」とこれからも全国と連携して要求をし続けましょう。

災害時にも人間らしい日常が続けられる仕組み、生活を再建しやすい制度の拡充をもっともつとめざして引き続き運動を続けましょう。

3 「公共交通復旧への取り組み」

(東日本大震災岩手県共同対策本部本部長、
東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議 初代事務局長 鈴木露通)

(1) はじめに

復興県民会議は、「医＝医療・福祉、職＝仕事・生業、住＝住まい、学＝教育・子育て、通＝公共交通」を基本に、県民運動の柱となる要求づくりとその実現に取り組んできました。

公共交通は、地域経済・観光とともに、人口減少・高齢化問題に対応するためにも復旧・復興の課題となりました。特に、岩手沿岸における鉄道は、地域住民の悲願によって維持・存続されてきました。第3セクターとして発足した岩手三陸鉄道（北リアス線：久慈駅～宮古駅、南リアス線釜石駅～大船渡・盛駅）は、JR線（山田線：盛岡駅から宮古駅経由～釜石駅、大船渡線：一ノ関駅から宮城・気仙沼駅経由～大船渡・盛駅、八戸線：八戸駅～久慈駅）と接続しています。岩手内陸部と沿岸部が鉄道網で結ばれていることは、県民にとっても生活に欠かせない動脈の役割を担うものです。

(2) 東日本大震災津波からの復旧・復興

ア 東日本大震災津波によって、JR線、三陸鉄道は壊滅的な被害を受けました。県は、国への要望（2011年4月22日）で、鉄道等公共交通の早期復旧等に対する全面的な支援を求めました。「壊滅的な被害を受けた三陸鉄道やJR線の早期復旧に向け、強力な支援を行うとともに、経営基盤が極めて脆弱な三陸鉄道株式会社に対して、手厚い経営支援を講ずること。また、被災地域内を運行するバス事業者の維持運営に対する支援等を行うこと」を要望しました。復興事業としての社会資本整備等の促進の要望では、「三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道などの三陸沿岸地域を縦貫する道路、及び東北横断自動車道釜石秋田線、地域高規格道路宮古盛岡横断道路（国道106号）などの内陸部と三陸沿岸地域を連絡する道路の整備を復興事業として位置づけ、早期に全線開通すること」を要望しています。また、省庁別要望事項で総務省には被災団体に対する財源措置の充実として、「現地の病院施設が被災したことによる被災者の中核病院への通院のための無料バスの運行経費」を要望しています。

前記の要望項目は、復興道路整備事業として今日に至るまで継続されており、また、無料バス運行は国交省の補助事業として規模縮小等もありながらも行われました。

イ 三陸鉄道及びJRの早期復旧・整備に対する国の支援内容は、第3セクター（地元負担の軽減と三陸鉄道(株)への経営支援）と、民営化されたJR東日本への支援とは異なりました。さらに、JR東日本は、鉄道復旧について、JR八戸線は現ルートによる復旧、大船渡線についてはルート変更（陸前高田市脇ノ沢地区から小友地区にかけて山側にルート移設）による復旧計画とBRT導入（バス・ラビット・トランジットの略）を掲げました。こうした流れが、その後の動向を左右しました。

三陸鉄道は、地震発生5日後に北リアス線の久慈～野田間が無料運行で再開され、被災者を勇気

づけました。南リアス線では、2013年4月3日に盛～吉浜間がクウェートから贈呈された新車両による運行が再開されました。吉浜駅駅長にドリフターズの志村けんさんが就任しました。そして、2014年4月5日に南リアス線の吉浜～釜石間が運転再開、北リアス線の4月6日に小本～田野畑間が運転再開により、三陸鉄道全線は開通しました。全線開通を沿線住民が祝福をしました。

一方、J R 東日本は、2013年3月2日からJ R 大船渡線（気仙沼・盛）間をBRTで仮復旧して運行を開始しました。2014年2月19日に開催された大船渡線復興調整会議で、J R 東日本は鉄道復旧で脇ノ沢～細浦（大船渡市）間の高台移設も比較検討案として提示する経緯もありましたが、被災地域外への移設への復興交付金など公的支援の活用が不透明だとして、鉄道復旧費用負担（原状復旧の場合400億円、うちかかり増しの270億円の負担）をどうするのかの見通しが立たない問題を抱えていました。2014年1月31日開催された山田線復興調整会議で、J R 東日本はJ R 山田線宮古～釜石間の運行を第3セクターの三陸鉄道に移管（三陸鉄道において南北リアス線と山田線宮古～釜石間の一体運営）する提案をしました。この正式提案に、同線復興調整会議は「判断できる資料がない」「地元負担が問題」と課題が山積するとの認識を示しました。

(3) 復興県民会議等の取り組み

ア 復興県民会議は、こうしたJ R 東日本に対して国からの支援が欠かせないとして、2014年2月県議会に、J R 東日本の責任で大船渡線、山田線を鉄道により復旧するよう、国が指導・助言を行うことを求める請願を提出しました。請願は全会一致で採択され、3月26日付で意見書が国に提出されました。6月18日、J R 山田線・J R 大船渡線の鉄道による早期復旧をもとめて中央行動を行いました。震災当時、J R 東日本の清野社長（その後会長）は「被災した7路線はすべて復旧」と強調との報道がされました（共同通信社ニュース4月5日付）。直接、J R 東日本富田社長（2012年4月日付）に申入れをしたいとの思いから、午前11時、J R 東日本本社へ出向き、エスカレーター2階フロアで応じた本社窓口担当（2名）に、社長あての申し入れ書を読みあげ手交しました。その後、J R 新宿駅南口で街頭宣伝を全労連の協力を得て行いました。通行人には、宮古から用意してもらった真崎わかめ（500個）を配布しながら、復興県民会議が作成した県民署名（76筆集約）への署名をお願いしました（地元めんこいテレビが取材・放映）。午後2時から、日本共産党こくた恵二衆院議員の案内で、太田昭宏国交相に直接、要請書を手交し、懇談要請を行いました。太田国交省は、「山田線についてはJ R 東日本と関係自治体の話し合いが早急にまとまるよう努力したい」と答えました。この「6・18中央行動」には、県内から28名が参加しました。

6月26日、こくた衆院議員、高橋千鶴子衆院議員など尽力し、三陸沿岸の超党派議員（13議員）が連名で、太田国交相宛のJ R 東日本に対し「J R 山田線・大船渡線等の早期復旧」の指導・助言をすることを強く要望するとの要請書を高木副国交相に提出しました。

イ 2014年8月7日に県と沿岸12市町村の首長会議が開催され、J R 山田線（宮古～釜石）間の鉄道復旧について、J R 東日本の三陸鉄道への運営移管の受け入れに合意しました。そして、早期復旧に向けた具体的な条件について協議をすすることとしました。2019年3月23日、宮古～釜石間が三陸鉄道に運営移管し、工事完了と車両運行（久慈～大船渡・盛）による試運転が終わり、三陸鉄道

「リアス線」が全面開通を迎えました。JR大船渡線は、BRT（バス高速輸送バスシステム）方式による復旧となりました。気仙沼駅から鹿折唐桑まで専用道、それ以北から国道等も一般道を利用して陸前高田・小友まで。陸前高田市内は嵩上げ工事完了に伴い、利用者が身近に利用しやすいものへと必要な駅が増設されました。小友から大船渡・盛駅までは専用道による運行が行われました。

(4) 復興県民会議の果たした役割と課題

ア はじめに

三陸鉄道は、東日本大震災津波から8年後に全線開通、ところがその半年後に台風19号による被害で宮古・釜石間がストップしてしまいました。その復旧がすすみ、2020年3月20日に全線運行が再開されました。道路網では、2021年末には、県内分の213キロが開通し、三陸道の仙台から八戸間の全線開通へとすすみます。その所要時間は、5時間13分（2019年国交省発表）でこれまでより3時間22分が短縮されます。

イ 公共交通の復旧・復興は重要な課題

① 「通」を復旧・復興の課題に

2012年3月4日、盛岡市内で「東日本大震災津波1年岩手県民集会」（参加250人）を開催しました。その集会開催前の3月1日に、岩手県議会（佐々木博議長）に、「三陸地域をつなぐ鉄道の堅持と早期復旧に関する要望書」を提出しました。その要望の1つは、JR東日本に対して、「BRTへの転換」の撤回と導入の断念を求めること、2つ目は、政府及び関係機関に、「JR大船渡線・山田線の早期復旧を」、「被害が少なかった地域から早期整備を行って運行の再開、鉄道復旧までの間の代替え交通の確保」、「鉄道復旧の嵩上げやルート変更に伴う新たな負担については地元負担とならない支援策を早期に講ずること」、3つ目は、JR岩泉線の早期復旧をJR東日本と国に求めることを要望しました。集会では、復興県民会議結成（2011年7月9日）時に掲げた「医」・「職」・「住」・「学」の4つの分野における取り組みを位置づけていましたが、新たに、公共交通問題も重要だとして、「通」を加えて5つの分野としました。

JR東日本は、3月30日に岩泉線（茂市から岩泉）について、2010年7月31日に押角から岩手大川間で発生した列車脱線事故により、岩泉線は全線で運転を見合わせて、バスによる代行輸送を行っていましたが、鉄道として復旧することを断念すると公表しました。

② 2013年から2014年の2年間、被災者本位の復旧・復興のためにと、鉄道復旧の実現を求めた運動を展開

1) 東日本大震災津波から2年後、大船渡市内で開催した「2年のつどい」（2013年3月3日、150人参加）は、BRTによる仮復旧の開通（3月2日）のイベント行事と重なりました。復興県民会議は、陸前高田市矢作地域住民がJR東日本に対し陸前高田矢作駅までの復旧を要望した経緯もあり、この鉄道によるJR大船渡線の早期復旧を、また、JR山田線（宮古・釜石間）沿線自治体の復旧要望をふまえ国は責任をもってJR東日本に働きかけることを確認しました。「2年のつどい」は、被災者本位の復興をめざす運動として、「いわて復興一揆2013」

構想を提起しましたが、いまこそ、被災者本位の復興をめざす運動を、歴史的な「南部三閉伊一揆」に学んで起こすべきという声が高まりました。

2) 8月17日、宮古市内で復興県民会議第3回総会を開催し、宮古市産業振興部長の佐藤日出海氏が講演しました。「2年のつどい」での復興一揆構想をもとに、「被災者本位の復興をめざす県民総行動」（総称として「いわて復興一揆」と呼ぶ）を確認し、総理大臣宛の「被災者本位の復興をめざす県民署名」（6項目要請 目標10万筆）と、被災地域を対象とする「合意・賛同」署名の取り組みをおこなうことを決めました。さらに、11月2～5日（その後4日までに変更）の「一揆行進」も提起しました。

10月13日から14日、花巻で「全国交流集会2013 in いわて」を開催し、陸前高田市の戸羽太市長が講演をしました。

11月2日から4日の3日間、沿岸12自治体を小〇（「困る」）の幟を掲げ、のべ500人が参加した「いわて復興一揆大行進2013」が行われました。北コースは久慈から釜石へ、南コースは陸前高田から釜石へと、集結集会の開催地釜石へと集まりました。釜石市内では、釜鉄の高炉廃止反対の地域運動が高まった以来、久しぶりの200人を超える市内デモ行進（国道）は反響を及ぼしました。そして、12月に行われた「被災者の声を聴け 12・13 国会総行動」には県内から105人（被災地から50人）が参加しました。「3年のつどい」（250人が参加）は、2014年3月2日に大槌町で開催し、大槌町碓川豊町長が講演をしました。そして、復興県民会議が主体となって、全労連、全国災対連など中央団体への協力をよびかけて実施した「6・18 中央行動」へとつながりました。

こうした取り組みを通して、沿岸被災地域における組織づくりがすすみ、宮古で準備会、久慈で実行委員会、釜石で準備会がつくられました。組織の強弱はありますが、沿岸12自治体における住民運動をすすめる基盤づくりとなりました。

ウ 「JR東日本に対する国の責任、助言・指導を求めた」取り組み

2012年3月17日、JR八戸線の種市～久慈間の運行が再開されました。八戸線は、避難路の整備と乗客の安全確保をめざす工事が進み運行再開がされましたが、JR山田線、大船渡線は線路や駅舎の流失など甚大な被害を受けました。JR東日本は、地元自治体のまちづくりに合わせてルート変更や高盛土工法、高架などの復旧工法となる場合、事業費が甚大となることから、国（国交相宛）に対して要望書（2011年4月30日付）を提出しています。原状での復旧に比べて増加する事業費負担は国が全額を支援するような新たな支援制度の創出を被災3県知事は要望書（2011年12月12日付）を提出しています。

JR東日本は、仮復旧として大船渡線（気仙沼～盛岡）にBRTを導入しました。また、2010年7月の土砂崩れで運休が続いていた岩泉線（茂市～岩泉間）の再開について、2014年3月17日に断念すると発表しました。岩泉線の1日1キロ当たりの利用者数は、2009年度で46人と全国最下位、JR山田線は東日本の在来線67路線のうち65位、大船渡線は60位となっています。

こうした状況のもとで、復興県民会議としてどのような要請項目を掲げて県民的な運動を進めるかが検討されました。震災時の清野社長の鉄路復旧という約束を反故にさせず、JR東日本の

事業者責任を求めることともに、国が責任をもって復旧・復興をはかるという2つの責任を明確にして取り組んでいきました。それは、JR東日本がJR山田線を三陸鉄道に移譲するという事態になる中で、鉄路復旧に向けた責任を果たすことを強く求めることにつながりました。

エ 3.11から10年をふりかえって

沿岸被災地における鉄道、道路などの交通は、甚大な被害を受けましたが、三陸鉄道（久慈～大船渡・盛 163キロ）は全線が復旧しました。全国的には、NHK連続テレビ小説「あまちゃん」が、この鉄道の影響を広げました。全線復旧後、台風19号の被害によって一部区間がストップしましたが、朝ドラの主演を演じた、俳優ののんさんが、全線復旧したことを「自分のことのようにうれしい」と地元紙で紹介されています。

三陸鉄道株式会社望月正彦前社長は、「私が知る限り、鉄道が廃止されて栄えた地域は一つもありません。地域を衰退させないためにも、鉄道のもつ利点（安全・安心・定時性・速達性・大量輸送）をいかしていくことが大切ではないでしょうか」とコメントしています。三陸鉄道は、1984年4月に全国初の第三セクター鉄道として開業しました。全国一長い距離を運行しています。

鉄路復旧は、児童・生徒の通学、交通弱者の交通手段を確保するものとなります。復興県民会議の会議のたびに、鉄道を利用して出席している代表は、当時の太田国交相に運行再開したら一緒に乗車しましょうと話しました。今、コロナ禍というもとので、第三セクターの鉄道をどう守っていくか、沿線住民だけでなく県民が一体となって利用する努力が求められています。

4 「3.11被害と被災した県立病院再建の記録」

(岩手県医療局労働組合 中央執行委員長 中野るみ子)

<はじめに>

東日本大震災により多くの医療提供施設が被害を受けた。県立病院では、高田、大槌、山田病院が津波により破壊され、地震により大東病院は入院機能を失い、釜石病院は耐震工事を迫られ機能縮小を余儀なくされた。

内陸の沼宮内病院では、被災地からの入院を受け入れていたにも関わらず、4月1日からの無床化が強行され、入院患者は再度転院を余儀なくされた。達増知事の県議会議場で土下座事件が起こったのは2009年3月。その4月からは九戸・紫波・大迫・花泉・住田診療センターの無床化が強行され、2011年4月には沼宮内病院の無床化が予定どおり行われたことになる。

被災した県立病院の復旧・復興は、総務省から出された「公立病院改革ガイドライン」(後に「新ガイドライン」)すなわち「公的・公立病院の再編・統合」路線と対峙した取り組みとなった。

<2011年>

津波により全壊した高田病院では、屋上や階段、階段の踊り場などで夜を過ごし12日朝より自衛隊によるヘリコプターが現れ、物資が提供されるとともに、夕刻まで患者・職員の搬送が行われた。避難所となった米崎コミュニティセンターを拠点に、3月13日からは、診療活動が始められた。診療所開設と同時に3つの地域の訪問診療も開始となり、全国からの医療支援チームは途切れることなく続いた。3月18日、内陸から駆けつけた組合員は、被災後着替えもできず、真っ黒の白衣やワイシャツを着て働いている院長やスタッフと対面した。高田病院仮設診療所は7月に開所された。

大槌病院では、凍えるような寒さの夜を屋上の塔屋で代わる代わる看護し、3月13日には、大槌高校へ患者搬送を行い、次の医療機関へ搬送を終えることができたのは3月15日のことである。大槌病院仮設診療所は6月に開所された。

山田病院では、屋上から23時頃には2階の病室に移動し看護を続けるものの、市街地の火災と爆発音におびえた。自衛隊のヘリによる患者搬送は14日から始まり、完了したのは16日の朝のこと。山田病院仮設診療所は7月に開所された。

釜石病院では、耐震補強工事が9月に終了した。

6月9日、岩手県から示された「復興基本計画案」には、被災した県立病院の再建(高田、大槌、山田病院)と復旧(釜石・大東病院)は明記されていないことが明らかとなった。「地域医療を守る労組連絡会」(県医労を事務局とするいわて労連・岩手自治労連・岩手医労連で構成)と「住民組織連絡会」(及川剛代表)は、翌6月10日、知事と県医療局長へ要望書を提出。「被災した県立高田・大槌・山田病院の再建と釜石・大東病院の復旧」を求めた。7月には、この状況を住民に知らせパブリックコメントを寄せてもらうための、ハガキ付きチラシを1万枚作成し仮設診療所での宣伝行動を行った。山田町の方は、「山田町内に入院出来る施設を。仮設に住み、自家用車も流され、家族が遠くに入院させられた

のでは復興に立ち向かう気力もわかない」と述べている。県医師会長との懇談や被災地町長候補との懇談も行った。8月の臨時県議会でも県の復興基本計画案に対し「何故、県立病院の再建を明記しないのか」と追及した議員はたった1人、日本共産党県会議員のみでこの時も「再建」の答弁はなかった。

9月11日投開票の県知事選挙には、「労組連絡会」の代表が知事候補として「明るい民主県政をつくる会」から擁立され、「被災した県立病院の再建・復旧」を公約に掲げ選挙戦をともに闘った。当選には及ばなかったものの、地元新聞が「被災3県立病院再建57%」と県議会議員候補者へのアンケートを1面トップで報じるなど、選挙戦の争点に押しあげたことは確実である。投票日翌日の地元新聞は再選した知事にインタビューし、「知事再選・達増氏に聞く」として「高田、大槌、山田の県立病院『機能低下させない』」と一面トップで報道。その後の県議会で再建復興が言明された。

9月24日には、住民組織連絡会と労組連絡会の共同で、「第2回地域医療を守る全県交流集会」を、被災地から参加しやすいようにと遠野市で開催し114名が参加。陸前高田市の方からは、「仮設診療所であっても入院するベッドは絶対必要。訪問診療は100名を超えており、入院しなければならない人は確実にいる」と訴えた。無床化された住田の方は、「被災した高田病院の入院機能を補う意味でも、ベッドの復活は重要。ベッド復活まで、何としても頑張る」と決意を語った。

12月27日、地域医療を守る労組連絡会と住民組織連絡会は、大東病院の入院機能の復活（再建）方針が示されていないことに対し、知事・医療局長あて「県立大東病院の早期再建を求める要請書」を提出し、要請・懇談を行った。入院機能の復活については、「医療資源が限られている中で難しい」など最後まで再建の具体的スケジュールは示されず、再建をめざした運動が迫られた。

<2012年>

2012年1月には、大東地域の住民代表でつくる「県立大東病院早期復旧対策委員会」が設立。2月7日には、県知事・医療局長・県議会議長に対し同病院の復旧を求める署名（12,687筆分＝大東地域の82%）と要望書が提出された。

両労連と地域医療を守る労組連絡会、住民組織連絡会は、2月12日「地域医療を考える住民集会」を一関市大東町で150名余の参加で開催した。

2月、高田病院仮設診療所に入院病棟（41床）が開棟し、9月には高田支部にプレハブの仮設組合事務室を設置した。

地域医療を守る労組連絡会と住民組織連絡会が、県医療局に対し申し入れていた被災した県立病院の予算上の対応についての説明・懇談が、8月29日行われた。「山田・大槌・高田病院は、年度末までに場所、規模、機能を決定する予定であり、すでに地元自治体からの要請は建設候補地を複数提示してもらっている」との説明に対し、住民代表から「県民等への情報提示が少ない。情報の発信を」と求めた。

10月28日、地域医療を守る労組連絡会と住民組織連絡会は「いのちと健康を守る住民のつどい in 山田」を開催し、129名が参加した。歓迎あいさつで山田町佐藤町長は「県立山田病院の再建に向けてみなさんの力をいただき、前に進めたい」と述べた。

< 2013年 >

5月21日、地域医療を守る労組連絡会と住民組織連絡会は医療局長との懇談を行い、再建の進捗状況と課題についての意見交換を行った。大東病院については、年度内に完成し2014年4月にベッド再開の見通しであることが伝えられ、大槌・山田・高田病院の進捗状況が説明された。また、再建後、土日・夜間の救急対応をしない問題について、「医師がいないから」「医師が疲れて辞めていくことのないようにするため」と回答。参加者からは、「安心して住めない状況にある」「無床化となった6地域の実情も把握して欲しい」等訴えた。県医労は6月の定期大会で「県立病院職員の大幅増員を求める県議会請願署名」に取り組む方針を決定。3万7,476筆の署名を県議会へ提出し、10月11日の本会議において満場一致で採択された。

< 2014年 >

4月1日、岩手県医療局職員定数が207名増の5,209名となった。

4月23日には、大東病院の入院機能が復活し稼働した。病棟再開2日前には説明会が開催され、会場の大東病院待合ホールには約200名の地域住民が参加し、病棟再開の期待と喜びがヒシヒシと伝わる内覧会となった。

5月11日、二戸地域労連と地域医療を守る労組連絡会、住民組織連絡会は、県立病院の無床化から5年が経過するなか、医療・福祉・介護の分野の状況を学び、将来の地域医療・地域診療センターの役割について考える「いのちと健康を考えるつどい in 九戸」を開催し、100名が参加した。九戸村五枚橋村長は歓迎あいさつで「住民のアンケート調査で村に望む一番は、産業を上まわり医療の充実だった」と紹介した。

< 2015年 >

地域医療を守る労組連絡会と住民組織連絡会は、「地域医療を守り隊～あなたの声を！ プロジェクト～」を立ち上げ、県立病院が無床化された6地域（九戸・沼宮内・紫波・大迫・花泉・住田）で住民のアンケート調査を実施。その背景には、国の方針である「地域医療構想の策定」が県に対し年度内に求められる情勢のもと、地域医療の実態をつかむ必要があったこと、それは入院機能がなくなっている被災地の山田・大槌・高田病院の再建を進める力になると考えたからである。アンケート用紙は14,000世帯へ配布され、回収出来たのは3,255世帯（23%）分。自由記載には、1,391世帯（約半数）の書き込みがあった。県立病院の無床化は入院機能がなくなり土日休日・夜間に診てもらえないことで、不便な生活を強いられ、不安を抱えながら生活していることが浮き彫りとなった。またいのちの格差が生じているとの強い憤りも寄せられている。県立病院の無床化で困ったことは「近くに入院する病院がない」54%、「夜間・休日が不安」45%であった。また「休日・夜間に具合が悪くなったら？」の設問に対し40%が「救急車を呼ぶ」と答え、「救急車」がいかに身近な存在かと考えさせられる。「自宅で被介護者が発熱したら？」の設問では、「市販薬で様子を見る」と「我慢する」をあわせると20%で、5世帯に1世帯にもなった。

この結果は、6市町村担当者へ報告・懇談した上で、7月30日記者会見を行った。8月26日には、医

療局長への申し入れ・懇談を行い、医療局長からは「県民のみなさんの切実、深刻な声だと感じている」との感想を引き出した。そして「公立病院として、へき地や不採算の地域医療を担うのが役割だと考えている。市町村、地域と一体となって医師確保に努めて行きたい。医師確保をクリアすれば（入院病床の）復活はある」と応えている。さらに岩手県は9月6日が県議選投票日だったことを考慮し8月上旬には、県議会議員候補と現職議員への資料の送付を行った。「地域医療構想」策定のメンバーでもある岩手県医療審議会医療計画部会委員への資料送付と懇談の申し入れを行い、13名中2名の委員との懇談ができた。11月には、「いのちのプロジェクト・地域医療の充実めざす学習交流会」を開催した。

<2016年>

3月、岩手県は3,164床減の「岩手県地域医療構想」を正式に策定した。

5月には新大槌病院が50床で開院し、9月には新山田病院が50床で開院した。

<2018年>

3月、新高田病院が50床で開院。津波により全壊した高田・大槌・山田病院、地震により入院機能が停止した大東病院それぞれの再建はされたものの、医師不足を理由に土日夜間の救急対応はされていない。

<2019年>

9月には、厚生労働省が「公的・公立病院の再編・統合」で424病院を名指し、全国から猛反発が起こった。岩手県内10病院が対象とされた。地域医療を守る労組連絡会は、11月6日、約1年ぶりの会議を再開し「地域医療を守る岩手県連絡会」と名称を改め、取り組みを進めることを確認。12月16日には、「厚生労働省による地域医療構想推進のための公立・公的病院の『再編・統合』」に反対し、地域医療の拡充を求める要請書を知事に提出し、要請・懇談を行った。知事は、「あくまでも地元・地域本位。地域の実状にあわせた形で、質の高い医療体制の構築を進めていく」と応じた。さらに、名指しされた病院の院長との懇談を進め、7病院長との懇談が実現した。

<終わりに>

「被災した県立病院の復旧・復興」は、地域住民の声と復興県民会議に結集する団体の運動を一体のものとして進め、知事選の争点で県民世論に押しあげることができた結果、実現できたものにとらえている。

2007年12月の総務省「公立病院改革ガイドライン」指針が発出されて以降、公立病院に対する風当たりはさらに強くなり、2014年「地域医療構想」策定を都道府県へ要請、2015年3月には総務省が「新公立病院改革ガイドライン」を通知するなど、思惑どおりに進まないことに対する政府の圧力を思わせる動きが続いた。こうしたもとの県立病院の再建は、大きな意味があった。

地域医療を守る運動は地元の住民集会や声を集める取り組み、議会への働きかけ、首長や病院長との懇談など様々な取り組みを通じ、「なくてはならない県立病院」を確認していった。岩手県保険医協会

の被災者アンケート結果は運動を進める上で、とても心強いものであった。紙面を通じて感謝申し上げたい。

コロナ禍により医療の提供体制の脆弱性が国民の前に明らかになったにも関わらず、2021年5月21日には医療法等改悪によって「ベッド削減法」が強行成立された。県立病院の診療体制は「医師不足」を理由に、今もなお後退し続けている。患者の受療権とあわせ、今後ますます地域から「地域医療を守れ」の運動が求められている。

5 「被災者と共に10年」

(岩手県生活と健康を守る会連合会 事務局長 川口義治)

(1) 大震災津波直後の活動

- ① 2011年7月、全生連作成の「相談チラシ」2万枚を沿岸12市町村仮設住宅に配布。
要望を聞き取り174項目にまとめ、国・県に要請。回答チラシ4,000枚を仮設住宅に配布しました。
紫波生健会は山田町を担当、又、大槌町民の避難所となった紫波町で村上充県生連顧問、村上育子夫妻の献身的活動（毎日避難所訪問、血圧測定、困りごと相談）が避難者の信頼を得て、仮設住宅移住後も親交を結んでいた。
- ② 2011年10月、釜石生健会再開総会16人参加。大槌班結成と釜石会員拡大を目指す。
同年11月、山田生健会50名で発足。
同年11月、大槌、吉里吉里班20名で誕生。

(2) 2012年～2021年5月までの活動

- ① 山田生健会の活動
 - 2011年7月から始めたやまだ共生作業所集会所で始めた「お茶っこの会」は毎週1回最盛時40名の参加、災害公営住宅移住後20名、2020年2月まで403回開催。コロナで休会になり、2021年3月から災害公営住宅集会所で月1回開催。
 - マッサージ施術 県生連の協力で2012年6月から月1回 お茶っこの会参加者4名～6名に施術
2019年10月まで実施。その後コロナで中断。
 - やまだ共生会主催仮設住宅でのお茶っこの会 2012年～2015年合計113回開催。
 - 岩手民医連との協同による仮設住宅で「軽体操とお茶っこの会」2012年11月～2018年9月 合計66回開催。
 - 岩手民医連・盛岡医療生協の協力を得て「ミニ健康まつり」2019年2回開催。
 - 岩手弁護士会との協同による「弁護士とお茶っこの会」2014年5月～2017年10月まで合計87回開催。
 - 障害者・低所得者への通院・買い物等への無料移送サービス（難民を助ける会・NPO法人からの財政援助2011年7月2日～2015年11月30日まで、その後2020年3月までは自力で）利用者は1日20人～35人延べ14,000人が利用しました。
- ② 大槌吉里吉里班の活動
 - 2011年11月から中村光班長の親戚宅を会場に毎月1回班会を開き、多い時は20名、2019年に班長が災害公営住宅移住後は8～9名、毎月1回集い交流。
- ③ 紫波生健会の会員有志で野菜をつくり、山田・大槌へ毎年野菜支援（リンゴ・ジャガイモ・大根等）2012年～現在も継続中。

(3) 岩手県と宮城県の医療対応の比較調査

2016年11月24日～26日、特定非営利活動法人非営利協同総合研究所のちとくらしのワーキンググループ員と共に聞き取り調査に入る機会を得た。調査員は、村口至（坂総合病院名誉院長）、八田英之（総研いのちとくらし副理事長）、根本守（公認会計士）、田岡康秀（大阪府立病院機構労働組合書記長）、竹野ユキコ（総研いのちとくらし事務局長）、川口義治（岩手県生活と健康を守る会連合会事務局長）であった。

調査後、調査団代表村口至は、宮城と岩手の医療対応を比較し次の様に報告している（「特別報告—展望を岩手から学ぶ—」）

① 岩手県は3.11直後の復旧期に、いち早く開業医院の再建のために国の補助制度に上乗せして上限1億円で支援策を出しました。大槌町のM開業医は「呆然としているところに、どんと背中を押されて再建に取り組んだ」と語っていました。その結果、被災沿岸部での開業医の再建が、宮城に比して早く多い結果となりました。宮城は、当初に支援策は上限1,000万円と支援策が貧困なため、被災地のもとでの再建を難しくしました。そのため仙台市や他地区に移動する医師が目立ちました。またその後の県の医療構想では、被災した公立雄勝病院（石巻市）と公立本吉病院（気仙沼市）を診療所化するなど、震災に便乗した公立病院のリストラが強引に進められました。しかし、岩手は3.11を機に公立病院を診療所化することはありませんでした。

② 地域医療計画見直しに際して、厚労省は被災3県の見直しを免除したにも拘わらず、宮城県のみ削減し7医療圏を4医療圏に減らしました。これによって医療圏域は拡大し広域の中核病院を減らす条件を作ったこととなります。前述した、被災2公立病院を診療所化し、さらには4県立病院（すでに独法化）のうち1病院（循環器・呼吸器センター）を同一2次医療圏のセンター病院（市立）に吸収合併し診療所化する案を出し、住民の反発を受けつつも強行せんとしています。元来宮城県は、旧帝大医学部と市町村公立病院などの公的病院に依存し、県民の医療政策に独自のものはありませんでした。4県立病院も全て専門特化した病院であるだけでなく、早々と独法化しています。そのことは、昨今の医大新設での対応の無能ぶりを露呈することにつながったと感じています。

③ 震災被災者の医療費減免

3.11当初から、国は被災3県の被災者の国保医療費の無料化を指示しましたが、岩手県は2017年度末まで継続することを表明しています。宮城県は、被災3年目に早々と打ち切り、その後被災者自治会や支援団体の運動で非課税世帯者のみを対象とするなど2016年に一部再開したが、2016年度末で終了の予定です。

④ 公立病院の医師配置政策

宮城の県立病院は4病院しかなく、いずれも専門特化しており、いち早く独法化していることは前述しました。全県民に対する医療を保証することに関する「理念」はどこにも存在しません。独法化以前から、岩手県に見るような「医療局」や他県の「病院局」もなく、保健福祉部内の一部局が担ってきました。県立病院間の日常的な連携はなく、よって3.11震災時も、各病院が個別に対応することになりました。県の奨学金制度を2011年に発足させました（「県医師育成機構」）が緒についたばかりです。

なお、村口氏の「宮城沿岸で被災した多くの開業医は地元で再開せず、仙台始め、他都市での開業の道を選びましたが、先生は何故、大槌で再開されたのですか？」の問いかけにM医師は、めんくらった様で「長年ここでやってきましたし、患者さんもいるし…」と応えてくれたのが私の心に残りました。

又、山田のお茶っこ会に県立山田病院のスタッフが月1回来訪し「医療や介護、県立病院の診療について」説明、参加者の質問や要望を聞く様子が、病院と住民のつながりを物語っています。

(4) 通い続けて10年、これからの課題

2012年6月から毎月1回山田のお茶っこ会に通っています。(冬季間は休み) お茶っこ会に集う人たちは震災当時70歳、今80歳~93歳になりました。

現在、自宅再建をした人もいますが、多くは災害公営住宅に移住し、一人暮らしの女性が多数です。高齢者に特化して課題を列記します。

- ① 震災前は高齢者でもワカメ期になると手伝いに雇われ、いくばくかの収入を得ていたが、今はない。
- ② 震災前から高齢者の6割以上の方が国民年金のみ、低所得層で占められていた。この事は2021年4月1日から12月31日までの医療費・介護利用料が無料の対象者が非課税世帯のみに限定されたにも拘わらず、6割の世帯が対象となる。お茶っこ会に集う人たちは一様に「医療費無料が一番の助け」と語る。この10年、岩手は国保加入世帯に限定されていたとは言え、窓口無料を継続させてきた。国は協会健保加入世帯を含め無料にしたのはわずか2年。津波で家を流された協会けんぽ加入の高齢者は「国保は無料で私は有料、不公平」と言う。
高齢者は分断されてきた。思うに、被災地問わず、高齢者は低所得者が多い。岩手方式を全国に繋げ、「高齢者医療は無料に、せめて非課税世帯は無料に」を発信し、国の制度として実現させる必要がある。
- ③ 社会保障制度の脆弱さが浮き彫りになった。社会保障はお金のあるなしにかかわらず平等にすべき。(協会健保と国保加入者の分断)
- ④ 今、コロナ禍で住民同士の交流が経たれ、特に一人暮らし高齢者の孤立化が進行している。早期に災害公営住宅集会場に支援員の常駐体制を！
- ⑤ 地域活動の世話係の高齢化、後継者不足。市民運動組織とその担い手が育っておらず住民自治の観点から今後の大きな課題となる。

6 「避難所、仮設からの生の声を集約する活動に 徹して－被災者の取り組み」

(東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議 代表世話人 前川慧一)

(はじめに)

私は、あの3.11大震災、大津波でからくも命は助かったものの、自宅は全壊、流出、すべてを失いました。父母、兄弟、家族の写真は一枚も残っておりません。

あの日、私は地域防災会の班長として訓練どおり各家々の玄関ドアを乱打しながら「津波来っつおー、早く逃げろー」と叫びながら、避難所となっていた近くの常楽寺境内へ向かって走りました。逃げるのが遅くなったためか津波に追いかけられ、あやうく足をさらわれそうになりながら、墓場への坂道を駆け上がりました。そこへ、車、ガスボンベ、2階建ての家々までも勢いよく流れてきて寺にぶつかり壊しガレキで埋めました。

私は墓場のてっぺんに立って街全体が水没していくこの恐ろしい光景を息をのんで見つめていました。激震直前に「買い物に出かけてくるから」と言い残し出かけた妻のことがふと目に浮かびましたが、もうダメかも知れないと思わざるを得ませんでした。

その晩、私は、避難民15～6人とともに墓の前でたき火し暖を取っていたところ吹雪が襲ってきて体がすっかり冷え込んできました。

そこへ消防団から高台の民家に誘導され一夜を過ごすこととなりましたが、停電のため暖房もトイレも使えない状態でした。夜中に私は外で用便のため玄関に向かったところ7～8人の女性たちが付いてきました。やはり用便のためです。夜中に女性が道ばたで用便するのは初めてのことでよほど我慢してきたに違いありません。その時、北の山々の頂きと空は真っ赤に染まっていました。隣の大槌町では津波後に火災が発生、燃えさかっていたのです。空を見上げるとなにごともなかったように「満天の星」が輝いていました。

(要望をまとめ「被災者の会」結成)

翌日、私たち避難民はそこから4～5km離れた山里の小学校体育館に搬送され、終日毛布1枚、おにぎり1個で暮らす避難所生活が始まりました。停電、電話は不通、灯油、ガソリン不足で暖房は極力我慢。道路は寸断、孤立した状況が続きました。

どういうわけか、私の周りでうずくまっているおじいさん、おばあさんから「血压の薬が切れているがなんとかできねえべか」とか「娘がほかの避難所にいるがもしれない、各避難所の収容者名簿を取り寄せてもらえねえべか」など様々な訴えが寄せられてきました。私はそれらの要望を紙切れにメモして避難所管理者に渡し、折衝し、実現してきました。被災者のつぶやき、愚痴に耳をそばだて要望事項をまとめたノートを回覧し賛同署名者をもって「東日本大震災被災者の生活再建をめざす釜石・大槌の会」を結成しました。(会代表は自薦で小生に)

要望事項の第1は、住む家の確保、2. 失業手当や失業対策事業の拡充、3. 津波で家を失った人へ

の火災保険の適用をなど8項目です。私は、この要望書を被災10日後に一時身を寄せた宮古市の娘宅から釜石へガレキの山の間を縫って55km、ガソリン不足で短距離しか走れない「それでも良かったら」という車6台を乗り継ぐヒッチハイクで釜石市対策本部を訪問、提出しました。

その後、仮設住宅が当たるまでの内陸の一時避難所、花巻市鉛の温泉旅館に入居した際も要望アンケートや懇談会を行い、要望事項をまとめました。仮設住宅退去後の災害復興公営住宅の早期着工、自力で家を建てる被災者へ建築支援金の増額など10項目です。この要望書は、一時、体調を崩して入院したベッドで作成、釜石市長に提出しました。

(釜石市長にも面会、要望書提出)

釜石市郊外の仮設住宅入居後の8月には、仮設住宅周辺の街灯や案内板の設置、雨が降っても安心して洗濯物を干せるように庇の取り付け、バスの増便など4次にわたり約50項目を要求し、釜石市長とも直に会い、交渉してきました。

被災者の切実な要求を代弁し、まず「人間の復興」を優先する施策の確立を求めて来ました。こうした中で、自宅の自力再建には県と市町村が共同で100万円の補助、(バリアフリー化など最大220万円)を決めるなど実行始めました。

(津波体験の聞き取り)

私は更に、避難所で、仮設住宅で避難体験を聞き、何が生死を分けたのか、教訓をつかもうと努力しました。そこに、防災対策のヒントがあると思ったからです。私は傾聴ボランティアに徹し、ノート3冊に助かった体験を聞き書き、メモにしました。それをもとに津波体験集の発行に挑戦しようと革新懇世話人会で相談し、有志で編集委員会を構成、釜石市が全世帯に配布している「復興釜石新聞」にも原稿募集の広告を出し、聞き書きメモを再整理しました。ところが、いざ発行となり原稿を読み聞いてもらおうと、「思い出したくない、やめてくれ」とボツになったものもあります。

しかしあの大地震1周年の3月11日、「釜石東日本大震災を記録する会」の名による「3.11 その時私は」第1集は、46人の寄稿者でなんとか発行にこぎつけました。その後も、上記体験集の発行を第3集まで続け、寄稿者・証言者は121人に達しています。そして、そこには次のような悲しさや後悔に満ちた体験が綴られるとともに、感動のエピソードと後世へのメッセージに満ちていました。

○避難訓練が繰り返されてきた鵜住居地区防災センター(第2避難所)で亡くなった妻と6才の長男への「琴美、涼斗、あんなに怖い思いをさせて、そしてそんな時に一緒に居てやれなくてごめん(中略)二人がここに居ないことが本当に寂しい、辛い。今どこに居るの」との手紙。

○車の中で津波情報を聞いたが、「大したことはない」と市街地に入って津波にのまれ妻を失った男性。「ものすごい水の衝撃で顔面をたたかれた一瞬、妻の手が離れた(中略)(遺体の安置所で)衣類と靴で妻と確認せざるを得なかった。温かい布団に寝せてやりたかったが、手を合わせるだけだった。私の津波に対する甘い判断や思い込みが妻の命を落とすことになった。悔やまれて残念です」

○停電、余震が続く中、こども二人を父に託し、ガレキを踏み越え、病院へ出勤する看護師。こん

な危ない、怖い夜、本当はこどもたちの側に居てやらなければならないのに、ああ、私は最低の母親だと自分を責めながら働く看護師。しかしこどもたちは「ママは患者さんを助けるために病院へ行ったんだよね。私も大きくなったらママのように看護師になりたい」と言ってくれた。

(被災者の訴えに耳傾けて)

その後、私は、宮古市の娘宅の隣に私の自宅を再建、2013年末に移住しました。

復興県民会議の役員としては、2011年結成以来、今日まで10年間、被災者の生活再建、JR山田線の早期復旧をめざす運動に関わって参りました。その基本は、被災者の現状と要求をよく知りつかむことに努力してきたことです。

以下、仮設住宅の被災者の声を紹介しておきたいと思います。

ア 仮設住宅からの声 (2013年12月)

- 「大震災で命だけは残りました。この姿、この思いで生きるより死を選び、国に迷惑をかけないですむようにと思いながら生きています」
- 「3.11の時、夫がいなくなった。収入が全くありません。でも生きていて生き残った孫たちが大きくなるのを見届けたい」
- 「仮設住宅から離れてゆっくり夜を過ごし、ぐっすり眠りたい」「せめて、手足を伸ばして寝たいです」「国民年金暮らしの老人は自宅再建どころか日々の生活苦に追われています。なんとか年金を増やして下さい」
- 「オリンピックを語るより、被災地の一日も早い復興で日本再建をはかってほしい」
- 「貧しい人々をさらに苦しめる消費税増税反対です。私たちは、マイナスからの生活をはじめていきます。切り詰めた生活のもとで医療費の負担は大変です。仮設の生活で病院へ行く回数が多くなりました。免除が受けられなくなると通院することができなくなります。免除措置が継続できるように国に強く働きかけて下さい」「大臣や多くの政治家が大名行列で現地に来て、必ず援助しますと約束しても何も変わらない」「先への生活の目途が立たないのに消費税の値上げなどんでもない」

イ 仮設住宅からの声 (2015年10月)

- 年を取ってきます。仮設住宅で一生を終わりとくありません。どんな小さな小屋でも自分の家で最後を迎えたいと思います (陸前高田市)
- 被災地では建設資材がどんどん上がり、大工さんが不足して震災前の金額では住宅や店を建てられません。政府は建設コストを抑えて下さい (大槌町)
- 私は今、仮設ではり灸治療院を営業しています。跡取りもいません。自力で再建できません。お金も借りられません。共同で入れる建物を作って貰えないでしょうか (大船渡市)
- 国民年金で暮らしていて自宅再建どころか生活苦に追われています。年金を上げて下さい。消費税は上げないで下さい。(山田町)
- 私は今75才になります。山田線が早く復旧して街の活性化を見てから晴れ晴れとした気持ちで余生を送りたい。(山田町)

○今、病気になれば入院の時は宮古病院に行かなくてはなりません。車のない私たちは本当に大変です。早く県立山田病院を建てて下さい。(山田町)

○ある一人暮らしの障害者の仮設は、2畳の台所と5畳半のワンルームです。ベッドを置けば車いすの回転はできません。玄関に行くには直進かバックしかできません。どうにか回転しようとして車いすごと転倒することもあります。早くまともな住宅への転居が必要ですが、災害公営住宅の建築は遅れています。

ウ 最近の被災者の不安 (2021.3.1)

○私の周りでは、持病持ちの高齢化が一層進み静かだが助かった命元気で長生きしよう」と声かけあっている。

○自宅はなんとか再建したが、病気がちの両親の世話、介護をしながら細々と暮らしている。医療費の免除だけが安心と励みになっている。おかげで自分の手術もできた。

○大不漁とコロナで収入が減り、これからどうなるか心配でよく眠れない。

○災害公営住宅では、高齢者の一人暮らしが多く生活苦の中での孤独死が頻発している。

○高齢になれば車の免許証も返上のやむなきに至り、病院に行くにも買い物に行くにも駅に行くにもタクシーを利用せざるを得なくなり、出費がかさみ外出を控えている。

○地域の病院には診療科が少なく、遠くの病院、盛岡等への病院通いを余儀なくされているが、多額の交通費にためらっている。

○月額5万円そこそこの低額年金(掛け金支払も滞らざるを得なかった苦しい生活に起因)で、どうしてまともな生活ができようか。

○これから津波で破壊、流出した水産加工場等の再建にかかった借金返済が重くのし掛かってくるので、不安が募るばかりだ。

(JR山田線、大船渡線の鉄道による早期復旧を求める活動)

私は、被災地にとって、JR線の鉄道による復旧が絶対に必要であり、是非とも実現しなければならぬと考えていました。そして、2014年6月18日に太田昭宏国土交通大臣に面会した後で、JR新宿駅周辺において行った街頭宣伝において、次のような訴えをさせていただきました。

「私たちは、被災前までいつもJR山田線を利用してまいりました。その山田線が大津波で甚大な被害を被り、以後3年3ヶ月を過ぎても未だ復旧して貰えず、宮古～釜石間55.4kmは線路はさび付き、鉄橋の橋脚だけが無惨な姿をさらしております。

被災前までは、快速を含む10本(往復20本)の列車が片道1時間弱で運行されていました。今、宮古～釜石間には直通バスさえありません。途中でバスを乗り換えて片道2時間以上かかります。そのバスも本数が少なく、土日祝日は運休が多く、通院、通学、放課後のクラブ活動に大きな支障を来しています。

入院機能を有していた県立大槌病院、山田病院がこの度の津波で全壊したため、患者は県立釜石病院か県立宮古病院に通院せざるを得なくなりました。午前中3本しかないバスに乗り、一日がかりで診療治療を受けに病院に通っています。タクシーを利用すれば、低い年金で往復1万5千円から2万円も

かかります。お金のないお年寄りも、結局、通院をためらい病状を悪化させている例も少なくありません。高校生は、帰りの列車もバスもないため、思いっきりラグビーの練習ができない、ラグビー部のある高校を受験できない、進学校入学を希望できないと嘆いています。

被災直後、当時のJR東日本社長は、山田線等の早期復旧を明言、公約していました。ところが今になってJR東日本は、JR山田線の三鉄移管や復旧費用の地元負担強化の条件を飲まなければ復旧してあげないとばかりにいじめてきています。

JR会社法の改正附則によれば、国土交通大臣の権限としてJRは、国鉄改革の経緯を踏まえ現に営業している路線の適切な維持に努めなければならないこと、国土交通大臣は、JRが正当な理由なく利用者の利便確保、利用条件の維持、地域経済及び社会の健全発展の基盤確保のために必要な事業を行っていない場合、必要な措置をとるよう勧告でき、勧告に従わない場合は、勧告にかかる措置をとるべき命令を行うことができるとされています。

岩手県議会は、県民、被災地域住民の総意としてJR東日本の責任で、鉄道を復旧するよう全会一致で三度にわたり意見書を採択し、政府に要望しています。JR山田線は、陸中海岸国立公園内を走っています。JR山田線の不通は、漁業と観光業、復興まちづくりにも重大なマイナス影響をもたらしています。国土交通大臣におかれましては、先に述べたJR会社法改正附則及び岩手県議会決議を踏まえ、JR東日本に対し、山田線、大船渡線の早期復旧について勧告、指導を行っていただきたいことを強くお願いする次第です。」

(鵜住居地区防災センターの悲劇から学ぶ)

今回の震災において、釜石では、鵜住居防災センター内で多数の市民が犠牲なるというあまりに悲しく痛ましい出来事が発生しました。2度とこのような悲劇を繰り返させてはならない、という思いから、2012.3.4に開催された「東日本大震災津波1年・岩手県民集会」で、私は次のような訴えをさせてもらいました。

「私が住む釜石市鵜住居町では、『釜石の悲劇』が起きました。皆さんご存じの通り、鵜住居小学校と釜石東中学校の児童・生徒は、学校が大津波で襲われ、全壊したにも拘わらず、全員無事に避難し、一人の犠牲者も出さず、『釜石の奇跡』として全国に紹介されました。その陰で、鵜住居防災センター内で162名（推計）の市民が犠牲（各報道機関2018.6.9）となりました。ここは本当の避難所ではなかったにも関わらず、市や消防署の承認のもとに、ここへの避難訓練が繰り返し行われてきたこと、私も避難した常楽寺裏山など、本当の避難所への周知がまったく不徹底だったことです。この防災センター設置にあたり、国への補助申請が却下されるなど、欠陥施設であったこと（3階がなかった等）もともと防災の名に値しない施設だったことです。防災センターができて以来、ここへの避難訓練が再三再四行われ、そこへ避難した人たちが犠牲になったのです。2階屋上への避難はしごの最初のステップが1メートル50センチからで、高齢者は足が届かなかったなどで、避難した方々は逃げ場を失い、2階天井に達する泥水を飲んで、無念の死を遂げたわけです。私たちが編集した3月11日発行予定の津波体験集『3.11 その時私は』には妻と幼い子どもを防災センターで失った方が『そばに居てやれなくてごめん』と悲しみの手紙を寄せていますが、悲しくて、くやしくて胸が潰れる思いです。

私はここに至った真の原因と責任の所在を求めて市当局に質しました。当局は検証委員会を開き、誤りを認め、3.11前に市長自らと幹部職員を処分しました。

鶴住居地区防災センターにおける東日本大震災津波被災調査委員会（委員長 齋藤徳美 岩手大学名誉教授）は、『事態を回避することは可能であった。住民の命を守ることは行政の責任である。市の行政責任は重い』と指摘しました。そして▽浸水の可能性のある地区に防災施設は建設しない、▽訓練のための訓練を絶対に行わない、▽避難、誘導のあり方の周知などを提言しました。また、齋藤委員長は、『釜石の奇跡』と絶賛されている鶴住居小児童、釜石東中生徒の率先避難との兼ね合いで一步間違えれば大川小の事例と紙一重であったのではないかと指摘しています（齋藤徳美『猛威とたたかう』岩手日報2021.4.25）。私たちは今後とも『奇跡』と『悲劇』が隣り合わせの鶴住居町の教訓から学ぶ必要があると思います。」

なお、鶴住居地区防災センターの犠牲者遺族が市に損害賠償（請求額は3,490万円）を求めた裁判では、市が非を認め防災の対策を進めていることなどを評価し、和解（釜石市が責任を認めて謝罪するとともに、原告に印紙代相当額約49万円を支払うことで和解）が成立しました。

（今後の課題）

最後に、私が今後取り組む必要があると考えている課題について述べておきたいと思います。

① 真に被災地、被災者主役の運動にしていく「地域の会」づくり

ア 2011年7月復興県民会議結成総会において、私たちは、阪神・淡路大震災における孤独死や二重ローン問題、住民が元の地域に戻れない等の課題、教訓を踏まえ、被災者・被災地を主体に、地域住民の合意で復旧・復興の取り組みが進められることを求めるとともに、そのために被災者の願いに心を寄せるとともに、「国難」に立ち向かう県民の英知を結集し、発言し行動する県民会議への参加を呼びかけました。

また、同結成総会における「申し合わせ」では、「構成と運営」においてこの会議の目的と運動に賛同する団体や地域組織、個人で構成することを謳っています。

イ 以後、復興県民会議は、再三にわたって、代表世話人会等役員会や総会において、「地域の会」づくりを提起してきましたが、その取り組みは不十分なまま現在に至っています。被災地は、過疎化と高齢化が進行した地域です。経済のグローバル化と「構造改革」の矛盾が集中し、「限界集落」という言葉さえ生まれ、買い物難民、医療難民、ガソリンスタンド難民が常態化、深刻化しています。サケ、サンマ、スルメイカなどの大不漁により漁業も水産加工業も深刻な打撃を受けています。そこにコロナ禍の襲来です。従って、被災地からの運動は以上の諸問題への対応にも目配りしながら、被災者も参加する「地域の会」を立ち上げ共同の運動発展に努力していきたいと願います。

なお、室崎益輝 関西学院大学教授（日本災害復興学会会長）は、「被災者に寄り添って、被災者の立場にたって復興を図ることが求められる。そして何よりも被災者の自立を促し、被災者の力を引き出し、被災者が復興の主人公になれるように、被災者を支援し尊重することが欠かせないのである。」と述べているところです（月刊全労連 特集 被災者の立場にたった復旧・復興のあり方（2011年8月9日））。

② 「災害列島」に対応した防災、避難行動の学習と訓練

近年、北海道南西沖地震（1993年）、阪神・淡路大震災（1995年）、東日本大震災（2011年）等の地震災害が、日本列島で頻発しています。御嶽山噴火（2014年）、熊本・大分地震（2016年）、北海道胆振東部地震（2018年）と相次いでいます。研究者は、日本列島は地殻変動の活動期に入っていると警告しています。

さらに地球温暖化現象と深い関係があるとされる大規模風水害も日本各地、岩手に多大な人的、物的被害をもたらしています。ところが、これら大災害に向き合う私たちは、過ぎてしまえば「教訓を忘れ」たり、油断して結果として被害を大きくしてしまうこととなります。そこで、私たちは防災講座等を定期的に開催し、防災、減災の街づくり、避難行動のあり方について学びあいたいと思います。

③ 防潮堤偏重の津波、洪水対策の再検証

ア 現在、被災地海岸は津波対策として高さ10メートル前後の防潮堤が張り巡らされています。しかし、この防潮堤により三陸復興国立公園の美しい自然景観が損なわれたことによる失望や批判、防潮堤の工法や強度に対する疑問や不安の声が旅行者や市民から寄せられています。「津波から人命、財産を守るため」と称し、総事業費1,200億円をかけ、水深最大63メートルで「世界最大水深の防波堤」としてギネス世界記録に登録された釜石湾口防波堤は、この度の大震災で倒壊、「万里の長城」と呼ばれた宮古市田老地区の二重防潮堤も津波に乗り越えられて倒壊しました。

イ 現在県が宮古市藤原地区に行っている震災復旧のための閉伊川河口水門（延長226メートル、高さ34メートル）の完成時期は、工法などの見直しにより、2015年が2017年に、さらに2026年度に延期、事業費も150億円から400億円に増額となり、「津波に対し、無防備な状態が続く。住民の不安は解消されない」（山本正徳宮古市長）との批判が高まっています（岩手日報2019.12.21）。河口水門と併設防潮堤が未完成の元で台風による集中豪雨に襲われれば、宮古市中心市街地は壊滅的打撃を被るのではとの懸念の声が高まっています。

ウ こうした中で、内閣府は昨年4月、「日本海溝、千島海溝沿いを震源としたマグニチュード9程度の地震が発生、北海道～千葉の太平洋沿岸には、大津波が押し寄せる。最も高い津波は宮古市の29.7メートル。東日本大震災後に整備した防潮堤が壊れる「最悪」の場合の想定では、久慈市、野田村、洋野町、宮古市、釜石市の庁舎が浸水すると想定されています。

内閣府有識者会議は、この地震発生の確率を過去に巨大津波が300年～400年の間隔で発生。直近の17世紀の津波から時間が経過しているとして「切迫した状況」にあると発表しています（岩手日報2020.4.22、同9.23ほか）。

④ 気候変動打開、地球環境保護の運動と連帯

いま人類は、地球規模の「気候危機」に直面しています。昨年12月発表された国連環境計画（UNEP）報告でも、世界の平均気温は、人間社会の化石燃料の消費増加などによる温室効果ガスの排出増加により、今世紀中に3.2度から3.9度上昇、地球は破局的事態に直面すると警告しています（東京43.3度など日本列島の最高気温が40度以上に。熱中症死亡者1万5千人超。一環境省の2100年未来の天気予報（2019.7.8））。

すでに日本では、台風、豪雨災害の大規模化による大洪水、海水温上昇による不漁、猛暑による農

業被害が深刻化しています。従って、私たちは、単に、地震、津波対策に力点を置くだけでなく、世界的規模で広がる気候変動の抑制を求める運動とも連帯し、学び、行動しましょう。

「私たちは、大量絶滅の始まりにいる」(スウェーデンの環境活動家 グレタ・トゥーンベリ17才)。
自然災害の激増、コロナパンデミックが広がる下、国民には自己責任を押しつけてはばからない新自由主義政治と対決し、乗り越え、新しい希望ある未来を切り拓きましょう。

⑤ 被災者の諸要求実現、汚染処理水の海岸放出反対の第2次小○復興一揆を

国は、相次ぐ自然災害への対応の基本を「自助、相互扶助」としていることに対し、私たちは、災害から住民の命と暮らしを守るのは国と自治体の責任であると主張し、被災者生活再建支援法に基づく支援金について、少なくとも最高額を500万円に引き上げることなど被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める国会請願署名運動に取り組んできました。

いま、被災地には、以上の要求と運動に加え、「福島原発事故による汚染処理水の海洋放出がサケ、サンマ等基幹魚種の不漁、コロナ禍での販路喪失等と共に、復興途上にある本市の水産業に多大な打撃を与える(21.6.4宮古市議会)として海洋放出は辞めるべき」との政府に対する市町村議会の意見書が全会一致可決され広がっています。私たちもこの高まりに呼応し、前述の全国災対連呼びかけの被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める国会請願要求と汚染水海洋放出反対を掲げての第2次小○復興一揆を、被災者の「地域の会」住民団体、漁民、漁協と共同し、三陸沿岸大行進に取り組むことは時宜にかなった取り組みではないかと考えます。

私は、「東日本大震災津波1年のつどい」において、復興県民会議の代表世話人として次のような訴えをさせていただきました。

「三陸地方には、南部藩の圧政と重税に抗し、小○ののぼり旗・むしろ旗をかかげてたたかい、勝利した百姓一揆、三閉伊一揆の革命的伝統があります。今年は嘉永6年(1853年)の一揆から159周年、来年160周年を迎えます。三陸海岸から被災地から運動組織を立ち上げ、生きるための切実な要求を掲げ、全県・全国にも呼びかけ、小○の旗を掲げて人間復興、なりわい復興、雇用と福祉、防災を求める国民大行進をやろうじゃないか。銀座でデモ行進をし霞ヶ関へ押しかけようじゃないか、と訴えさせて頂き、あいさつとさせて頂きます。」

そして、2013年には「いわて復興一揆大行進」を行いました。こうした取り組みを今後も続けていく必要があるのではないかと考えています。是非とも、「被災者の諸要求実現、汚染処理水の海岸放出反対」の第2次小○復興一揆を実現させましょう。

【参考資料 1】

1. 避難所、仮設住宅被災者の要望(2011.3.12~8.20集録 前川)

第1次要望

- (1) 被災者全員の住む家の確保
- (2) 働く場の確保、失業手当の拡充、緊急失業対策事業の実施
- (3) 自家用車、営業車を失った人への新規購入のための助成金支給
- (4) 火災保険等の補償範囲を地震、津波被災者に拡大適用を
- (5) JR山田線が復旧するまでの間、釜石~宮古間に直通バスの運行を ほか
ヒッチハイク(避難所退去後)で対市要望書提出

第2次要望 内陸の一時避難所で集約 被災者懇談会 アンケートで

- (1) 仮設住宅退去後に入居できる公営住宅の建設
- (2) 生活再建支援制度の改善、自宅再建支援額の大幅引き上げ
- (3) 住宅用地の造成、個人宅地の被災前価格での買い上げ 新日鉄の遊休地を住宅用地に
- (4) 災害弔慰金の支給範囲を兄弟姉妹にも ほか

第3次要望(仮設住宅入居後)

- (1) 仮設住宅の環境改善、路線バスの運行改善
- (2) 仮設団地周辺、道路への街灯設置
- (3) 洗濯物を干せるように庇の取り付け
- (4) ワンコイン(100円)バス路線の拡大
- (5) 家屋全壊の福祉施設入居者に対する義捐金の支給 ほか

第4次要望(被災者の会として市長交渉)

- (1) 在宅被災者に対する情報、支援物資を仮設住宅入居者と同等の支給
- (2) 風呂に追い炊き機能の設置 ほか総計50項目

【参考資料 2】

1. 避難所、仮設住宅被災者の要望(2011)
2. 被災者の"足"の確保を 「赤旗」2011.8.10
3. 「人助けが私の仕事 ヒッチハイクで市に被災者の声とどける」 「全国革新懇ニュース」2011.4.10
4. 津波体験第三集34人の証言「朝日」2014.3.16
5. 被災JR線、復旧早く「赤旗」2014.6.19

7 「東日本大震災・津波から10年、地域とともに 仲間とともに」

(岩手県商工団体連合会 事務局長 坂下 豊)

2011年3月11日は、重税反対全国統一行動でした。地震がきたときは、各地の民商は、重税反対集会やデモ行進、集団申告を行っている最中でした。

地震発生時から宮古・上閉伊・大船渡・陸前高田の4民商と電話等にて連絡が出来ない状況となり、しばらく被災確認が出来ませんでした。東日本大震災・津波による被災は死者・行方不明者で会員・事務局41名、家族35名、家屋全壊361棟、半壊51棟、浸水31棟、上閉伊・陸前高田では事務所が流出という甚大な被害でした。

当時の岩商連事務局長の下机さんは被災地支援・対応を振り返り次のように話しています。「被災地の状況がわからないところで、まずは会員さんの安否確認が最優先と思いました。しかし、通信機器が不通なところで直接、現地に行くにしてもガソリン等の燃料が手に入らず困っていました。すると中古車販売の役員さんが廃車からガソリンを集め、救援物資を陸前高田に届けることが出来ました。青森の民商からは燃料が被災民商に直接、届けられました。事務所を流された陸前高田にはプレハブで事務所を再建しました。震災後、プレハブは確保したのですがプレハブ設置業者が被災地再建のために多忙で契約することができませんでした。そこで建設業の役員・会員さんを中心に自前で配送・設置を行いました。自営業者の底力がいかに発揮されたと思いました。また、被災した民商共済会員には特別見舞金が全商連共済会から配布されました。被災後、すぐに共済規約を変更して給付となりました。被災者個人に見舞金が届けられたのでは一番早かったのではないのでしょうか。全国の民商は、県連ごとに被災3県に振り分けられ大規模な支援体制が作られました。船を流された会員のために瀬戸内の岡山から船が陸送されてきました。食料・衣料・建設機器等の支援物資が届き、被災民商の再建のために全国から民商の仲間が泊り込みで支援・奮闘する姿にどんなに励まされたことか。支援物資は、民商会員だけでなく地域の方々にも無償で提供しました。民商は地域とともにある、助け合いの民商、団結と連帯に勝るものはないと思いました。ただひとつ悔やんでいることは、亡くなった方のなかに3人の事務局長がいたことです。申告書を守りいのちを落としたのではないかと思います。中小業者にとって集団申告の申告書は格別のものがあります。しかし、いのちに勝るものはない、普段から災害への対応をしておくべきだったと悔やまれます。震災から10年を経て被災地の状況は変わりつつありますが、被災者をひとりも取り残さないようにこれからが正念場と感じています。」

さて、地域経済の復興と中小業者の生業の再生を考えると、国・地方公共団体の支援は欠くことができません。当時、政府は「個人の資産形成に税金をつかってはいけない。」という考えでした。あの阪神大震災の時も直接支援はなく、緊急特別貸付という融資しかありませんでした。これに対し、岩手県が「中小企業被災資産復旧事業者補助(2,000万円)」を創設したのは、画期的なことでした。はじめて再建をのぞむ事業者に直接支援が行われました。その後、国は「グループ補助金」の制度をつくりまします。当初、グループ補助は大企業につながる下請企業を救うものでしかありませんでした。これに対し

各業界・方面から「すべての被災事業者にグループ補助を支給せよ」の声が上がることとなります。直接支援を求める運動が広がります。民商・全商連では何度も関係省庁に要請行動をおこなっています。結果、グループ補助は多くの被災事業者の再建を後押しすることになりました。現在、グループ補助は進化を続けています。熊本地震の時には、グループを作らなくても支給される制度となっています。

この10年、温暖化による台風などの大型化による大水害がひんぱんに生じています。地震も活発となっており、自然災害があとをたちません。被災すれば個人の努力では事業の再建はきびしいものがあります。中小業者は、地域とともに生きていかねばならず、地域経済と住民の生活とは密接な関係にあります。災害の支援・救援は、声をあげることからはじまり、運動として広げていく必要を感じています。現在、民商・全商連は、コロナ禍のなかで地域経済を支え続ける中小業者の営業と生活を守るために全力で運動しています。そのためにも東日本大震災で培われた団結と連帯を大切に活動していきます。

8 「岩手民医連・盛岡医療生協と復興支援」

(岩手県民主医療機関連合会 事務局長 遠藤洋史)

(1) 3.11大地震発生

2011年3月11日(金) 14時46分、日本周辺における観測史上最大のM9.0の大地震が発生、そして三陸沿岸巨大津波の発生により壊滅的な未曾有の被害をもたらし、岩手県の死者・行方不明者は、5,794人、家屋被害は、全壊・半壊は併せて26,077棟にのぼり(平成29年2月28日「いわて震災津波アーカイブより」)、そのほとんどは津波による被害だった。

盛岡市は、震度5弱だったが、盛岡医療生協の川久保病院、在宅総合センターひだまりの電気、水道、ガスは2日半の停止となった。病棟120床、ショートステイ42床の配膳、トイレ用水の運搬は、人海戦術で行われた。回復期リハビリ病棟の患者用タンス、床頭台はほとんど全部倒れたが負傷者がいなかったのは不幸中の幸いであった。余震の不安から、ベッドを全て廊下に出し、入院患者さんは3日間廊下で過ごすこととなった。介護施設では、全利用者の安否確認を行い、虚弱高齢者や独居で不安の方にはデイサービスでの宿泊、食事提供を行った。

県内各所で道路は寸断され、ガソリンは確保できず、沿岸被災地との連絡も困難だった。しかし、盛岡市内にある事業所に全壊・半壊の被害はなかったため、日常診療も取り戻しつつあり(とは言ってもガソリンがなく職員の通勤確保もままならず、往診は自転車で、介護事業所は通常サービスを中止といった困難な状況は続いていたが…)、巨大津波の状況を知り、3月14日に沿岸部の支援も視野にいった災害対策本部を設置し、3月19日に職員から第一次救援隊を沿岸地域へ派遣することとなった。

(2) 被災地沿岸部支援へ

3月19日、職員12名で支援物資をバスに積み込み三陸沿岸南部の大船渡・陸前高田に派遣。大船渡民商会館を拠点に支援を開始。家屋が流され現在地も掴みづらい状況の下、地図を頼りに共同組織の方々の安否確認等を行った。

そんな中で大船渡市役所の医療支援調整会議に参加し、盛岡医療生協チームは、赤崎地区、蛸の浦地区を担当することとなった。避難所の赤崎漁村センターには、100人以上が避難しており、その周辺の公民館と集落を担当。盛岡医療生協のマンパワーだけでは長期支援が困難な為、北海道民医連、青森民医連、秋田民医連から医師、看護師の他、リハビリ、介護福祉士、医療相談員、事務など総勢124名もの支援、共同組織の炊き出しボランティアといった心の支えとなる支援を受け、避難所での救護室(避難所診察室)を立ち上げ、往診や住民の要求を聞き取るための全戸訪問も行った。中には、対人関係の難しさやペットと離れられないために自ら孤立している人もおり、心の問題やコミュニティが今後の課題になることが考えられた。

(3) 仮設住宅引きこもり防止の取り組み「お茶っこ会」

避難所での医療支援は2011年5月31日に終了したが、その後、介護事業部が大船渡市の保健師と懇談したところ「仮設住宅に移住後の引きこもり予防、生活不活発病予防の取り組みを盛岡医療生協に頼みたい。仮設住宅に併設される集会所などで住民を集め、健康チェック、体操や講話、交流を実施してほしい。イメージとすればサロン」との要請を受けて、仮設住宅での「はつらつお茶っこ会」を開始。大船渡市でのお茶っこ会は同年9月まで行われた。また、リハビリ（理学療法士、作業療法士）の支援は、大船渡の保健師、理学療法士と協力しながら、4月12日から12月21日の土日に支援が行われ、延べ66名が参加し、490名の方に個別に対応した。

一旦そこで大船渡市での被災地支援は終了するが、2012年から「岩手県生活と健康を守る会」より相談を受け三陸沿岸中央部の山田町・大槌町の仮設住宅でのお茶っこ会を4月～11月の期間で毎月開催することとなった。被災者の大半が仮設住宅から公営住宅に移行する2018年までこの取り組みは継続した。

盛岡市から沿岸部までの距離は片道100キロ以上（片道2時間超）。内陸部から沿岸部までは県中央部を北から南まで流れる北上川を越え、その東側にある北上山地の山峡を通る道しか沿岸部への道はない。北上山地を越えても津波により道路や建物も大幅に変わりカーナビなどでの位置情報もあてにならず、とりあえず近くなったら連絡を取り合いながらなんとかたどり着く。行くだけでも困難ではあったが冬季を除いて月に2回、職員を派遣し続け、延べ223人の職員がお茶っこ会に参加し、被災者は延べ645人が参加した。お茶っこ会では、血圧、体脂肪等の健康チェックや軽体操を行い、参加者からはおしゃべりする場を設けられたことが喜ばれた。「久しぶりに笑った」「体動かすのはいいね」という感想が出され、逆に元気をもらった職員も多かった。

一方で、仮設住宅群が高台に建てられ、段差や砂利道など高齢者の生活には厳しい環境だと様々な問題を知ることも出来た。

ほとんどの被災者が公営住宅に移行してからは、今まで近所だった知人がバラバラになり参加者を募るのが難しくなったため、2019年度は年に2回、再び顔を合わせるコミュニティの提供の場として「ミニ健康まつり」を開催した。これは繋がりを大事にしていきたいという若い職員の発想から始まった。医療講話として医師から「ロコモフレイル予防のために」、理学療法士のリハビリ体操「ロコモトレーニング」、管理栄養士による「減塩レシピ」、血圧・血管年齢などの健康チェック等、盛りだくさんの内容で盛り上がった。この健康まつりは、山田町の後援を受け、広報にも掲載され広く町民に呼び掛けた取り組みとなった。

高齢化も進む中、災害公営住宅を中心とした新たなコミュニティづくりの重要性を改めて感じたが、どのように呼び掛けて集まってもらうのかは新たな課題となった。

(4) 岩手県と復興支援

岩手県が復興支援として全国的に注目されているのは、県として医療費の免除制度を継続していることである（2020年8月現在）。他の被災県では一定の期間が過ぎれば免除制度が打ち切れ、受診抑制が起きている。岩手県で医療費免除制度が継続しているのは、岩手県保険医協会が毎年取り組ん

でいる被災者アンケートにより、一人ひとりの声が県政に届けられ大きな影響を与えた事や、震災前から県と市町村がきめ細かく情報共有や意見交換されていたこと等、地方自治の在り方がいかされた。また、達増拓也県知事の「誰もおきざりにしない」という思いで受け止められていることも根底にある。

全日本民医連で発行している「民医連新聞（2020年3月2日号）」で達増知事と尾形文智盛岡医療生協理事長との対談が掲載された。達増知事は、「復興は『人間の復興』でないといけない。大規模災害では、家を失ったり、仕事の間がなくなったり体や心の不調が出てくるなどいろいろな被害が複合的に重なる。そうした時に医療については我慢してしまうことが構造的に出てしまう」という思いから市町村と情報交換、意見交換を繰り返し継続しているとのこと。また、「県や地方自治体が住民の命と健康を守ろうとする時、医療はなくてはならない存在。民主主義の原点の言葉でもある『生命、自由、幸福』の、生命はもちろん、自由、幸福の追求を保障するためにも、医療の充実が最重要課題。あるべき医療とは、地域に根差していなければならない。医療は、地域の中で働き、暮らし、特有の自然環境や特有の歴史や文化の中にいる人を診て、治療する。こうした地域医療の感覚を失うと、医療そのものが成り立たない。例えば感染症対策でも、生身の人間が地域の中でどのように働き、暮らしているか、それを抜きにして対策しても、机上の空論となる。あるべき医療を実現するためにも、地域が、自治ががんばらなくては、そう思っている」と述べられた。これは地域医療構想や医師不足問題にも繋がる課題であり、コロナの影響により医療の脆弱さがあからさまになっただけにより深刻である。改めて市政、県政の重みを実感した。

(5) 今後の課題

復興は、今もなお続いている。高齢化、生業の再生の道はひと際険しいのが現状である。そして、新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に収束の目途がついていない中で、災害復興はさらに難しくなってきた。また、新型コロナウイルス感染症の影響は、人と人が関わることを遠ざけ、さらなるコミュニティの分断を加速させた。それにより、復興支援住宅でのより一層の孤立が課題となってきた。このような状況の中で、私たちはオンラインを用いた「お茶っこ会」を開催するなど、新たな試みを行う。私たちは、今一番求められているものは何か、岩手民医連はどのように被災者、復興者に手を差し伸べられるのか、この10年で学んだことを振り返り、学習や討論を深める中で一人ひとりの職員、共同組織、他団体と共に課題を明確にし、できることをやっていくことが重要である。

東日本大震災・津波 主な取組み

組織名 岩手民医連・盛岡医療生協

年	月	日	項目	内容	備考
2011	3	14	災害対策本部設置	沿岸部の支援も視野に入れた本部とした。	
	3	19	第1次救援隊を派遣	12名の職員を大船渡市に派遣。避難所での問診や医療講話を実施。	
	3	28	避難所での医療支援開始（5月31日まで）	大船渡市の赤崎地区、蛸の浦地区避難所の医療支援を開始。北海道、青森、秋田民医連から総勢124名の支援を受けた。	
	4	9	医療生協組合員による被災地組合員訪問開始（7月まで）	大船渡市、陸前高田市、釜石市、宮古市、山田町、大槌町の医療生協組合員を訪問（39回で約450世帯訪問）。	
	4	12	リハビリ支援（12月21日まで）	大船渡市にて行う。	延べ490名に関わる
	6	3	はつらつお茶っこ会開催（9月30日まで）	大船渡市の仮設住宅5か所で「閉じこもり予防サロン」として開始。	延べ651名の住民参加
	6	11	全日本民医連より義援金	全日本民医連からの義援金3,000万円を岩手県庁に贈呈。	
2012	4		山田町・大槌町お茶っこ会を開催	冬期を避け、4月～11月に山田町・大槌町の仮設住宅で月1回お茶っこ会を開催し、この間に被災者は仮設住宅から公営住宅へ大半が移行する。	延べ職員223人、被災者は645人が参加
	9	1	大船渡市「いのち・くらし復興塾」第1回	被災地における介護・弱者対策の有り方 参加者20名	
2018	11		山田町・大槌町お茶っこ会を終了		
2019	5	28	第1回山田町ミニ健康まつり開催	災害公営住宅においての新たなコミュニティ提供の場として取り組み開催。	
	11	9	第2回山田町ミニ健康まつり	1回と同じ目的で開催するが、同じ地域の知人もバラバラに移行し引きこもりになったり、高齢化も進む中での取り組みは課題が多いと実感。	
2020	2	18	達増拓也岩手県知事と尾形文智盛岡医療生協理事長対談	全日本民医連より「民医連新聞2020.3.2号」東日本大震災被災地復興の取材依頼を受け対談。当時岩手県は他県とは異なり被災者医療費免除制度を9年間継続していた。（2021年4月以降は低所得者のみ対象）	

座談会

(復興県民会議の果たしてきた役割と課題)

座談会

東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議

10年のまとめ

— 復興県民会議の果たしてきた役割と課題 —

(日 時) 2021年7月22日午後2時30分～午後5時 (於) いわて労連会議室

(参加者) 〈司 会〉 佐々木良博さん

〈発言者〉 鈴木露通さん、齊藤信さん、前川慧一さん、坂下豊さん、畠山恒平さん、
吉田敏恵さん、金野耕治さん

司会 佐々木良博 では座談会を始めさせていただきます。司会を担当する佐々木です。最初にみなさん一人ひとりから自己紹介を兼ねて、みなさんがどのような立場で、また、どのような想いで、どのような活動を行ってきたかについて簡単にお話をいただければと思います。では鈴木露通さんからお願いします。

鈴木露通 鈴木です。復興県民会議の結成には、いわて労連議長として準備の段階から参加をしました。2015年11月に復興県民会議事務局長の任を降りて、金野さんに引き継ぎをしたという経過で、運動に参加をしています。

司 会 続いて齊藤信さんお願いします。

齊藤 信 共産党の県会議員の齋藤信です。東日本大震災津波というのは、岩手にとってはもとより全国的にも戦後最大の大災害でありました。県内では死者・行方不明者合わせて6,255名に及びます。私たちの活動の原点は、国民の苦難を軽減するという立場で、大震災津波から県民の命と暮らしを守るということを最優先の課題として取り組んできました。とくに震災直後は、被災地は避難所を含めて劣悪な状況でしたので、震災関連死など再び犠牲者を出してはいけないと、こういう立場で取り組みました。その後は、活動の拠点は盛岡だったので毎週被災地に足を運んで被災者の実態、声、要望や、自治体、漁協などの状況や要望をしっかりと受け止めて、県や国に直接届けるという活動をしながら、住民の立場に立った復興を考えたときに、住民の運動なしに被災者の立場に立った復興はできないという立場で、この復興県民会議の結成に参加をして、各団体や個人のみなさんと共同して取り組みを進めてきたということです。

司 会 ありがとうございました。次に前川慧一さんお願いします。

前川慧一 私は釜石の鶴住居地区で被災した被災者です。自宅は全壊流出して全てを失いました。一番悔しいのは、親兄弟・妻・子ども達・家族の写真も全てなくなってしまって、自分の過去がな

なくなってしまったような感じで。釜石市職員として33年、市職労委員長・岩手自治労連役員として労働運動40年、その宝の資料、例えば自分の活動記録、全国大会での発言記録、講演記録、質問への答えなどをこまめに綴って保管しておいたファイル約50冊。それが全部なくなっていました。

津波の当日のことだけをお話すると、私は地域防災会と町内会の班長をしていたのですが、避難訓練が3月3日にもありました。自分の担当地域の住民を誘って避難所のお寺の境内に避難誘導をしました。みんなお年寄りです。歩くことができないような人たちもいました。その人たちを何とかそこに連れて行くうちに大波が来て、お寺の境内のさらに上の墓場に上がって辛うじて助かりました。そこで焚き火をしながら一夜を過ごしました。だけどそこに来てからも自分の家族を探して自宅に戻り行方不明になった人もいるような状況でした。いずれ私は津波をまともに見ました。そして翌日は、山伝いに崖を下りて軽トラで犬と一緒に栗林小中学校体育館に運ばれておにぎり1個と毛布1枚で過ごす避難生活が始まりました。釜石で最大の犠牲者が出た鶴住居地区の前川慧一です。よろしくお願いします。

司 会 ありがとうございます。続いて坂下豊さんお願いします。

坂下 豊 岩商連の坂下と言います。民商の県連です。民商は中小零細業者の集まりです。創立以来一貫して中小零細業者の地位向上につとめてきました。大震災・津波については、中小業者は生業として地域と共に生きていますので、被災した地域の再建も含めて支援制度の創設や拡充に力をいれてきました。

司 会 続いて畠山恒平さんお願いします。

畠山恒平 岩手県保険医協会の畠山と申します。岩手県保険医協会は約900名の県内の医師と歯科医師で構成されています。復興県民会議には発足時から先代の箱石会長が呼びかけ人となっておりまして、私は当時はまだ新米という状況でしたが、事務局長として対応してまいりました。震災後は多くの会員の医療機関が被災しましたので、側面的支援と言いますか、再建の支援をしておりまして。その中で、避難被災者の避難生活が長期化するにあたって、食生活が、インスタント食品が多くて偏っていたり、がれき撤去などで粉塵が舞って、咳が出るとか、目が痛いという声を聞きましたので、医療団体として健康に関するパンフレットを作成して、自治体などを通じて避難所や仮設住宅の方々に配布した経験を生かして、今回で11回目になりますが、被災者の方々に医療機関の受診に関するアンケートを行って、報道機関に発表するとともに、県や市町村に免除の継続について要請をしているという活動をしております。

司 会 ありがとうございます。吉田敏恵さんお願いします。

吉田敏恵 岩手県生協連の吉田です。県内に17ある生協の連合会の立場で被災地支援をやってきました。17の生協のどれかに加入している組合員は延べ50万人いらっしゃいます。生協は支援に関しては、この人が組合員かどうかを区別して取り組んでいるわけではなくて、それぞれの生協が事業でやっていることを通して、県民の日常をまず支えるということを基本にしつつ、地元の生協としては、被災地支援としてやれることは何でもやるというスタンスで取り組んできました。

司 会 ありがとうございます。最後に金野耕治さんお願いします。

金野耕治 いわて労連の金野でございます。私は3.11の当時は、いわて労連の事務局長をしております。鈴木露通さんを「明るい民主県政をつくる会」の候補者として県知事選挙を闘っている最中でした。選挙闘争本部の事務局長と出納責任者を務めておりました。震災が起きて、選挙闘争から救援・復興というふうに移り替わるのですが、すぐに頭を切り替えることができないような状態でした。しかし、県知事選挙や県議選挙も延期となりました。被災後すぐに取り組み始めたのが東日本大震災の共同対策本部の設置で支援物資や救援ボランティアの受け入れが始まりその共同対策本部の事務局長ということで対応しましたが、その後、復興県民会議発足時は、代表世話人ということになりました。あとは、先ほど鈴木さんからお話があったように、2015年11月に鈴木さんからバトンタッチを受けまして、復興県民会議の事務局長を務めてきました。



復興県民会議の結成

司会 ありがとうございます。では、これから復興県民会議の活動、取組についてお話を伺っていききたいと思います。2011年3月11日に大地震が発生して、三陸地域に巨大津波が襲いました。みなさんの組織や団体では、この震災直後からいろいろな支援活動に取り組んできていると思います。そして3月13日に、いわて労連内に共同対策本部が立ち上がり、7月9日に復興県民会議の結成総会が開かれて、復興県民会議としての活動、取り組みが開始されたという経過だったと思います。鈴木さんは共同対策本部や復興県民会議の結成に陣頭指揮を取って当たってきたと思うのですが、この復興県民会議の結成の経緯や目的、結成のときの想いについてお話をいただけますでしょうか。

鈴木 いま、佐々木弁護士からも話がありましたが、3月11日午後2時46分、この時、私は西和賀町沢内庁舎内にいました。先ほど、金野さんから話があった、県知事選の予定候補として県内をあいさつ回りに出かけようと。3月11日は重税反対統一行動日で、これは後で坂下さんから話ができるかと思いますが、民商のみなさんが中心にそういう取り組みを行っていた時に起きた大震災大津波でした。沢内で体験をしましたが、余震が続く中、あいさつ回りをやめて盛岡に戻ってきました。宣伝カーのラジオでは三陸沿岸に大津波警報が出たとの声が流れていました。2日後、13日に、急きょ、各団体・組織の代表が集まり、被災状況はどうなっているのか、盛岡では被災地情報がかめない、大変な事態が起きている、共同した取り組みが必要ではないかということで共同対策本部を立ち上げました。15日、いわて労連会議室に労組・民

主団体などの代表が集まり、共同対策本部会議を開催して、私が本部長に、金野さんが事務局長に就任し、被災情報の収集と支援対策について検討を始めました。戦後最悪の未曾有の大災害ですから、共同対策本部体制のもとでは手が回らず、受け皿として十分な機能ができたかといえば弱かったと。各労組、団体では日々、被災地域から情報が入ってきて、それぞれが対応せざるを得ない、宣伝カーを動かすにも燃料が確保できない問題や被災地への通行も制限されていました。とにかく、他県から届いた支援物資を被災地に届けることに全力を上げました。

大震災津波発生から1ヵ月が経過する中で、県知事選・県議選が延期されることが決まり、被災地における対応体制ができ始めることになり、今後の支援体制をどうしていくのかが求められました。6月、宮城県で復旧・復興支援みやぎ県民センターが立ち上がりました。岩手でも、被災地の救援・復興を継続的に長期的に取り組める体制づくりが始まり、陸前高田市の中里前市長、県保険協会箱石会長、県生協連加藤会長理事、日本科学者会議岩手支部東代表幹事、釜石地域革新懇前川事務局長、県母親連絡会渡辺会長の6氏に集まっていただき、呼びかけ人をお願いしました。先ほど、斉藤県議からも話にでたように住民に寄り添うという取り組みが絶対必要だと、7月9日、盛岡市勤労福祉センター大ホールにおいて結成総会を開催することに至りました。何よりも、被災者・被災地を主体の復旧・復興をめざすと、東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議「結成のよびかけ」に記載しました。たいへんご苦勞をされていた中里前市長は役員として選出できませんでした

が、総会で代表世話人に選出された、前川さん、大船渡の新沼さんからの生々しい話をはじめ代表世話人のみなさん、常任世話人のみなさんの英知や奮闘に感謝しています。

司会 ありがとうございます。ほかの方で復興県民会議の結成に至る過程に関して、補足的にお話ししていただける方はいますか。

前川 私は、そのときは県民会議を結成することを知らなかったのです。私は5月初め、第2の避難所、県が用意した内陸の避難所鉛温泉の自炊部に収容され、過労、心労のためかちょっと体調を崩してしまいました。それで川久保病院に入院しました。そこに鈴木露通さんが訪ねてきました。見舞いに来たのかなと思ったらそうではなくて、「県民会議を作るので役員になってくれないか」ということだったのです。私はびっくりして、「入院しているわけだから健康な人をお願いしてくれ」と、「病人に頼むことじゃないんじゃないか」と1、2回断ったんですけど、被災者の立場からいろんな意見を言うのも大事なかと自分で自分に言い聞かせて引き受けてしまいました。引き受けたら間もなく結成総会があって、当時は陸前高田市の中里市長もご健在で同じ呼びかけ人として壇上に並ばれました。

司会 前川さんは余人を持って代えがたかったんですね。

斉藤 これだけの大災害のときに被災者の立場に立った復興をどう進めるのか。それは、やはり被災者自身の運動、県民自身の運動が必要だというのが結成の原点だったと思います。もうひとつは、阪神淡路大震災で兵庫の復興県民会議が十数年にわたって粘り強く被災者の立場に立った運動を進めていると。だから、その兵庫の運動が大震災直後に被災者生活支援制度を実現したという、彼らは対象にならなかったのですが、

そういう兵庫の運動を我々は学んで、息の長い、本当に被災者や県民の立場に立った復興を進めるためには、そういう共同センターというか、共同の取り組みが必要だというのがもうひとつの大きなポイントだったと思います。

司会 ありがとうございます。私も岩手大学の先生がたと「岩手震災復興研究センター」を立ち上げて活動してきましたが、その際、阪神大震災ではどのような理念に基づいて、どのような取り組みが行われ、どのような成果、あるいは反省すべき点があったかということを学習することから始めました。そのことが、その後の活動にとって非常に大きかったと思います。今回10年経過した時点で活動の取りまとめを行っておきたいと考えたのも、私たちの活動が良い点でも悪い点でも、次に同じような課題に取り組む際の教訓になるのだと思ったからです。今日、座談会を開催させていただいたのは、そういう思いもあつてのことです。今日お話しただくそれぞれの活動は必ずや次のときにつながるのだと思っています。



救援物資、支援金、ボランティアの受入れ

司会 では次に行きますが、震災直後から全国から救援物資や支援金というのがたくさん集まってきました。共同対策本部のとき、それから復興県民会議を設置したあとも、救援物資や支援金への対応が求められた。さらに、たくさんのボランティアの方々も岩手に来ていただいた。そういう救援物資や支援金に込められた全国のみなさんの想いをきちんと受け止めて、生きた使い方をしたいというのは共通したみなさんの想いだったと思います。それからボランティアの方々にも必要なときに必要なところで役立ってもらいたいというのも共通した想いだったと思います。しかし、それはそう簡単な話ではなくて、大量の物資やお金をどのようにして必要なところに届けるか、ボランティアの方をどのようにして必要なところに行っていくかについて、頭を悩ませたり、苦しんだりしたのではないかと思います。その辺についてお話いただけますでしょうか。

金野 まず最初に、全労連、全国災対連のほうから支援物資やボランティアということが始まるということで、その受け入れ先や体制が必要だというレクチャーを受けました。立ち上げまでの部分は鈴木さんに補足をしていただきたいのですが、私がお話ししたいのは、盛岡は沿岸部との距離感がありまして、沿岸のどこで、具体的に誰が、どういうふうにして、送られてきた物を配るかということで、こちらとして直接お届けすることもままならず最終的には共産党の地区委員会とか、沿岸部の民商のみなさんに受け入れ先として応諾をいただいて、そこから周りに広がっていただいたというのが、私が関わってきた災対連の救援物資との関係です。ただ、

なかなか被災地の要望と支援物資とのマッチングというのは非常に難しく、こちらが要望して何が欲しいとなかなか言えない状況でしたし、あとはタイムラグというか、いま欲しいんだけど到着するのは1～2週間後になるわけです。そういうことで、いろいろ大変なこともありました。あとは全国から被災地のために役立ててほしいと、いろいろくださるのは本当にありがたいのですが、生かし方が難しいものもありました。例えば、五右衛門風呂を広島から頂戴しました。5台です。五右衛門風呂は確かにマキでお風呂を沸かせば入れるのですが、そのためには目隠しするところが必要だったり、水とか給排水が必要だったり、実際にはなかなか活用するまでに相当な時間や設備が必要だということがありました。ボランティアは、全労連、全国災対連でボランティアバスを出したのですが、福島が原発事故で入れないということで、宮城と岩手の2県にのみ来ていただきました。貸し切りの夜行バスで東京から大船渡のあづま荘までピストンで送っていただき大変ありがたかったです。全国災対連のボランティアバスは5月末まで続けられ、その後は規模を縮小し拠点も陸前高田に移して8月末まで災害ボランティアは続きました。当初の宿泊先は、鈴木さんに先遣隊で行っていただいて、取り付けをしていただきましたので、その辺は鈴木さんから話をいただければと思います。

鈴木 全国から救援・支援物資の受け入れ先については、県農協労組に相談したところ、紫波町内に空き倉庫があるということで、産ビル内にあるJAにもお願いをしに行き、県農協労組が借用する形で確保しました。全国からの物資を

保管する広さがあり、沿岸への交通の便もよく、しかも無償で借りることができてたいへん助かりました。全国災対連から大型トラックが支援物資を運んできたときは、その都度、県民会議に参加して頂いた労組や民主団体のみなさんに手伝ってもらいました。倉庫内の仕分けも大変だったと思います、被災地からの要望に応えることが何よりも大事ですが、全国から届いた支援物資をとにかく被災地に届けることに追われていたのかと。届け先では、私が覚えているのは、陸前高田民商が道路沿いの高台に設けたプレハブ事務所、大船渡民商の事務所は幸い被害をうけなかった。また、いわて労連加盟の単産・単組は、それぞれの中央組織を通じて全国からの支援も受けていましたので、被災地組織に支援物資を届けました。県生協連は宮古への支援を行っていましたが、被災地とのつながりを生かした支援活動が行われていましたね。

司会 たくさんの物が送られてきたときに、まず仕分けをしないと何がいくつあるのかわからないですよ。それを把握すること、さらにどの誰が、どのような物資や支援が必要かということ把握しておかないと届けることもできませんよね。そうした作業をどのように行ってきたのかということについて、教えていただけますでしょうか。

金野 一応リストを作りました。こちらで受け入れた物資のリスト、例えば大人の紙オムツ、男性用、女性用とか、そんな感じのリストを作ったりもしましたけど、いずれにしても被災地から何が欲しいと言われてもストレートに当てはまるものだけじゃないこともありましたね。だから、こちらにあるもので送るので欲しいものを言ってちょうだいとFAXでやり取りをさせていただいて、その辺は申し訳なかったですが、ある程度押し付けをした部分もあります。消費

されるようなものはいいと思いますが、来た物を送ったということになりましたね。

司会 ほかの方々はいかがですか。

坂下 民商では、集積所をつくることなく、直接被災地に支援物資が届けられるようにしました。被災直後から全国の500の民商が県単位で3つの被災県連（岩手・宮城・福島）に分けて支援が始まりました。支援を行う組織と電話でやり取りしながら、あなたは宮古、あなたは大船渡という感じで支援物資の配送を指示しました。支援物資の中を開けてみないと何が入っているかわからないような状況もありました。一番大変だったのは、受け皿になる民商がどうなのかという部分で、上閉伊と陸前高田の民商は事務所が流され、支援拠点の確保が急務でした。この2つの民商では事務局員も亡くなるという状況で、そういう中にどんどん物が来るということですごく大変でした。上閉伊では、会長宅を開放して頂き支援物資の1次保管場所としました。被害の大きかった陸前高田では、支援募金で、プレハブを2棟用意しました。ただやっと確保したプレハブですが専門業者がいないのです。被災地のいろんなところでプレハブを建てているものですから専門業者がいない。どうしたかということ、大工さんの役員を中心に、民商会員だけの力で建てました。えらい大変だったけど、初めて建てたと言いながらプレハブを2棟建てることができました。拠点ができると物と人が集まり支援が本格化していきました。

斉藤 共産党も全都道府県、東北3県を分担して支援をしました。ボランティアも来る。支援物資も来る。募金も集まる。支援物資については、ひとつは「青空市」というのを開催して誰でもどうぞと。震災直後というのは何でも欲しかったのです。衣食住何もなかったから、そういう意味では、本当に寄せられた物資を「青空市」

で、これはかなり長期で仮設住宅ができた団地ごとにもやりましたし、継続的にやりました。それと被災地はきちんとした施設がないので、一関市と遠野市に中継基地、ボランティアセンターを作りました。必要な物資はそこに溜めておいて、遠野もそういう中継基地で、そこに泊まってボランティアが被災地に運ぶという形でした。あと実際に青空市に来れば何を求めているかわかるし、時期的に必要なものが変わるので。あれが欲しいと思ったら1週間後には違うものが必要になってきたとか、そういう点でいくと、ボランティア情報を出して、今こういうものが必要だと、ファックスニュースで支援を受けているところと連絡を取りながら、それはすぐ送ってくれるというような感じでしたし、募金もすごく集まって我々は二次、三次くらい届けましたね。岩手県にも1,000万円（第一次）届けたし、沿岸被災地は500万円、200万円。面白い話は、漁協、商工会、農協もみんな回りました。漁協の人たちはとくに「自民党は選挙のときに来るけども、困ったときに募金を持ってきてくれたのは共産党だけだ」と。我々は漁協との関係というのは弱かったのですが、あの震災を通じて全漁協を回って何度も懇談をしましたので、漁協との関係は漁業の復興再建の課題でも我々も学ばされたし、協力共同の関係が復興の関係ではしっかり作られたなど。それは復興県民会議も同じだと思いますが、そういう全国からの支援というのは本当に決定的な役割を果たしたというか、地元だけでは何ともならない。我々だってガソリンがなかったし、何もない中で全国から寄せられた支援で我々も支援に行けたというところがありましたね。

司会 ありがとうございます。吉田さんにもお願いできますか。

吉田 生協の場合は、県と生活物資の配送につい

て協定を持っています。何か災害があったら生協に連絡が来て、生協から優先的にそこに物を運ぶというものです。しかし、平成8年に締結し見直しをしていなかったのが、いざ震災になってみると県の調整力というのが発揮されませんでした。うちは荷物を運ぶトラックや人をたくさん持っているわけです。全国からも支援がいっぱい寄せられました。バイオディーゼル燃料なども集まりましたから、これに県がガソリンを優先してくれるなどすればもっと配送はスムーズだったと思います。県はアピオに荷物はいっぱいあるけども、それを配送できないままあるという状態でした。それじゃまずいと言うので、生協から市町村別にそれぞれ連絡をして、何が欲しいのかやり取りして配送しました。本当に壊滅的な市町村になると県はコーディネートできないというか、本当に無力だなあのときは思いました。請け負う市町村も職員がなくなっている中では、指示命令する人たちも混乱しているの、なかなか厳しかったんだとは思いません。もっと日頃から生協と行政が親しければいいのですが、沿岸には宮古以外は店舗がなく、その点も連携がしにくい状況でした。一方、宮古ではいち早くコープ・ドラ店に避難先への食事の要請が宮古市から来るなどしてかなり頼られ、それに応えるために努力しました。

震災直後の話なのですが、日ごろ生協運動をやっていて良かったなと思った事例があります。地元で温かい豚汁などの炊き出しをしたいとか、何かやりたいなと思ったときは、地元で組合員のリーダーさんがいることで、こちらでやるのいいよとか、この辺でやるのはまずいよとか、あるいは買い物の支援もここでやるのは事業者がいて邪魔になるから生協はあまりしゃしゃり出ないほうがいいよとか、そういうことを教えてくれ助かりました。地域に根ざした活動家が

いるというのは、本当に支援する際には、いろいろ相談して地域の要望に寄り添ってやれたので生協運動をやっていて良かったなと思いました。

司会 前川さん、物資等の提供を受けた被災者の立場から、発言していただけますか。

前川 とにかく停電で真っ暗になる。暖房がない。灯油がない。ストーブは体育館に置いてないから寒いわけです。ゴザを敷いた上に毛布だね。人がいっぱいなために通路もできないのです。トイレに行くにも「すみません」と言って、人をかき分けて行くような状態だったのですが、そのとき私は自分に問うたね。こういうときに「自分は何をすべきか」と。口ではいつも公務員労働組合は住民の命と暮らしを守るために頑張るのが任務とか言ってきたけど、今は退任、退職しているけどこの大災害のとき一体何をやるんだということを自分に問うたのです。翌日、私の隣になったおじいちゃん、おばあちゃんから言われたのは、「薬を持って逃げなかった」と。「血圧が高くなっている」とか、「常備薬が切れているから何とかできないか」と。一緒に逃げた娘がどこにいるのかわからない。どこかの避難所にいるからかもしれないから避難者名簿を取り寄せてくれないかなど、いろいろ寄せられたのです。携帯も通じないからね。そしたら薬の件だけで言えば、そのことを管理者にメモを持って行って渡したら、医者が処方しないと渡せないと言うわけです。医者と言っても病院も潰れているのです。でも次の日、遠野のほうから医師を呼んできて処方をして、看護師さん、保健師さんもつれて来たりして何とかカバーしたのですが、とにかくいろんな要望が私に寄せられるのです。ところが私はボールペン1本持っていないでした。そこで避難所近くの小さな店に行ったら、すべて売り切れで何もなし。あつ

たのはノート3冊と、ちょっとした筆記用具だけでした。そこで私はそれを買って、困りごとを聞き取り、メモをし、回覧して、要望書を作成して、避難所管理者（市職員）に渡し、善処を求めました。

前川 とにかく市役所から避難所に来る通路が遮断されているわけです。道路にはガレキが山積している。バスも鉄道も何も動いていないから、そういう状況で要望実現は非常に遅れたと思います。それからガソリンがないので、地元の人が何リットルかある車を用意して、遠野のほうに行って支援物資を持ってきた。あのとき遠野市はだいぶ応援してくれました。時折、避難所入口から「〇〇さんはおりませんか」と肉親を探し求める叫び声、玄関下駄箱には尋ね人の張り紙がいっぱい貼られていました。

司会 ありがとうございます。いま前川さんのお話にあった避難している方々の薬の問題について、大船渡の佐々木道夫医師が、阪神大震災のときのような地震による被災と、津波による被災は全然違うのだと。つまり地震の場合は、怪我をしたり建物の下敷きになっていたりしている人たちの救出が最初に必要な医療だった。ところが津波の場合は、今まで飲んでいた薬をどうやって継続的に提供できるか、ということが医療にとって極めて重要なポイントだった。そのための体制を早期に取らなきゃいけなかったのに、阪神大震災の際の医療のイメージで医療活動を行った方々と、若干の混乱があったという話をしていました。求められる医療や医療体制というのは被害の性質や状況によって違ってくるということを気づかされました。



被災者の声や想いに応えるために

司会 では、次に行きたいと思います。先ほど斉藤さんから被災者に寄り添った支援という話がありました。みなさんがいろんな活動をする中で、当然被災者の方からいろんな声や想い、訴えを受けていると思うのです。それに応えていくために、みなさんはそれをどのように受け止め、どのように活動に反映させてきたかということについてお話していただきたいのですが。

畠山 このあとアンケートについてお話をさせていただきますが、被災者の中で医療費が免除になる方、ならない方というのが分断されてしまったということが加入している保険によってあったわけなので、アンケートを取ってみると必ずしも全ての被災者の方々が免除に賛成というわけではなくて、直接お電話をいただいて結構反対だったり、辛辣な意見をいただくということもありました。でも、そういうものをひっくるめて被災者の生の声だということと捉えて、アンケートで寄せられた意見を全て一字一句字起こしをして、1回目からのポリシーとして取り組んできました。

斉藤 震災直後は、最初は避難所の生活環境改善なのです。落ち着いてくると、どうやってプライバシーを確保するのか、家族単位とか、集落単位とか、あと避難所の運営とか、温かいものを食べたくなるとか、そういう意味で最初の段階は避難所の生活環境改善。次は仮設住宅ができたのですが、これはプレハブ協会との協定があって、プレハブ協会が作ったのです。ところが寒冷地仕様でもない。風呂が追い焚きでもない。風除室もない。だから、作られた仮設住宅というのは2～3度追加工事で、結局一戸当たり600万円以上になったんじゃないかな。初め

から一戸当たり600万円かけたらかなり立派なものができるのですが、そういう問題があって、それは一つひとつ改善されました。その時その時の復旧・復興の段階で、我々は震災の年に8回、県に具体的な要求・要望を出しましたけども、それはかなり正面から受け止められて改善をされてきたと思います。

鈴木 被災者の声をどうやって全国に届けるかという問題を、中央行動に参加した時に強く感じました。大地震、そして大津波災害、津波災害はどういうものが伝わらないのです。

司会 映像を見て…。

鈴木 映像はあるのですが、実際に津波はどういう災害なのかが。だから、厚労省前で行われた中央行動で、宣伝カーから、「みなさん、厚労省の建物の4階をこえるような津波が襲ったのです」と言っても、反応がないのです。この大津波という災害の怖さ（全国から災害支援ボランティアが、陸前高田市街地を見て、「グランド・ゼロだ、原爆投下後の市街地のようだ」と語っていたことを覚えています）。もう一つは、同じ中央行動の集会で、被災者自らが話をされた時に、私の耳にズーンと残っているのですが、『自分生かされたのだ』という言葉です。生死の境で自分は生かされ、生きて暮らしている。そんな自分がこれから何ができるのか、しなければならぬのか、大変な思いを抱えている。そのことを伝えることも大切だと思いました。

司会 ありがとうございます。もうちょっとみなさんの意見を聞きたいところなのですが、時間がないので、このテーマはここで打ち切らせていただき、次のテーマに移ります。

人が生きていくために欠かせない条件として、

医療、仕事、住居、教育、交通が必要不可欠だと言われます。被災地では、これら全てに重大な、壊滅的といってもよい被害が発生しています。したがって、私たち復興県民会議の取り組みは、まさに医療、仕事、住居、教育、交通の

復旧・復興をどうするかという取り組みだったといっても過言ではないのだろうと思います。そこで、これら一つひとつについて私たちの取り組みを検証をしていきたいと思います。



医療の復興

司会 まず医療から見ていきます。岩手では、高田、大槌、山田病院が津波によって破壊されました。大東病院では入院機能を失ってしまい、釜石病院では耐震工事を迫られて機能の縮小を余儀なくされました。でも、高田、大槌、山田病院については入院機能を持った病院として再建することができました。それから大東病院も入院機能を回復しました。釜石病院も耐震工事を完了している。このように岩手では、被災した県立病院について廃止をしたり、統廃合をしたり、入院機能をなくするというのをさせずに、復旧・復興を果たすことができたわけです。これに対して宮城県では、公立病院の統廃合や診療所化してリストラを図るということも行われてしまったと言われています。岩手で宮城のようなことが起こらずに、復旧・復興を果たせたというのはどうしてだったのか。みなさんの意見を聞いておきたいのですが、どなたでも結構ですのでどうぞ。

斉藤 実は被災した県立病院の再建問題というのは、岩手県の復興計画に明記されなかったのです。これは8月に作成されました。岩手県の復興計画というのは、基本的には「犠牲者の故郷への思いを継承する」、「被災者一人ひとりの幸福追求権を保障する」という2つの基本方針で

作られた、全体としては前向きな計画でした。しかし、肝心の被災した県立病院の再建は明記されなかったのです。その背景には、それまで県立病院の診療所化を進めてきて、県立病院の縮小再編路線というのが達増県政の特徴だったのです。だから、震災の直後に方針転換できなかったというのが現状です。そこで復興県民会議を挙げて運動し、被災した県立病院の再建というのが知事選挙と県議員選挙の最大の争点になったわけです。鈴木露通さんが知事候補として大奮闘した。共産党は震災の年の県議選で初めて複数議席を獲得するのです。一関の高田一郎さんが当選し、その直後の9月県議会で達増知事が初めて被災県立病院の再建を明言する。こういう形で、知事選、県議選を通じて県立病院を再建して被災地のセーフティーネットとして県立病院を守りますという方向性が出たのです。このことが転換点となって、今20病院、6診療所という県立病院の体制は、基本的にはしっかり拡充する方向というのが、その後に確立してきたということで、その点では県政の一番大事なところの転換が図られた。だから私たちは、震災後は補正予算や当初予算にも賛成したし、復興与党という立場で取り組んできました。2015年の戦争法反対の闘いのときに、知事選挙

で小沢一郎氏が呼びかけて野党5党首が盛岡に集まって野党共闘が実現し、自民党の候補が逃げ出してしまったというのがあったのです。それ以来、野党共闘が、これは全国に先駆けてというか、沖縄と岩手と言われるのですが、岩手でも全国でも広がったということです。

鈴木 県知事選のことはさておいて。いま斉藤県議が話をしたように、県の復興基本計画が8月に出されました。その内容を見ると、医療問題に関してその復旧・復興を掲げていますが、被災した県立病院名が記載されていない。ですから、直接被災した3つの病院（陸前高田、山田、大槌）、大東病院も含めて再建をはかる、そのための運動がなければ実現はできなかったのではないか。国の復興対策は、元の場所に県立病院を建てるのが基本、だから、県の計画では被災した場所には建てられない、制度上の問題を乗り越えることが求められた、その役割を担えた意味で良かったと思います。

司会 その問題をどうやって克服できたのですか。そのポイントは何だったのですか。

斉藤 それは、やはり県民の世論と運動だと思います。あと選挙で大争点になって、共産党が初めて40年ぶりに2議席取ったというね。それと私がもうひとつ付け加えたいのは、病院関係者の献身的な奮闘ですね。例えば県立高田病院は、米崎コミュニティセンターに避難するのです。ところが、そこに先生がいるということで、すぐ診療所になって住民が駆けつけるわけです。そうすると、そこが臨時診療所になるわけです。これは大槌病院でもそうだし、どこでもそうなのです。被災した院長、看護師、病院関係者は、まさに避難した場所で臨時診療所を開設して献身的に頑張ったと。だから、そういう医療が被災地のセーフティーネットとして、復興になくてはならないということを医療者自身が示した

ということも大変大きかったと思います。

畠山 被災地域の病院としては、岩手県は県立病院が多かったのに対し、宮城県は、公立病院が市立とか町立とかでしたので、自治体機能が大打撃を受けた中で、病院の立て直しをしていかなきゃならないとなったときに、どうしても遅れてしまったというところはあったのかなと思います。その中で、自治体が復興していくにあたり、再開や統廃合という考え方が形になったという側面はあったのかなと思います。あと開業医の話でいいますと、岩手県は、県と医師会が早急に連携して、被災した医療機関の仮設診療所を立ち上げるということをやりました。そこに県立病院の医療というものあるし、亡くなった方もいらっしやったのですが、廃業する方はほとんどいなくて、第一線の医療の確保ということを、公的病院だけではなく、開業医、民間医療機関としても意識して取り組まれたのかなと思います。宮城では、その辺はどうだったのかなというのはあるのですが、震災から1年後ぐらいには再開する意思がある人たちは再開できたのですが、1年という期間があるとやめてしまったという方もいらしたようです。これは開業医の話になりますが、宮城と岩手の差というのは、仮設診療所の立ち上げのスタートの早さというのはあったのかなと思います。

前川 先頃、県立釜石病院の医療従事者や住民団体の代表が、産婦人科や小児科医師の充足を目指して対県交渉をしました。これはこれで素晴らしいことだと思うのですが、あの3.11の3～4年前に県立釜石病院と釜石市民病院が統合すれば、医師は充足されるし、地域医療はバラ色になるというような宣伝で強行されたのですが、当時の市民病院医師は、2008年4月1日統合というときには、この暴挙に失望して移行しませんでした。看護師や病床を増やすわけでも

ない。だから「地域医療の充実をめざす会」がこの運動の収拾をはかる総会を2007年4月27日に開き、「統合反対署名を有権者の3分の2に当たる32,000筆も集めたのに、市民病院の看護師がひとりも参加しなかった。私は市民病院の前に事務所を設けて頑張ったのですが、そこに看護師たちの怒りが収まらなかったのか、ドアに×印を付けていった人もいるぐらいなのです。ひとつだけエピソードを申し上げれば、事務所を閉めようとしていたときに、ある市議員が訪ねてきました。その市議員というのは地下研誘致推進派、(放射性廃棄物を地下に埋める研究施設の持ち込みをはかる議員で、それが住民の3万人ぐらいの反対署名で頓挫した時の市議) その議員が来て、私に「ありがとう」と言うわけです。私たちは市民病院を守る運動で、市長室に白衣の看護師さんたちがいっぱい入り、廊下も白衣で埋め尽くされるといような状態にもなったものだから、これは地下研反対の時のように潰されると思ったと、だからこれは下手すると「病院統合はやめなきゃいけないかな」と内輪では話し合っていたんだけど、みなさんが引いていただいてありがとう、と言われたことがあったのです。やがて統合推進の市長とその議員が病死してしまったのです。それはさておいて、県立釜石病院を充実させるというのは統合協定にもあるし、文章にも残っています。それが市民病院医師はひとりも行かないんだから、こんな人をバカにしたような統合計画があつていいものかというふうに思います。県立釜石病院と市民病院の統合を推進した全国自治体病院協議会の小山田恵名誉会長は、統合後「市民病院の医師が誰ひとり県立釜石病院に移行しなかったことに「統合挫折のショック」を受けた、誠に申し訳ない」と述べました。(2008年、釜石市主催「持続可能な地域医療実現、地

域医療連携フォーラム) 統合は「救急車の倍増、患者の集中、満床をもたらし、統合前よりも医師が減り、これ以上の過酷な勤務は不可欠な状況」これは07年12月1日の広報かまいしに遠藤秀彦県立釜石病院長が載せたのです。県立病院については本当に話題沸騰しているけども、こういった市町村病院との統合のときに、本当に地域医療は充実するのか職員の雇用問題も含めてしっかりしないと、統合される病院職員はちりじりばらばらになってしまいます。誠に申し訳ないとの思いを強くしています。

司会 ありがとうございました。



交通の再建

司会 では次に行きます。交通の再建です。震災によってJR線も三陸鉄道も壊滅的な被害を受けました。復興県民会議としては、山田線と大船渡線については鉄道による早期復旧を求めてきたわけですが、結果としては、JR山田線については三陸鉄道への運営移管という形になり、JR大船渡線はBRT方式による復旧となりました。このようにJR線については求めてきた方式とは異なった形になってしまったものの、三陸鉄道の全線復旧と、山田線の鉄路復旧というのは実現できたということになります。交通の復旧・復興にかなり尽力してきた立場の鈴木さんから、こうした結果についてどのように評価しているかについてお話しいただけますか。

鈴木 先ほどの県立病院の再建と、三陸鉄道の鉄路が守られた。この2つは、沿岸被災地の住民の長い歴史や運動があった、ここで暮らせる上で、シンボリックな存在であった、復興のためには絶対欠かせない課題だったのではないかと思います。三鉄を残す、鉄路を守るという話は、県民会議で話されました。そういう点では、前川さんの役割は非常に大きかったなど。盛岡まで来るときは、必ず鉄道を利用してきた、鉄路がつながっていないところはバスを乗り継いでなど、現状をリアルに伝えて頂きました。そういうエネルギーを受けて運動を進めました。JR東日本本社（新宿南口付近）への直接の要請行動は、2度。私が事務局長の時に1度、2度目が金野事務局長の時に。JR東日本への直接要請ができることは、難しいと思っていたのですが、地域における県や自治体ぐるみの取り組みが背景にあったからだ。そして、当時の太

田国交相に、大臣室において直接、前川さんはじめ地域住民が要請することができました。このことが実現できたのは、日本共産党の国会議員や地元選出国会議員など党派を超えた要請の力もあって実現したものだと思います。結果として、現在、久慈から大船渡・盛までの163キロという三陸鉄道が残って良かったと思います。

司会 前川さん、利用者の立場、あるいは地元で運動を担ってきた立場から、このJR山田線が三陸鉄道への運営移管という形で残ったということについてはどうお考えですか。

前川 本当に良かったのですが、最近は乗客が少ないのです。観光対策でイベントや割引運賃とセットで運行しています。私が山田・釜石に行くときに1両にひとりも乗っていないというときがしばしばあります。高校生たちは喜んで利用しています。高校生たちは、授業終わったあとにクラブ活動をやっても安心して帰れる。「三鉄のおかげ」で良かったと言っています。釜石高校のラグビー部や宮古の進学校を志望している生徒は三鉄のおかげで行き帰りが安心と喜んでいます。しかし、三鉄山田線の維持発展は地域産業の漁業や観光、商工業の発展、公共交通の積極的利用への意識改革を伴う被災地の復興と固く結びついているのではないのでしょうか。

司会 齊藤さんはいかがですか。

齊藤 三陸鉄道の再建は、復興の象徴というふうに言われました。なぜかと言うと、全線被害を受けたのですが、震災後5日目に久慈～陸中野田間を運行再開するのです。復興列車ということで無料でね。あと宮古～田老間も復興列車ということで運行再開するというので、走れると

ころから再建する。そして4月半ば、三鉄の当時の望月社長が、3年で再建しますと表明するのです。そして沿線市町村の了解を取り付ける。もちろん表明の前には知事の了解も受けているのですが、だから震災後わずか1か月で全線再建を3年以内にやるということを4月には打ち出したと。その通りになりました。3年後の4月5日、6日で南リアス線、北リアス線が再開されました。三陸鉄道というのは文字通り私たちの鉄道というか、地域の鉄道という役割を果たしました。望月社長はこう言ったのです。「鉄路をなくしたところで栄えたまちはありません」だから、鉄路を守ることが地域を守ることだという立場で、知事も了解をして直ちに再建。JRは当時、清野社長が4月8日の記者会見で「全線復旧」と言ったのですが、その後、赤字路線だから復旧はしないと。結局、何の復旧の手立ても取らないで放置をされて、大船渡線はBRTを提案されて、それを呑まないと陸前高田市や大船渡市の復興計画が立てられないという形でやむなく呑んだのです。ところが山田線は、沿線市町村が絶対鉄路だと、ここで妥協しないで頑張ったのです。その結果、JRか

ら三鉄に運営を移管することになった。車両はJRが確保して復旧もしますと。30億円支援金を出しますという形でJR山田線はJRの責任で復旧をして、三陸鉄道163キロメートルの一貫経営になった。ただ、そのために8年かかったのです。4年間放置しましたね。その話し合いがつくまで復旧しないわけだから、山田線は粘り勝ちというか、大船渡線は残念だったなどという気はしますね。もっと山田と大船渡が一緒になって鉄路を守れという闘いの可能性があったんじゃないかなと、私たちはそう思っています。大船渡線もJRでと一貫して要求してきたのですが、そういう形の決着でした。ただ三鉄はその後、台風10号、台風19号で2度大きな被災を受けて、それも復旧をして、今度はコロナ禍ということで、お客さんが少ないというのは、観光客がほとんど台風とコロナで来なくなったという中で、今いろいろ震災学習列車とか、いろんな努力をしていますが、やはり三鉄を復興させて地域を再建するという点で言えば、我々は再開するだけじゃなくて、三鉄を軸にした地域の復興というのをもっと具体的に考えていかなくちゃならないと思います。



住宅の再建

司会 住宅の再建に移りたいと思います。震災によって岩手では全壊半壊を合わせて約2万6,000棟が被災したと言われています。この住宅の再建のためには、当然資金の支援というのが必要不可欠なわけですが、そのための制度として被災者生活再建支援制度があります。吉田さんが報告書の中で、この問題について報告してくれ

ておりますが、この制度は阪神大震災の運動の成果として生まれたものです。現在では、最大300万円が支援されています。吉田さんは、この制度を拡充するために生協連も含めて全力を挙げて活動していらっしゃるわけですが、どんな想いで、どんな活動をしてきたかということをお話しいただけますか。

吉田 住居というのは、第一次産業を基盤にするような人たち、つまり沿岸の人たちには絶対的に必要なものだと思うのですが、それが訴えきれなかったと思いました。畑で作物を作って食べたりするにも細かな作業するには家のそばに小屋が必要だし、漁業をするなら網の手入れにも必要だし、第一次産業は一日中家でいろんな作業をするのです。だから鉄の扉で区切られた高層住宅には、なかなか住めないと思います。しかし、都会に住んでいる人に言わせれば住宅を持つことさえ「リア充」だみたいなことを言われちゃうと、住宅の再建の訴えは苦勞しました。この前、漁協の方とお話をしたときに、沿岸ではワカメの芯取りのお手伝いをする人も全然いなくなったとのお話でした。漁獲量自体も減っているけれど、たとえ魚やワカメが獲れても、作業する人がいないために余計に漁獲量が上げられないということです。住宅の再建は地域を支え、コミュニティを作るので、それがないと廃れていきます。やはり住宅、特にも一次産業を支えるにふさわしい住まいは、地域や産業の維持には欠かせないと思うのです。なので、本来は災害で全て失った人には、せめて住む家は保障して良いのではないかと私は思います。そこまで行かないまでもせめて自立して住宅を建てられるようにと制度の拡充のために動いたのですが、こんなに災害の度に制度の拡充が話題になっているにもかかわらず進みは遅いです。そのネックとなっているのは財源がないとか、将来南海トラフのような巨大地震があれば500万円なんて出せないという言い訳です。議論する気もないという感じです。この「財源がない」という常套句が、為政者だけでなく一般の人でも使うのが不思議だなと運動しながら思っていました。巨大な堤防とか、維持管理にお金がかかる災害復興住宅には何兆円も出すのに、なぜ

自立を促すためのお金は渋るのかということなのです。全国の生協の中にも、国の財源を使うより、住宅共済制度を普及させて助け合いを広げたほうがいいから、今回の署名には協力できないという生協もありました。

たしかに、共助を広げることは大事です。でも、国にもきちんと公助の充実を要求しないと、国は怠けるだけではないでしょうか。

自分たちの生活をより良くするために税金を使えという主張を私たちはしなきゃいけないと思います。それと、災害時でも日常をいち早く取り戻すための仕組みとか、制度というのをもっと政府は考えてほしいと思っています。そのための突破口が300万円から500万円への拡充だと思いついてきました。しかし、今のコロナ対策をみても今の政権では無理だなと思っております。

司会 吉田さんの報告書の中でも触れられているのですが、去年の11月、この制度が一部拡充をされました。これまでは全壊と大規模半壊だけしか支援の対象じゃなかったのですが、中規模半壊という新しい概念が作られて、これにも支援が行われる制度に変わりました。まさに吉田さんを中心として、あるいは全国的に取り組んできた運動の重大な成果だろうと思うのですが、私たちが要求してきた500万円まで増額しろというのはまだ実現できていない。今後、私たちは全国と一緒に闘っていかなきゃいけないと思うのですが、そのためには今後どういう取り組みが必要なのか。どこを変えていかなきゃいけないのかということについて、みなさんの意見をお聞きしたいですが。

斉藤 岩手における住宅再建の取り組みというのは、私は被災者生活再建支援金の拡充の根拠になると思うのですが、岩手県は市町村と協力して100万円、被災市町村はだいたい200~300万

円の独自補助をしたのです。岩手県はそのほかに県産材の活用、バリアフリーで最大120万、沿岸市町村では、例えば水道・下水道を引くのに100~200万とか、かなりの住宅再建の補助をやりました。結果的にどれだけ再建したかというところ、加算支援金をもらったのは1万5,134件なのですが、うち家を建てて購入したというのが1万972件、だいたい74%ぐらいです。あと補修で自宅を直したというのは3,061件で、賃貸住宅というのは1,101件なのです。これは7%です。だから、全体とすれば93%ぐらいは自宅を作ったか、補修したということになって、岩手はかなり自力の住宅再建が進んだのではないかと思います。岩手県は当初、住宅再建の計画を立てたときに、自力再建は9,500件と見ているのです。それを超えていますから、加算支援金もそうだし、岩手県の100万円補助というのは県内で再建した人が対象だけど、一番新しい6月末で1万195件になっていますから、県内だけでも1万軒を超えるだけの住宅を再建していますので、それが大きな力になった。だから300万円では住宅再建できなかった、これだけの支援があったからできたというのも大変大きな実績だし、500万円に引き上げる根拠になるのではないかと思います。

司会 ありがとうございます。ほかの方はどうですか。

金野 斉藤県議がおっしゃったことに尽きるのですが、いま県や市町村が上乘せしたり、横出しをしたりして、制度を補ってきている部分を国が財政的に措置をしているところも実際はあるわけですよね。ですから、事実上は300万じゃないプラスαの部分の実績としては東日本大震災では作られたと思うのです。そこからあとは、もう一歩ひと押しですね。事実上やっているじゃないかということで、ただ一般の災害に対して

財政力を理由にしていろんな制度ができないとか、やらないという今の後ろ向きな根本的な部分を変える運動は必要だなと思いました。あとケースマネジメントというか、一人ひとりがどういうふうな再建をしたいのかということにもっと寄り添ってあげるべきですよね。そのときに障害になっていること、思っていることと、実際にお金の面でこれしかできないというギャップをどう埋めていくのか、ということも行政も含めて個別に寄り添っていかないと、結局は「当面しょうがないから公営住宅に入るか」となったところで、家賃負担の問題とか、家族が増えたとか、いろんなことで出ていかなきゃいけないとか、住まいは決してそこで全部一生終わるということにならない場合もあるわけだから、柔軟性が求められるかなというふうにも思いました。

鈴木 被災者生活再建支援制度については、それを早期に拡充させたい、災対連の中心的な取り組みでしたから、国に対する要請署名運動を議論しました。東日本大震災津波は、被災者支援にとって切実な要求でありましたから、全国的な広がりのもとで進むと思いました。思うように進まない状態の中、県生協連が中心になって、共同署名推進組織が発足したことは大きな励みとなりました。災害は全国各地で起きます、いま、拡充が実現をしましたが、財源確保を含めて更なる制度拡充は、現政権では難しい、政権交代をして実現させたいものです。

司会 さっき吉田さんが共助と公助について触れていらっしゃいました。被災者生活再建支援の問題も、グループ補助金の問題もそうなのですが、公助を妨げているのは、もしかすると憲法29条かもしれません。つまり憲法で個人の財産権が保障されており、住宅というのは個人の財産にほかならないのだから、それに税金を投入

するのはおかしいという議論が、前から相当強くある。阪神大震災のときからあったのです。ここをクリアしないと、なかなか個人の財産になる事業資産にしてもそうだし、住宅もそうですが、そこに税金を投入するというのはかなり渋い対応になっちゃうのではないかと思います。しかし、鳥取の地震のときに当時の片山知事は「住宅の再建には公共性がある」と言いました。住宅を自力で復興できない人は、その地域を去らなければならない、集落や町自体が消滅しかね

ないこととなります。そうである以上、集落や町を守ることに強い公共性が認められることになるはずで、公費を支出することの合理性も存在している。そのため、片山知事は、住宅の再建に県費を投じることには地域の持続性を維持するという公共性があると述べて、公的支援を実施しました。そしてこれが生活再建支援法によって支援金を支出するきっかけになりました。国民や政治家の考えかたをそのように変えていくことが今後必要なのだろうと思います。



生業の再生

司会 次に仕事の問題に移ります。仕事や事業の再建についてです。たくさんの事業者が被災をして再建できない方が今でも3割以上とされています。当然、再建には資金をどうするかという問題、あるいは当時抱えていた負債をどうするかという問題など、いろんな問題がありました。ここで問題にしていきたいのは、資金の問題です。坂下さんが報告書で、岩手県が中小企業被災資産復旧事業費補助2,000万円の補助を創設したということ指摘して、この岩手県の制度を画期的なことだと評価していらっしゃいました。まず、この点について坂下さんにお話しただきたいのですが、画期的なことと評価しているのはどういうことからですか。

坂下 災害復旧で直接、被災業者に公費を投入し、工場・店舗等の再建を図ることは初めてのことです。阪神大震災の時も当時の村山首相は、「自然災害により個人が被害を受けた場合は自助努力による回復が原則である」と公費の投入を蹴っているのです。再建には融資という借入

があるだけでした。それから16年、やっと出てきたという部分で、さっき齊藤県議が言いましたが、生活再建支援金が出来たことは、大きかったと思うのです。まず個人の住宅再建に公費が投入された。災害に伴い個人の資産形成に税金で補助が行われたことがスタートとなります。大震災・津波では、岩手県の『中小企業被災資産復旧補助』の影響が大きかった。そして国のグループ補助というのが出てきます。グループ補助は、大企業を支えているサプライチェーンの復旧のために創設されています。このグループ補助の拡充は、被災した事業者の運動があったからこそだと思っています。相次ぐ災害を経てグループ補助は、現在かなり変わっています。グループを作らなくても良いところまで来ていますからね。2016年の熊本地震では、たった2つの事業だけでグループ補助が結成できる。つまり仲良しコンビですよ。これが、2020年の九州の7月豪雨になると、たった1社でもいいのです。グループ補助は、「なりわい再建支援

補助」と名前が変わります。また、過去に災害被害に遭い、新たに被災しコロナ禍の影響も受けている三重苦の場合には、5億円まで個人負担がない全額補助を受けられる「定額補助」制度も実施されています。

さて、グループ補助は、審査から給付まで時間がかかるのです。そして、毎回少ない予算枠なので申請するグループ間で競争して獲得するのです。だから、給付が取れないグループは次の申請まで待って、また競争をすることとなります。これが復旧を遅らせる原因になっていると。税金で直接支援をすることは画期的な事なのですが、欲しい人にすぐにお金が行かない。国の制度は、コロナもそうなのですが、あげますと言いつつ遅い、安い、面倒くさいんですよ。ですから、持続化給付もそうだし、いまの一時支援金もそうです。あげるあげるといいつつ、くれないのです。ちょっと話が逸れますが、国の一時支援金は50万件の申請がありますが、もらったのは20万件しかなく、30万件は宙ぶらりて、たぶんこれは諦めるという意味だと思うのです。5月の末だから申請はもう終わっています。あとは全部諦めさせるという状況で、額も小さくなっています。なんか直接支援できたポーズはとるのですが…。とにかく早く、そして希望通りの額をもらいたい、申請は簡単に、ということがこれからの支援で重要だと思います。とにかく運動をしながらここまで来たので、やはり運動が必要なのだらうと思っています。

司会 グループ補助金は再建資金の4分の3を国や県が出してくれる制度で、自分で4分の1を準備すれば何とか再建ができるという意味では、すごい画期的な制度でした。ところが、最初の対象者はかなり狭く、地域の基幹産業、雇用や経済規模の大きな企業群、サプライチェーンについて支援するという枠組みだったものだから、

非常に限られた人しか支援を受けることができなかった。しかし、その後、少しずつ広がっていった。今の坂下さんのお話だと、現在ではグループでなくても良いというところまで来ているということなのですが、やはり運動の成果だと考えていいのですか。このグループ補助金を拡充するためにどういう運動があったのですか。

坂下 新たな災害が起こると、何か支援する制度はないか、グループ補助が前にあったじゃないかという話になります。でも使えない。このグループ補助を使うにはどうしたらいいのかということで、省交渉とかさまざまあります。こういう制度があるんだから改良してくれとか、様々な部分で毎回行くのです。そうすると、変更しようかということによって新しいのができるのです。それもだめなので新しくなりわい再建支援ができたという流れがあります。助けたいけど助けるものがないから新しい支援制度をつくろう。そこには、グループ補助が底辺にあり、支援が拡充されていくことになります。

司会 被災者生活再建支援金の問題と一緒に、制度がひとつできると最初は不十分であったとしても、その後、その制度の見直しの要求が出て少しずつ変わってくるということですね。

坂下 制度ができたばかりだと、行政の方でも手探りの状況です。制度の活用をめぐるっては、直接行政と話をしながら運用を改善していくというのがパターンです。

司会 この制度の現時点における問題点と、今後どのような活動・取り組みが必要なのかという点については、どのようにお考えですか。

坂下 一応4分の1が自分の自前だけど、自前のお金を持っている人は誰もいなくて、借りなくちゃいけないのです。借りて返すという話になります。そうすると、返すのが前提ですので、後継者がいなかったり、高齢だったりした場合

には、支援の対象からはずされます。ですから、借りなくても全額補助という部分の新たな支援が必要なのだと思います。つまり災害の前に戻す。創造的復興じゃなくて災害の前に戻すような、そういう何かがあればいいなと思っています。

司会 4分の1の部分の借入れでその返済がもう始まるようです。しかし、返済のめども立っていない人たちが出てきているようなのですが……。

坂下 じつは私たち民商は、あまりグループ補助を借りてないのです。借りたら返さなくちゃない。そこがネックとなりました。経営基盤が小さな零細業者にはハードルが高いのです。

司会 斉藤さん、グループ補助の関係で何か。

斉藤 まずひとつは、先ほど坂下さんもしゃべったけど、岩手県は5月の段階で被災企業の被災資産修繕事業費補助を打ち出したのです。融資ではなくて直接補助を始めたのです。

司会 最大2,000万円でもいいんですね。

斉藤 最初は修繕費でやって、その後は被災資産復旧事業費補助になりましたから2,000万円になったのです。岩手県がある意味全国に先駆けて被災企業への直接補助を踏み出した。これは5月でかなり早い時期ですから、そういう点でいけば、グループ補助を実現する引き金の取り組みにはなったと思います。グループ補助が絶大な効果を発揮したのは、10年間の実績でいうと、213グループで1,570社、918億円です。そもそも融資しかなかったわけだから、4分の3補助が実現したというのは戦後最大の大災害の中で、これがなければ業者は再建できないという認識ですね。あとはサプライチェーン先行という話があったけど、岩手県は水産加工業を優先でやりました。地域の基幹産業である水産加工業が、岩手ではグループ補助の第一号なので

す。何が問題かという、最初は予算があまりにも少なかった。だから、4分の3補助と言いつつ実際には2分の1補助になったりして大問題になった。でも、すぐ予算が拡充されたので4分の3補助に戻ったのです。あと宮城県は、それぞれ大企業のサプライチェーン優先でやったのです。岩手と宮城はいろんなところで復興の手法も中身も違うのですが、この制度は画期的で、これなしには沿岸の水産加工業だけでなく、再建できなかったのは事実だったと思うし、これは台風災害でもグループ補助はやられているので、この制度がその後も生かされているというのはその通りです。

漁業の再建というのは、産業で大きいわけですよ。9割の漁船と、養殖施設は100%流されました。これを再建するというのはとんでもないことなのです。これは4分の1ではできないのです。それでどういふことをやったかという、共同利用漁船制度というのを作って、漁協が一括して船を確保する。それを共同利用して漁民に貸し与えるみたいな制度を作って、これは9分の8補助、あと漁港施設は8分の7補助、農林水産省というのはある意味そういうことができるんだね。そういう形で、だいたい必要な漁船と養殖施設は再建したのです。これも画期的でした。これも岩手県と宮古市が6月の議会で先行的に打ち出して制度化されたというものです。だから、岩手はかなり漁民の要望を受け止めて、政府に提言しながらいち早く踏み出したのです。なんで6月かという、養殖の再建というのはワカメの種付けが6月から始まるのです。そのときに間に合わなかったら来年のワカメも取れない。そういう取り組みもありました。岩手県は、漁港も108被災して、108全部再建すると。これはどういふ発想かという、漁場、漁港、漁村は三位一体なんだと。これと違った

やり方をしようとしたのが宮城県なのです。あれは結局破綻するのですが、基本的には漁港再建の方向に最後は変わりますが、岩手県の場合は最初からそういう立場で復興してきた。だから、沿岸の漁業、水産加工業を優先して再建に取り組んだ。しかし大不漁、コロナ。再建計画を立てて融資を受けているのですが、サケ、サシマ、スルメイカが取れない。コロナで物が売れない。それで計画通り売り上げが確保できずに4分の1の返済が滞って、これは金融機関も含めて何とかしなくちゃならないという形にはなっているのですが、私は漁業、水産加工業と

いうのは災害並みの被害というか、危機に直面しているの、それなりの支援・対策を強化しないと、せっかく10年頑張ってきたけど、ここで息絶えてしまうということになりかねないので、生業の再生という点では、その課題も含めて取り組んでいく必要があると思います。

坂下 いま斉藤さんが言った船ですけど、自分で設計できるのです。その当時、漁民たちはすごく嬉しかったと。自分の使い勝手の良い設計をお願いするわけです。9分の8が補助なわけ。だから漁港はすごかったですよ。



全国・地域との連携

司会 次に移らせていただきます。本当はここで、今回私たちが取り組んできた復興が被災者・住民主体の復興たりえたのかについての議論や、防潮堤やまちづくりの問題、前川さんが指摘していた地域の会づくり、復興一揆を巡る問題などを議論したかったのですが、時間の関係で後回しにします。

全国との連携の問題について移りたいと思います。復興県民会議の活動や取り組みは全国と連携、連帯しながら、あるいは東北、とくに福島や宮城の運動と連携をしながらやってきたわけですが、こうした全国、あるいは東北との連携した取り組みが、どれだけ私たちの活動の力となり、どんな成果をもたらしてくれたのか。今後の連携した取り組みを続けていくにあたって、どんな課題があるのだろうか。その辺を議論していきたいと思います。まず最初に、当初から全国災対連や全国に行っているいろいろ訴えを

続けてきた鈴木さんから、その点について何かご意見があればお願いします。

鈴木 県内でのこのような運動をつくっていく上で、私が最初に直面したのが2008年6月14日に起きた岩手・宮城内陸地震で、一関市など被災地域を全国災対連の役員と一緒に回って歩いたことです。地域労連や民主団体の力を集めて、この地震について一関市内で集会も開催しました。これを契機に、阪神淡路大震災（いわて労連をはじめ、被災地支援に取り組む）、それ以前の雲仙普賢岳火砕流、北海道奥尻島沖地震、新潟中部地震など日本が災害列島と言われるようになり、災害時の支援で労働組合が事務局的な役割を果たすことが求められました。

復興県民会議の結成、その後の運動を担っている意味でいわて労連の役割は大きかった。達増県政が、一人も残さないという立場で取り組んだこともあり、復興に向けた施策は、他県と

比べて良かったのではないかと思います。ですから、岩手の取り組みがリードするような場があったと。10年が経過するもとの、予測される東南海沖地震などの大災害防止などの取り組みにおいて、岩手の到達点、政策上の前進点などを整理、検証を行い、活かしていくことが大切ではないかと思います。私の個人的な感想として、全国災対連における運動において復興県民会議が果たした役割は大きかったと。

司会 引き継いだ金野さんからもお話しいただけますか。

金野 実は宮城では、被災された方々の自治会とか、住民の運動を一生懸命組織して、医療費の免除制度の問題とか、あるいは災害公営住宅のすぐ前にマンションを建てて日陰になったとか、そういういろんな問題が起きて、その都度住民運動で闘ってきたと伺っています。岩手では「明るい民主県政をつくる会」や、会の構成団体である日本共産党が、知事選・県議選で、被災者本位の復興を掲げて、達増県政の復興政策そのものを変えさせてきました。その結果、県の復興政策の基本として被災者一人ひとりの「幸福追求権」を掲げさせることができた点は高く評価できると思います。

その一方で、被災者自らが立ち上がって住民組織をつくったり、被災地を主舞台とした闘いを私達が支援するという点ではちょっと不十分さがあったと思います。ただ、去年の被災者の医療費免除制度を継続するかどうかというときに、それぞれの沿岸で地方議員のみなさんがいろいろ呼びかけて、市町村長に要請したり、署名を出したりといった精力的な取り組みが効果を発揮したというふうに思っていて、今回の医療費の問題も非常に重要だと思っていました。あと全国災対連との関係でいうと、いろんな活動の資金面ではずっと支援をいただけてしまし

た。それが全国集会等に派遣するための旅費とか、交流集会や国会行動に岩手からも多数出せたのは、そういった支援があったからなのです。それが非常にありがたいなど、組織のネットワークの力というか、組織の力だなというふうに思っています。

司会 吉田さんは報告書の中で、生活重建支援金の関係で東北6県の生協連の連携のことについてお書きになっていますが、その東北6県の生協連の連携の関係でお話しいただけますか。

吉田 6県が力を合わせたのは、生活重建支援法拡充が主でしたが、そのあとは岩手・宮城・福島は被災3県で何かやるというのが割と常態化しました。例えば被災3県に消費税10%なんかとんでもないと一緒に反対のアクションを起こしたり、今度も福島原発事故のALPS処理水の問題で連携します。そういう連携は増えました。あと県内でいうと、県内は何でもすぐ共闘を作る県なので生協連としてもやり易いです。力を合わせやすい県だと思います。要求によっては今まで共闘したことのないような婦人団体と一緒にやったりできます。さっき露通さんが県行政とも連携をしながら、いろいろ要求を実現させたとおっしゃってましたが、なかなか稀有な県だなど改めて思います。ただ、私はいつも署名の件で思うのは、60万筆集めても、100万筆集めても政府に無視されることが腹立たしいです。海外では、何十万か集めると必ず議会で話題にしなきゃいけないとか、誰かからは必ず回答をしなきゃいけないというふうな決まりがあるそうです。日本もそうしてもらわないと、民意を汲み取る姿勢が全くないまま放置しているんじゃないかと思うのです。せめて署名を10万筆集めたら担当省庁から一言返答させるとか、国会で必ず話題にするとか、100万筆集めたら総理に答弁させるとかいうふうにしてもらわな

いと、集めた甲斐が全然ないし、政府への信頼も政治への関心もますますなくなります。

司会 住民投票条例は、一定の数を集めたら議会ですらどうするか議決しなきゃいけない。それと同じ制度が国にあったっておかしくないですよ。被災3県でのいろんな連携をした取り組みができるようになったという、そのきっかけになったのは今回の被災者生活再建支援金の関係の運動だったんですね。前川さんも全国を飛び回って連携のための訴えをしていらっしゃいましたよね。

前川 たまたま国会行動のスローガンが「被災地の声を聞け行動」ですから県民会議が被災地にお願いした、住民アンケートとか、こちらからいろんな集いで聞いた切実な声を訴えました。それがたまたま赤旗などに一面で取り上げられたりして、反響を呼びました。嵐の夜の仮設暮らしの不安、せめて手足を伸ばして眠りたい等の願いの代弁には多くの被災者から共感の拍手をいただきました。被災者を主人公にした運動を一層強めていきたいと思います。



継続させてきた医療費免除

司会 次のテーマに移ります。医療費免除は、岩手における取組にとって、重要で大きな成果であったと言ってよいのだと思います。この医療費窓口負担免除制度は最初は国が全額負担することで始まったわけですが、2012年10月からは、原則として国が8割、県と市町村が1割づつと変更になり、宮城県はこの段階で脱落というか、やめちゃったわけです。ところが岩手だけは、その後も市町村国保と後期高齢者医療について免除を続けて、2019年度までで265億円ぐらいのお金をつぎ込んでくれました。ただ、この措置も去年の11月16日に、住民税課税世帯については今年の3月末で免除を打ち切る、非課税世帯だけ続けるというふうになって、このままだとおそらく打ち切りになるのではないかとされています。畠山さんにお聞きしたいのですが、保険医協会はこの免除措置を継続させるためにアンケート調査を続けているわけですが、どんな思いからアンケートを行うことにしたのか。それから、このアンケートから見えてきた

ものはどういうことだったのか。そして、このアンケートの結果が免除措置の継続に果たした役割についてお話をいただけますか。

畠山 まず、現在の被災者の医療費免除の状況は、2021年の3月で、これまで免除となっていた国保と後期高齢者医療加入者である被災者の内、住民税課税世帯の方が免除打ち切りとなりました。そして、住民税非課税世帯の方は、2021年の12月で終了との方針が示されています。先日の県議会に免除再開と、住民税非課税世帯の方の来年1月以降の継続を求める請願書を提出したのですが、残念ながら一括で否決されてしまいました。

さて、岩手県保険医協会で行っているアンケートですが、第1回目が2012年の5月となり、今年で11回目となります。被災者で通院している方を対象とし、平均して2,000通を超える方からの回答をいただいています。項目を極力変えずに質問しておりまして、「医療費負担が発生した場合、通院をどうしますか？」という問い

に対し、震災から1年後くらいに実施した1回目の調査では、当時は全員免除ではありましたが、70.2%の方が「これまでどおり通院する」と回答していました。しかしそれが年々減っていき、10回目では、30.7%と大きく減っています。また、「通院回数を減らす、しない」という方は、1回目が25.1%に対し、これも年々増えていき、10回目の時点では59.4%と倍以上となっています。さらに、直近のアンケートでは、住民税が課税かどうかつまり収入状況によって免除の対象が変わりますので、現在免除となっている方は収入が少ない方といえますが、そうすると、「これまで通り通院する」と回答している方は、国保が26%後期高齢者が27.2%とさらに減ります。このまま来年1月から免除が廃止となると、多くの方の通院に影響が出ると思います。記述でも、低年金で、災害公営住宅の家賃も上がり、消費税も増税し、そしてコロナ禍と非常に厳しい状況であるとの声が多数寄せられています。これからの被災者の健康を守り、孤独死を防ぐためにも、免除は必要であると思います。

運動の成果としては、被災者の方々は、この10年の間に避難所から仮設住宅、災害公営住宅などと何回も引っ越しをすることとなり、周囲の物音や環境の適応などで、良質な睡眠の確保も難しい状態が続いたとも思いますので、心身ともに病気になったり体調が悪化する方が増えたわけです。そういう状況で、お金の心配をせずに通院できる環境があったことは、被災者の健康確保に寄与できたのではないかと思います。また、被災してなんとか再開した医療機関にも、患者さんが来院できるようになったので、診療を継続できたわけですし、特に閉じこもりがちな高齢者の方の外出の機会にもなったのではと思います。

課題としては、岩手県の問題でもあるのですが、被災地である沿岸地域は、震災以前より医療過疎状態が続いていました。病気や診療科によっては、盛岡まで来なければならない場合があります。そうでなくても、通院にはどうしても車が必須で、そうではない場合は、公共交通機関やタクシーを利用するわけですが、交通費が結構かかることになります。アンケートでも、交通費が負担だという声があります。

また、同じ被災者なのに協会けんぽなどの社会保険加入者と国保加入者で制度に差がついたことも問題です。保険者単位だと考え方がそれぞれになってしまい、どうしても差ができてしまうので、一番大きな単位である国で全部面倒を見るべきと思います。国は、免除するかどうかは保険者の判断だとか、社保加入者は収入があるからなどと言い、国民や被災者の健康確保に責任を持っているというような発言はありません。医療に限ったことではないのですが、同じ立場なのに差ができることが、分断を生むきっかけとなってしまいます。

この10年間免除としてきた岩手のような取り組みは、残念ながらその後の災害時に追従されることはありませんでした。しかし、今後、国内や岩手で災害が起こったときに、岩手では被災者支援の一つとしてこういうやり方をしたんだと、何十年後にもでも繋げていかなければならないと思っています。

司会 県医労の中野委員長が報告書の中で、保険医協会が行ってくれたアンケート調査が、地域医療を守る運動をすすめる上でも非常に力になったということを強調していらっしゃいました。やはり生の声というのは大きいんですね。きちんと一定数のアンケートを取って、こういう声があるんだ、こういう実態があるんだと突きつけることのできたことは、運動にとって非常

に大きな力になったのだらうと思います。宮城は2012年で打ち切った。岩手は続けた。その大きな要因のひとつがアンケートも含めた交渉の力だったと思いますが、ほかになぜ岩手は続けられて宮城は打ち切ることになったのか。ご意見があればお願いします。

畠山 岩手県の方針として、沿岸市町村と足並みを揃えて進めていったというのが継続できたという要因になると思います。宮城では、県と市町村の足並みが揃わず、被災が大きかった自治体で独自に免除した結果、国保では免除だったのに、75歳となって後期高齢者医療制度に切り替わったら負担が発生したという制度としてあべこべになった方がいたようです。

斉藤 被災者の医療費免除を10年続けたというのは、私は復興の最大の成果、岩手の復興における金字塔と言ってもいいぐらいの取り組みだったと思います。11年目は非課税世帯対象になったけども、11年目も続けたと。今後どうするかというのは今後の課題ですが、なぜそれができたのかというと、被災者の切実な実態と要求を視覚化したのが保険医協会のアンケートで、どういう形でこれが実現しているかということ、毎年これは更新なのです。6月議会に請願が出て、それが9年間、全会一致で採択されました。10年目だけは自民党、公明党が反対したのです。だから、超党派の要求にもなった。県議会の請願採択を受けて、県が9月議会で実施を表明する。このパターンを10年続けた。これは1年更新なのです。だから、毎年毎年の闘いがあったということです。もうひとつは、達増知事が「被災者の一人ひとりの幸福追求権」を掲げたわけです。これが大きいわけです。共産党はこういう問題提起をしました。「被災者の医療費免除は復興の試金石」ですよ。そういう立場で、この提起というのは、かなり知事にも執行

部にも大きく影響を与えて、だいたい部長、副知事、知事は、これは必要な課題だという認識で続けてきたし、去年も岩手県は継続の立場で市町村と協議したのです。当初は沿岸市町村の多数派が反対でした。岩手日報が新聞報道したように、そういう状況の中でも知事はやる気だということで、何とかしなきゃだめだという形で、非課税限定で、しかし終期を決めようと、いつまでやるのかという議論があったので、12月末までというふうになりました。今までの取り組みが11年目の継続の力になったのです。ただ、そういう経過があるものだから、私はやはり被災者の実態要求を土台にして県は考えるべきだと。これまでの成果を必ず生かすべきだという立場で取り組みを続けたいと思います。被災者と懇談すると一番出てくるのは医療費免除なのです。これがあるから、もうお金がないけれども病院にかかれました、手術ができました、生き長らえましたと。気軽に病院に行けたと言うのです。この効果はすごく絶大です。それが被災者の命と健康を支えた。被災者の実態は低所得と高齢化です。災害公営住宅にいま9,200人近く生活していますが、災害公営住宅というのはそもそも政令月収で15万8,000円が収入基準なのです。国の家賃減免の対象は8万円以下。だから、低所得の中の半分以下が国の減免措置の対象。これが岩手の場合は、67.3%です。約7割は県営住宅の収入基準の半分以下で生活している人たちです。それだけに本当に切実なのです。だから、低所得と高齢化の中で被災者の医療費免除というのは特別な重要な意味というか、10年経ったからじゃなくて、益々重要になっているというのが実態としてあるのではないかと思います。

司会 いま斉藤さんから指摘があったように、宮城と岩手の大きな違いを生んだのは復興計画の理念の違いだったと思います。「創造的復興」

の名のもとに、開発成長優先型の復興を目指した宮城県と、被災者一人ひとりに寄り添う「人間本位の復興」を理念とした岩手県、その理念のちがいが医療費免除への対応のちがいを生んだのだと思います。

次に、さてこれからどうするかということですが、来年の1月以降打ち切りになりそうなのですが、そこをどうしていくか。いま斉藤さんからは、被災者の幸福追求権的な発想に立った取り組みが必要だという指摘がありました。みなさんからもご意見を伺いたいと思います。というのは、実は生活と健康を守る会県連事務局長の川口義治さんから、「なんで被災者だけが優遇されるんだという意見が地元では出ているんだ」という報告が、先日の会議でありました。もう震災というところから離れて、高齢者とか困窮者に対する支援という観点から医療費免除の問題を考えていく必要があるんじゃないかという指摘がされているようです。今までのように震災という枠組みの中で支援を続けろという運動がいいのか、震災から一旦離れて、生活困窮や高齢者の支援という観点からの支援を求める形がいいのか。その辺について意見があればお願いします。

金野 地元のある首長も同じことを言っているのです。

司会 最近のことですか。

金野 キャラバンで2021年の5月に訪問して、毎年地域の課題とか、いろいろ住民生活向上に向けた要請懇談をするのですが、その中で被災者の医療費免除の話をしたところ、もう被災者という括りは申し訳ないけど使わないでほしいと。10年で一定期間過ぎたことで、生活困窮というのは幅広くその対象者がいるので、被災者だけ特別にということ、もう申し訳ないけど行政としてはできないというふうな言い方をしてお

りました。それから、県議会での被災者の医療費免除継続の請願の審議をしている中で自民党の県会議員が「いまコロナで多くの人が苦しんでいます。東日本大震災以降も毎年災害が発生して多くの方が被災しています。東日本大震災だけが特別な扱いをするというのはバランスが取れない」と言うのです。しかし、不幸を平準化してどうするのか、観点が間違っているのではないのかと思います。それから紹介議員になってくれた無所属の県議のNHKの元アナウンサーの方は、「災害で失ったものは大きいですよ」と言いました。だから、いま10年経ったから期限を切つていいというものじゃないと。生活全般を見れば、とても医療費免除だけで穴埋めできるわけじゃないが必要なんだというのが、その方の賛同した理由でございました。そういういろんな議論をしてほしいなと思っています。私も困った人にこそ支援をするべきだというふうに思うのです。その「困った」の範囲をどうすべきかということなんですけど。

鈴木 兵庫では、阪神淡路大震災から26年経つけど、この間、被災者の声を拾って粘り強く運動を続けています。復興県民会議も、その経験に学んで継続していくことが大切だと思います。今年で10年という区切りとなり、改めて、資料等を読んでいます。医療費の窓口負担の軽減措置の継続を収束させようとする動きがあり、一部の人がという声もある、しかし、そういう見方をしているのかと。きちんと反論もして軽減措置を継続しろというのは、「生かされた人たち」の今後の生き方、人生をどう生きていくのかという思いを強く感じます。「人間復興」ということと結びついているのでは。

畠山 いま一番困っている被災者で住民税が非課税の方というのは、低収入と言い換えてもいい方で、実際アンケートでも年間8万円ぐらいの年金でなんとか生活しているという方もいます。収入が少ない方にとって、今の窓口負担というのはとんでもなく高いです。さらに後期高齢者の医療費が2割化というのが決まり、益々負担が上がる中で、この免除がなくなって病院に行ったときに、どうやっても払えないという状況が出てくるのだと思います。そういう点では、先ほど出たような高齢者や低所得の方の医療を救済するというのは必要なことだとは思いますが。ただそうなってくると、全国的な話になりますので、そこはやはり政治が変わっていかないと。思います。ちょっと視点を変えて、医療費免除については、財源問題になって、今回の免除のように医療費助成制度が充実すると、いわゆるコンビニ受診が増えて医療費が増加するという論調が根強くあります。一方で、同様に窓口負担が減免されている子どもの医療費助成制度でみますと、少子化でありながらも対象年齢が全国的に拡大したことにより、助成対象者が大幅に増えている状況で、確かに受診回数は増えているものの、全体的な医療費が増加している中で、助成対象者の医療費はさほど増えておらず、夜間救急などの時間外受診はかえって減っているというデータもあります。つまり、早期受診によって重症化の予防になっていることはデータでも言えるわけです。このようなデータなども参考にしながら、行政として積極的な受診勧奨してほしいと思います。現在のコロナ禍で受診抑制が起こっているわけですが、感染が怖いというだけではなく、経済的な事情も反映していると思います。当会の調査でも、重症化してから受診するというケースが、特に歯科において顕著に表れています。

日本の医療費にかけている費用は、先進国と比較しても決して高くはないので、医療費の考え方を抜本的に変えることが一番重要ですが、医療費負担を減免することが早期受診に繋がり、医療費抑制にも繋がるという客観的なデータをもとに、国の政策を転換する必要があると思いますし、医療機関の立場でいえば、未収金の問題の解決にも繋がります。

司会 川口さんが指摘していることは一見正しそうに見えます。震災によるからということではなくて、本当に困っている高齢者や生活困窮者への支援に変えていく。でも、私には、これはどっちを選ぶかの話なのだろうかという思いがあって、つまり必要があるからやってきたわけです。被災者の人たちで受診抑制をせざるを得ない、健康を害する人たちがいるから支援をしましょうということでそうしてきた。それが必要なくなったからやめまうと言うならわかるのです。でもそうではなくて、必要が本当はあるのに、ほかの人たちだって困っている人がいるでしょ、その人たちも救済が必要なんだから、こっちは打ち切りましょうという議論はどこか変なのではないかと。保険医協会のアンケート結果が示しているように、こういう実態なんだと、このまま打ち切られたら受診できない人がこれだけいるんだと、そういう人たちを見殺しにするんですかという問題なのだろうと思います。さらに、ほかの人たちとの間に差別があるじゃないかという議論は別な問題であって、これは別途そういう人たちの実態を伝えて、救済する制度を作っていくべき問題なのではないか、という気がしてなりません。みなさんどうですか。

前川 ある被災者から言われたことです。低所得者で夫が亡くなった人で、今まで医療費無料だったわけです。その人はこれからも無料なのですが、無料だと肩身が狭いと言うのです。なんか

ほかの人たちは有料で、自分が被災者だということで無料になっているのは非常に心苦しい、何とかならないかと。やはりひとつは、かつて制度化されていたのは旧沢内村の60歳以上無料という、これが東京都知事的美濃部さんのときにも60歳以上無料化に連動していったのです。全国的な制度になったことがあるのですが、いずれ肩身が狭い思いで受給しているというのではなくて、対象を非課税世帯に限定せず普通に受給できるようになることが本来の姿だと思います。誰でも進んで署名して団結できる要求項目に改善をはかりたいものです。

鈴木 窓口軽減措置は、国が8割、県と自治体がそれぞれ1割負担するものとなっています。国は制度的には実施できるものですから（保険者の違いを超えて）、それが必要ならばやるべきです。もう一つは、財源問題です。いま、新型コロナウイルス感染症問題で財源問題が出ていますが、復興特別税として、住民税は2024年まで、また、所得税は2037年まで国民が負担します。負担は続くのに給付は打ち切り、社会保障の給付と負担問題と重なることを指摘したいのです。ぜひとも窓口軽減措置はつづけると言いたいですね。

斉藤 一番大事なものは、やはり被災者の実態と要求です。これが10年経って変化があったのかどうかと言えば、かえって深刻になっている。これが保険医協会の10年間のアンケート結果を見ると、例えば来年1月から負担が発生した場合に、国保の人たちは64%通院できなくなる、回数を減らす、後期高齢者の人たちは61%です。この比率はどんどん高まってきているから、被災者の実態と要求から言ったら、これを10年で打ち切るという理由にはならない。10年で打ち切るという最大の理由は、やはり10年区切り論なのです。それは復興財源が10年間プラス5年間というふうになっていて、岩手県も10年間は

復興基金で3億5,000万円の県独自の財源は確保していた。それ以降は独自の財源を確保しなくちゃいけない。やはり国の財源措置に縛られている。問題は復興というのは10年で区切りなのかということ、復興の通過点でしかない。これはまちづくりの問題もそうだし、生業の再生だってそうだし、10年で山を越えたという状況では全然ないのです。だから、被災者の生活実態も、生業の再生も、まちづくりも、復興10年というのは、あくまでも通過点で、引き続き支援が必要だと、我々はこの立場で粘り強くやる必要がある。ただ10年間という行政の壁というのがあって、行政の壁をどうやって打ち破るかということに今までにない闘いの困難さとか、課題があると思います。我々の大義からいけば、引き続き継続して拡充を求めていくことなんじゃないかと思います。台風10号災害で岩泉町や宮古市は5年間、市と町だけで医療費免除を続けたのです。岩泉町は今もやっています。残念ながら岩手県はここに補助をしなかった。2/10を市町が負担して、大震災の取り組みがあったから台風被害でも岩泉町や宮古市は医療費免除をやったのです。それは波及効果です。だから全国どこでもやれるのですが、我々はそういう形で台風災害でも被災者の医療費免除を継続させてきたという成果があるので、これをどういうふう継続させるかというのは知恵も必要だけど、立場はしっかりしてやっていく必要があると思います。あと困窮者への支援というのは別の課題なのです。被災者支援を通じてそこを拡充していくということはあったとしても、それと違った新しい制度を作るという運動ではないのだと思うのです。被災者支援を続けながら、どう拡充していくかということが大事なのではないかなと思います。



被災者本位・住民本位の復興は実現できたか

— 防潮堤をめぐる問題

司会 これまでの復興への取組によって、住民本位・被災者本位の復興を実現することができたと評価することができるのか、という問題についても議論しておきたかったのですが、残念ながら時間がありません。前川さんにお書きいただいた報告書の中で、住民から防潮堤についての不満が出ているという指摘がなされていましたので、最後に、防潮堤をめぐる問題について、皆さんの意見を伺っておきたいと思います。

斉藤 防潮堤の問題について、私は岩手県にとっては、基本的に防潮堤は必要だと思います。最大の理由は何かということ、岩手県は1896年の明治の津波、1933年の昭和の津波、今回の東日本大震災、115年の間に10メートルを超える大津波を3回体験しているのです。こういう規模の津波に対応して県民の財産を守る防潮堤の必要性は、東日本大震災規模じゃなくて、あるのだろうというふうにひとつは思います。ふたつ目に、岩手県も防潮堤を設置するときに時間がなかったのですが、22の地区で防潮堤の高さを低くしました。これは住民力なのです。地域住民が、我々は高台移転するから要らないと。あとは根浜地区のように、観光地域なので前と同じ高さでいいですと。22地区というのは、そういうふうに地域住民が結束している。自分たちの地域づくりを考えたところは高さを前と同じとか、低くしたところもあるのです。その違いは何かということ、やはり住民力です。日頃からそういう防災に取り組んでいる、地域づくりに取り組んでいるところは対応できた。ただ、岩手県が8月に復興計画で、市町村はだいたい9～10月なのです。そうすると大混乱の中で、自分

の家もどうするかわからない中で、防潮堤をどうするか、まちづくりをどうするかという議論は、時間的、物理的制約が大きかったというのはひとつあったのではないかと。そういう中でも地域の防災計画を考えたところは少なからずあった。だから、日常的な地域づくりが大きな差を作ったし、防潮堤の問題は、岩手県は押し付けないで要望があるところは受け入れて作っているのです。そういう点でも、地域の意見を聞いて対応するという取り組みはしたのですが、防潮堤は賛否両論。そういう点では、大混乱の中でどういうふうに議論をするかという大変難しいことがあったのだと。そういうところも踏まえて考えていかないと、計画が立たないと事業が進まないのです。その点はあったのではないかとこのように思っています。

司会 私は斉藤さんの意見に半分反対です。私は国はやり方を間違えたと思うのです。国が100年に1度の津波については防潮堤で対応し、1000年の一度の津波については、防潮堤+ソフト面に対応するという方針を7月に出しちゃった。それに基づいて県が、100年に1度の津波の高さを湾ごとに試算し、その津波に対応するのに必要な防潮堤の高さを算定して、各自治体に示してしまったのです。とても住民が議論する余裕も時間もない中で、県が防潮堤の高さを示したのだから、ほとんどの地域ではそれにそのまま従ってしまった。しかも防潮堤の高さを決め、それに基づいて被災した場所の盛り土の高さを決め、まちづくりの計画をするというような手法を取ったものだから、防潮堤が決まらないと先へ進めることができない、また、一

度防潮堤の高さが決まりまちづくりの計画が決まってしまうと、防潮堤の高さの議論をやり直すことは事実上不可能になってしまった。そこが根本的な誤りだったと思っています。しかも防潮堤で津波は防げないことは、これまでの経験で嫌なほど痛感させられてきたのではないかと思うのです。いずれにしても、いろんな議論がある問題を、住民が時間をかけて議論しなきゃいけない問題を、ほとんど議論もせずに決めてしまったという思いが、そしてそれは住民本位の復興とは違うのではないかという思いが私にはあります。みなさんにもご意見があるのではないかと思います。いかがですか。

金野 野田村の小田村長が、「一番丈夫なのはじつは土塁なんだと。土で固める堤防で歴史的にはそれが証明されているのに国は認めなかったと。裾野が広がって境界線がどんどん広がっていくために国はコンクリートでなきゃだめだということで、非常に残念な思いでいると。線引きをどっかでしなきゃいけない。そこで移転の対象になるかどうか、買い上げの対象になるかどうかという利害関係が、被災者の皆さんの中で大きく影響が出るというのが問題だと。だから全面を買い取ってくれるようなスケールのことをやらないと、本当の復興というか、なかなか再建は難しいという話でした。

前川 例えば宮古をはじめ三陸沿岸は、三陸復興国立公園と名称も変わり八戸から石巻までにエリアも広がっているわけです。一方、歴代政府は砂浜を埋め、湿地を埋め、岩礁を埋め、防潮堤を張り巡らし企業誘致を進めました。その結果海が見えない、国立公園にもかかわらず美しい自然景観が生かされず損なわれました。一方では観光対策を重視しなきゃならないと主張する。それはそれでいいのですが、それをどう両立させるのか。あるハワイ出身の防災学者が

宮古に来ての講演で会場から、「ハワイではどうしているのか」の質問に「ハワイは火山がいっぱいあるから、しょっちゅう地震がある。大津波じゃなくても多少の津波はしょっちゅうある。だけど、観光を台無しにしてしまったり、漁業を台無しにしてしまうようなことだけは避けている」という説明がありました。沿岸漁業・磯漁業の人たちは、岩場をとにかく次々に埋め立てられてしまい、アワビもウニも生息地帯がなくなるので、年々水揚げが少なくなり生活できなくなっています。自然を守り、観光業と漁業、防災を両立させる政策を「住民合意」で進めることが緊要と考えます。

鈴木 最近、分かったのですが、防潮堤の高さの設定問題です。斉藤県議、佐々木弁護士の話に関連するのですが、100年に1度はレベル1、1000年に1度はレベル2。国交省には、そういう基準あって、防潮堤の高さが議論される。県内では、高さの設定に関する住民のなかでの議論はあまりなかったように感じます。大津波による甚大な被害の下で、一日でも早く、再建をしたいとの思いが強かった。全国災対連でも議論となりましたが、岩手、宮城、福島でその対応は異なっていたように思います。宮城では、被災地住民のコミュニティーが活発で県政に対する批判が高まっていました。

司会 この問題が非常に難しいと思うのは、住民や被災者の意見や想いをどのように汲んでいくか、この点がとても難しいということです。防潮堤やまちづくりについて、被災者や住民の意見を聞いて計画に反映させようとしても、被災者は、自分の家をどうするか、どうやって食べて行ったらよいかなどといった問題を目の前に抱えています。また働き場所を探してよそに行かなければならない、といった事情もあります。その結果、被災者が集会に出て意見を述べ

ること自体とても困難なのです。そうすると、形だけの住民の集会みたいなものになってしまう。斉藤さんもおっしゃっているように、あれだけの被害が発生している中で、被災者や住民一人ひとりの意見を聞くというのは言葉では簡単なのですが、実際は本当に難しいことであることを実感させられています。

前川 被災直後の街の惨状、津波が襲ってくるところの映像も見ながら討論を深めあいたいものです。実際こうだったんだという。今度、日本・千島海溝地震の津波浸水想定で市役所が県内で埋没するのは5か所あるとか、まちが全滅するとか、防潮堤は乗り越えるという報道があります。これらのことについて我々はまだ十分知らない、「住民合意」だとは言うものの、何か指し示す基準というか、あ のとき県民会議が言ったからそうなったとまではいなくても、何か明るい展望を示し合いたい、明るく住みよい安全なまちづくりのための勉強会、懇談会を定期的に開きたいものです。その運動の主体は、わが復興県民会議と被災地・被災者主役の「地域の会」ではないでしょうか。

鈴木 復興県民会議では、被災地の運動を主体的にすすめる地域の組織づくりについて議論され

ました。南部三閉伊一揆に学んで、被災地の声を国にとどけることが必要と。そのことから、復興一揆という発想につながったのですが、「小〇」の旗を掲げ、沿岸被災地で行進。復興県民会議から、被災地組織に働きかけ、久慈地域、宮古地域が住民組織を立ち上げ、終結地として集会和市民行進を実施した釜石では、その成功に向けた奮闘しました。地域組織ができたところでは、中央への要請行動への代表派遣を組織しました。運動は継続が求められますが、復興県民会議はその旗振り役を一定、果たすことができと思います。それを支えてくれたのは全国からの支援があったからです。

司会 本当は、住民本位の復興、被災者本位の復興たりえたかについて、もっともっと議論をしておきたかったのですが、時間が来ましたので終了しなければなりません。この問題は、復興における根本的な問題であり、それだけに復興県民会議の取組や活動を総括する上で、極めて重要なテーマであると思います。いつか、ぜひ、機会を設けて、皆さんに議論していただきたいと考えています。

では、これで、本日の座談会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。



◀左から
昌山恒平さん
(岩手県保険医協会事務局長)
鈴木露通さん
(岩手県社保協事務局長、復興県民会議前事務局長)
斉藤 信さん
(岩手県議会議員、復興県民会議常任世話人)
佐々木良博さん
(弁護士、復興県民会議常任世話人)
前川慧一さん
(復興県民会議代表世話人、元東日本大震災被災者の生活再建をめざす釜石地域の会代表)
坂下 豊さん
(岩手県商工団体連合会事務局長・復興県民会議会計監事)
吉田敏恵さん
(岩手県生活協同組合連合会専務理事・復興県民会議常任世話人)

おわりに

皆様の協力を得て、復興岩手県民会議の10年の活動記録をまとめることができました。

この作業を通して、一人ひとりの力は小さくとも、小さい力が組織的に結び合うとき大きな力を発揮することを実感することができました。

また、災害復興の取組は、これまで全国で取り組まれてきた運動の成果や教訓を基礎とするものであることについても、実感することができたように思います。その意味では、災害復興への取組は個々の災害ごとの取組ように見えながら、実は連続し継続する取り組みであるということができるとおもいます。

この報告書が、これからの災害復興の取り組みにおいて少しでも役に立ってくれることを願うばかりです。

なお、本報告書では取り上げることができなかった問題や議論・検討が不十分な問題も数多くあるように思います。「はじめに」で述べましたように、今後皆さんのご意見を受けてより充実したものにしていきたいと考えておりますので、是非ご意見をお寄せいただきたくお願いいたします。

被災者に寄り添う人間本位の復興をもとめて



発行 2021年10月1日

編集 東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議
10年の活動記録 プロジェクトチーム

責任者 佐々木 良博
編集委員 川口 義治
同 吉田 敏恵
同 中野 るみ子
同 金野 耕治

事務局 岩手県労働組合連合会（いわて労連）
〒020-0015 盛岡市本町通2-1-36 浅沼ビル5階
TEL 019-625-9191 FAX 019-654-5092
Eメール roren@iwateroren.org

印刷 株式会社 興版社
〒020-0816 盛岡市中野1丁目4-14
TEL 019-624-3456 FAX 019-625-3456

表紙の絵テーマ 「苦難の風に立ち向かって生きる」
滝沢市 縣 二三男

苦難の風に
立ち向かって生きろ

ゆが